

滝沢市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画(第9期)

令和6年度～令和8年度



令和6年3月
岩手県 滝沢市

《 目 次 》

第1章 計画策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画策定に向けた組織及び体制	2
第4節 計画期間	4
第5節 他計画との関係	4
第6節 日常生活圏域について	4
第7節 地域包括支援センター担当圏域と圏域ごとの状況	4
第2章 要介護者等地域の実態の把握	6
第1節 人口の状況	6
第2節 人口の推移	8
第3節 自然動態の推移	10
第4節 社会動態の推移	11
第5節 高齢者世帯の状況	12
第3章 介護保険サービスの現状	13
第1節 介護保険サービスの現状	13
1 要介護認定者数の推移	13
2 要介護認定者の自立度等の状況	15
3 介護度別サービスの利用状況	18
4 第8期のサービス利用状況	20
第2節 地域支援事業の状況	24
第4章 計画の基本理念	27
第1節 第8期計画の評価・課題	27
第2節 第9期計画の理念	30
第3節 第9期計画の推進・評価方法	30
第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて	31
第1節 第9期計画の施策の展開	31
第2節 地域共生社会の実現のための施策ごとの評価及び今後の方向性	34
1 地域包括ケアシステムを支える体制の強化	34

2 尊厳の保持及び権利擁護の推進	36
3 地域で見守る・支え合う認知症施策の充実	38
4 在宅生活を支える医療と介護の連携強化	40
5 生活支援の充実	42
6 介護予防の推進と生きがいづくり	44
第6章 介護保険サービス量等の見込み	46
第1節 被保険者数の推計	46
第2節 要介護認定者数の推計	47
第3節 介護保険サービス利用量等の推計	48
1 介護サービス	48
(1) 介護サービス	48
(2) 介護予防サービス	49
(3) サービス基盤の現状と整備の考え方	49
2 地域支援事業	51
3 その他の高齢者福祉事業	54
第7章 介護保険給付等の見込み	55
第1節 介護保険給付等の見込み	55
第2節 第1号被保険者の保険料	56
1 保険料算定の基本的な考え方	56
2 介護保険事業の費用負担割合	56
3 第1号被保険者の保険料算定	57
4 保険料段階設定と第1号被保険者の保険料	58
第3節 適正な介護サービスの確保のための取り組み	60
1 介護給付適正化	60
2 人材の確保と業務の効率化	61
3 事業所の体制整備	61

資料編

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

国の令和5年版高齢社会白書によれば、令和4年10月時点の総人口における65歳以上人口は、3,624万人となり、高齢化率も29.0%となっています。団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年には、3,653万人に達すると見込まれており、その後の令和25年に3,953万人でピークを迎えるまで増加傾向が続き、特に医療及び介護双方のニーズを有する85歳以上の人口が急増するものと推計されています。このように高齢化の進行が予測されており、それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、高齢者のみ世帯などの支援が必要な高齢者の増加も見込まれます。

本市においても高齢化率は伸び続けており、令和5年3月末の第1号被保険者（65歳以上）は、14,785人であり、高齢化率（市人口に対する65歳以上人口割合）は26.9%となっており、毎年増加しています。また、要支援・要介護認定者は2,326人（うち第1号被保険者2,265人）となっており、年々増加しています。これからの超高齢化社会において、本市のこれまでの取り組みを引き継ぎつつ、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、認知症対策などに取り組み、介護保険制度を運営しながら、地域で必要とされるサービスの適切な提供体制を整えていくことが求められます。

本計画は、滝沢市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑かつ安定的な実施を図り、更には医療、介護、予防、住まいを含む生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化、推進に向けた取り組みの実施を含めた地域包括ケア計画の要素も併せ持ちながら、令和6年からの3年間の施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス等の需要の見込みなどについて策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

市町村老人福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定において、老人居宅生活支援事業及び老人施設による事業の供給体制、事業量及びその確保のための方策について定めることとされており、全ての高齢者を対象とした高齢者福祉事業全般に関する総合的な計画として位置づけられます。

市町村介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定において、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護給付等対象サービスの量の見込み、地域支援事業の量の見込み、その確保のための方策など高齢社会に対応した目標、介護保険事業を運営するための事業計画として位置づけられます。

この2つの計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項に基づき、一体的に策定することにより、整合性をもって、調和のとれたものとなります。

本計画は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには保健・福祉分野の連携が必要であることから、市町村老人福祉計画を保健分野も含めた「滝沢市高齢者保健福祉計画」として策定し、市町村介護保険事業計画となる「滝沢市介護保険事業計画」と一体のものとして策定するものです。

第3節 計画策定に向けた組織及び体制

滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画並びに地域包括ケアシステムにかかる市の取り組みについて、計画的に推進できるよう策定を進めました。

I 計画のプロセス

I ニーズ調査

『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（※1）』、『在宅介護実態調査（※2）』及び『在宅生活改善調査（※3）』の集計結果などをもとに住民ニーズを把握。

II 指標の収集

それぞれの指標について、統計資料・アンケート調査・事業実績・既存資料等により情報を収集。

III 現状評価・課題分析

得られた指標を基に現状を評価し、課題を分析。
【いきいきライフを語る会・高齢者保健福祉協議会】

IV 計画内容の体系化

国の指針を基に、必要な内容を体系化。

V 推進内容の決定・目標の設定

市の取り組みについて、年度ごとに推進目標を設定。

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（資料編P. 資-8）

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定するために実施しました。

<実施期間>令和4年12月～令和5年1月

<対象者>要介護認定を受けていない65歳以上の方、要支援認定を受けている65歳以上の方
1,000人

<回答者>640人（回答率64.0%）

※2 在宅介護実態調査（資料編P. 資-14）

「要介護者の在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」の2つの視点に基づき、介護保険サービスの利用実態との関係等を分析することで、高齢者の在宅生活の継続や家族等介護者の就労継続等に資する取り組みを検討するために実施しました。

<実施期間>令和4年12月～令和5年1月

<対象者>在宅で生活をしている、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方のうち、
更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方 1,000人

<回答者>544人（回答率54.4%）

※3 在宅生活改善調査（資料編P. 資-17）

過去1年間に介護サービス利用者が、自宅等から居場所を変更した人数及び行先、自宅等において死亡した人数等を把握し、現在、自宅等に住んでいる方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている方を把握し、住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な支援やサービスを検討するために実施しました。

<実施期間>令和5年6月

<対象者>市内居宅介護支援事業所 16事業所

<回答者>15事業所（回答率93.8%）

2 計画策定組織等

(1) 滝沢市高齢者保健福祉協議会

市の高齢者の保健福祉に関する重要事項を調査審議いただく市長の附属機関であり、市民3人、介護保険サービス提供事業者3人、学識経験者5人、関係福祉団体の代表者3人の計14人に委員を委嘱しています。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進捗管理並びに評価、策定等に関して審議いただいています。

(2) 滝沢市いきいきライフを語る会

滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進にあたり、広く意見を求めるための組織であり、介護経験者、ボランティア等として高齢者保健福祉活動に携わった経験のある方、高齢者保健福祉関係団体から推薦があった方の計12人に委員を委嘱しています。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定・推進等に関して、率直な意見を聴取し、計画策定のプロセスにも参画いただいています。

(3) 庁内体制

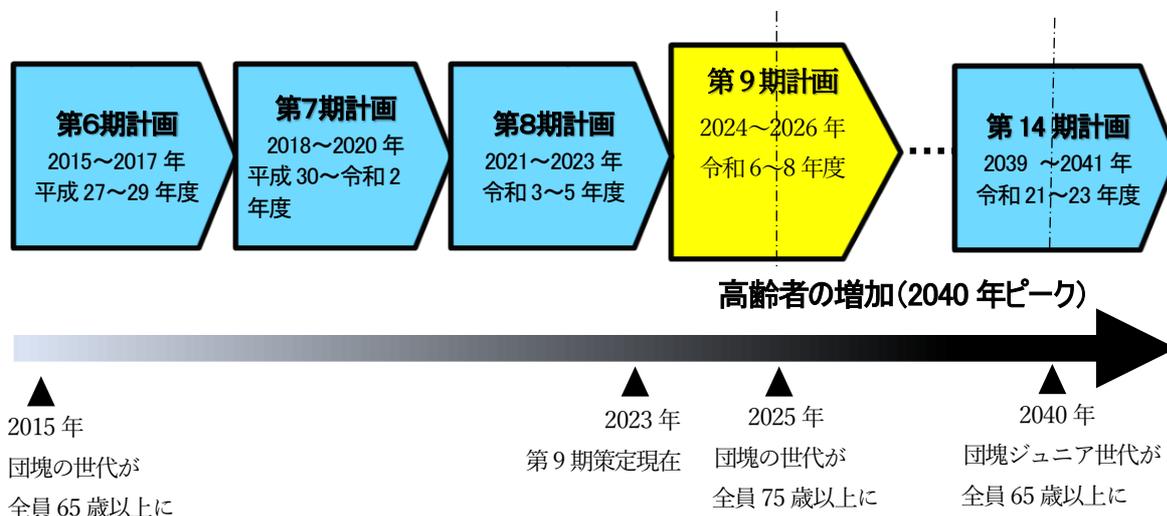
庁内に設置されている高齢者保健福祉部会において高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画への意見を求め、計画策定の検討を進めました。

(4) 地域懇談会

計画の見直しにあたり、市内3か所で地域懇談会を行い、前回計画（第8期）期間中の高齢者施策、介護保険事業の状況・評価やアンケート調査結果等について説明し、意見・要望等を伺い、計画へ反映させています。

第4節 計画期間

介護保険事業計画は、3年ごとの見直しが義務付けられているため、介護保険事業計画（第9期）の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までとなります。高齢者保健福祉計画も介護保険事業計画と一体的に策定することから、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画年度とします。



第5節 他計画との関係

「滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、第2次滝沢市総合計画、第2次滝沢市地域福祉計画、保健福祉関連の各個別計画や岩手県保健医療計画等と整合性を図り、連携しながら高齢者保健福祉施策を総合的、効果的、効率的に展開していきます。

第6節 日常生活圏域について

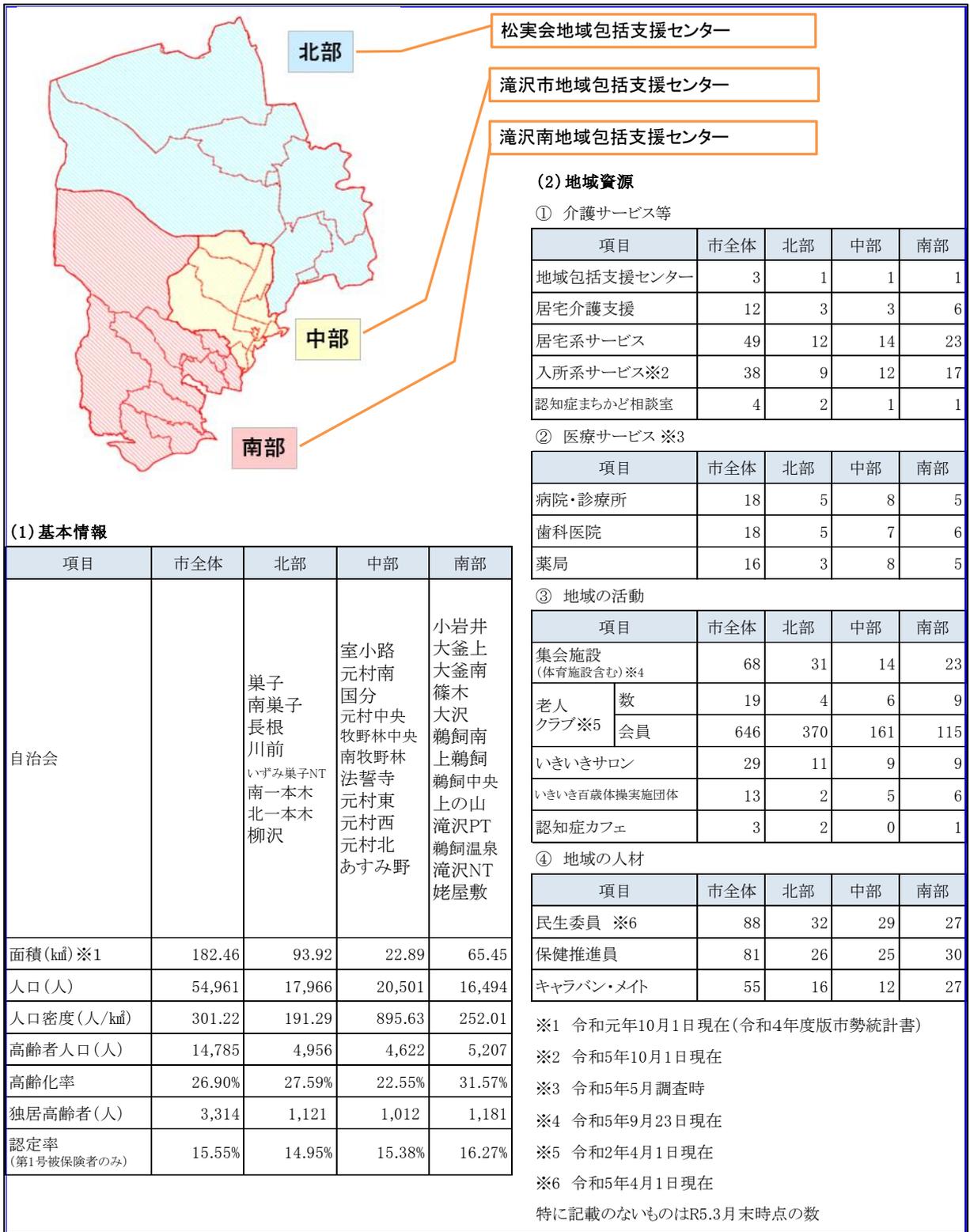
市町村介護保険事業計画において、当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定め、その圏域ごとに基盤整備をしていくことが必要とされています。

当市においては、第8期計画と同様に市全体を1つの圏域として設定しますが、今後の人口や世帯、高齢者数の状況やサービス提供事業者の動向を把握しながら、日常生活圏域の設定について検討していきます。

第7節 地域包括支援センター担当圏域と圏域ごとの状況

地域包括支援センターの設置に係る具体的な担当圏域の設定に当たっては、市町村の人口規模、業務量、運営財源や専門職の人材確保の状況、地域における日常生活圏域との整合性に配慮し、最も効果的・効率的に業務が行えるよう、市町村の判断により担当圏域を設定するものとされています。

地域包括支援センターの担当圏域は、人口規模及び滝沢市総合計画の地域別計画における計画地域を考慮し、単位自治会を基本として次ページのとおり設定しました。圏域ごとの状況は次ページの表に示すとおりです。なお、高齢者人口の増加等必要に応じ、担当圏域の見直しを行います。



第2章 要介護者等地域の実態の把握

第1節 人口の状況

平成27年から令和4年までの滝沢市の人口は緩やかに増加していますが、70歳以上の人口に大きな伸びがみられ、年齢構成比をみると、0～35歳までの若年層の割合が減少し、65歳以上の高齢者の割合が約1.24倍増加しています。

滝沢市の人口と年齢構成の変化（5歳階級別）

（単位：人）

平成27年					令和4年				
	男	女	男女計	構成比		男	女	男女計	構成比
0～4歳	1,242	1,285	2,527	5.2%	0～4歳	1,058	1,023	2,081	3.8%
5～9歳	1,342	1,321	2,663	5.7%	5～9歳	1,272	1,298	2,570	4.6%
10～14歳	1,512	1,339	2,851	5.2%	10～14歳	1,426	1,333	2,759	5.0%
15～19歳	1,486	1,381	2,867	5.2%	15～19歳	1,554	1,426	2,980	5.4%
20～24歳	1,781	1,633	3,414	6.2%	20～24歳	1,787	1,306	3,093	5.6%
25～29歳	1,493	1,484	2,977	5.4%	25～29歳	1,163	1,069	2,232	4.0%
30～34歳	1,658	1,691	3,349	6.1%	30～34歳	1,345	1,362	2,707	5.8%
35～39歳	1,877	1,873	3,750	6.8%	35～39歳	1,648	1,712	3,360	6.5%
40～44歳	2,012	1,970	3,982	7.2%	40～44歳	1,866	1,879	3,745	6.8%
45～49歳	1,650	1,733	3,383	6.1%	45～49歳	2,096	2,050	4,146	7.5%
50～54歳	1,729	1,803	3,532	6.4%	50～54歳	1,854	1,893	3,747	6.8%
55～59歳	1,739	1,876	3,615	6.5%	55～59歳	1,639	1,714	3,353	6.0%
60～64歳	1,941	2,147	4,088	7.4%	60～64歳	1,746	1,857	3,603	6.5%
65～69歳	1,912	2,145	4,057	7.3%	65～69歳	1,813	1,944	3,757	6.8%
70～74歳	1,363	1,414	2,777	5.0%	70～74歳	1,920	2,263	4,183	7.5%
75～79歳	924	1,121	2,045	3.7%	75～79歳	1,281	1,426	2,707	4.1%
80～84歳	558	834	1,392	2.5%	80～84歳	858	1,115	1,973	3.6%
85歳以上	425	1,139	1,564	2.8%	85歳以上	660	1,486	2,146	3.9%
不詳	270	185	455	0.8%	不詳	175	150	325	0.6%
合計	26,914	28,374	55,288	100%	合計	27,161	28,306	55,467	100%

資料：岩手県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

滝沢市の人口と年齢構成の変化（世代別集計）

（単位：人）

平成27年					令和4年				
	男	女	男女計	構成比		男	女	男女計	構成比
0～39歳	12,391	12,007	24,398	44.1%	0～39歳	11,253	10,529	21,782	39.3%
40～64歳	9,071	9,529	18,600	33.6%	40～64歳	9,201	9,393	18,594	33.5%
65～74歳	3,275	3,559	6,834	12.4%	65～74歳	3,733	4,207	7,940	14.3%
75歳以上	1,907	3,094	5,001	9.0%	75歳以上	2,799	4,027	6,826	12.3%
不詳	270	185	455	0.8%	不詳	175	150	325	0.6%
合計	26,914	28,374	55,288	100%	合計	27,161	28,306	55,467	100%

資料：岩手県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

滝沢市の人口と後期高齢者年齢構成の変化（5歳階級別）

（単位：人）

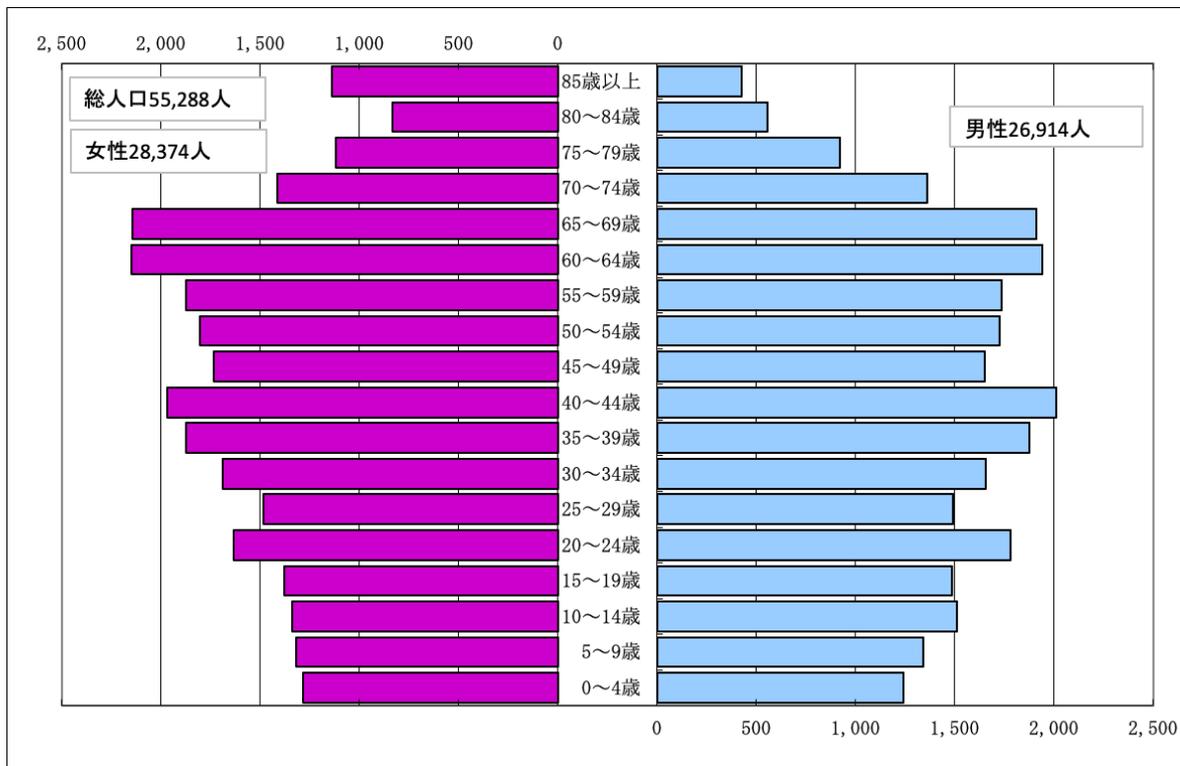
平成27年					令和4年				
	男	女	男女計	構成比		男	女	男女計	構成比
85～89歳	302	604	906	1.6%	85～89歳	417	827	1,244	2.2%
90～94歳	91	365	456	0.8%	90～94歳	198	469	667	1.2%
95～99歳	28	138	166	0.3%	95～99歳	45	168	213	0.4%
100歳以上	4	32	36	0.1%	100歳以上	0	22	22	0.0%
合計	425	1,139	1,564	2.8%	合計	660	1,486	2,146	3.9%

資料：岩手県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

人口ピラミッドの比較においても、平成27年の「団塊の世代」の層の65歳前後の人口が移行し、令和4年では65歳以上の層が多い形になっています。

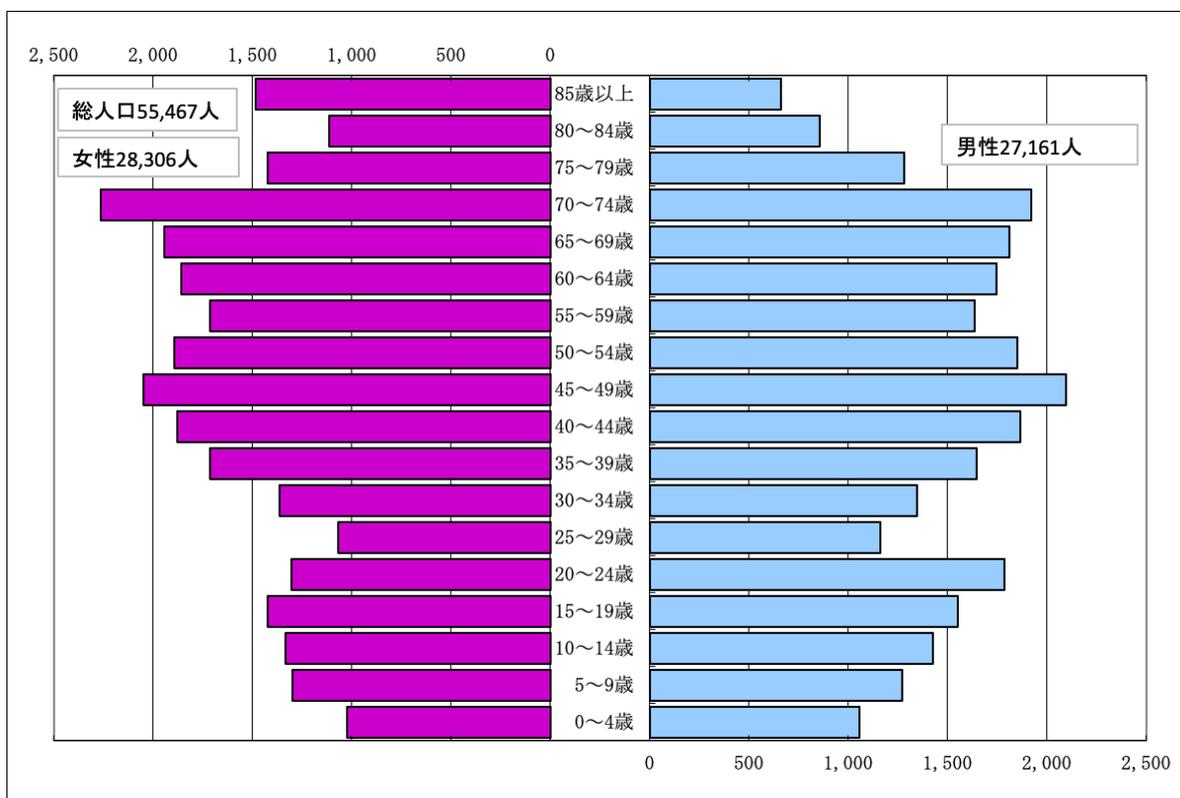
滝沢市の平成27年の人口ピラミッド（5歳階級別）

（単位：人）



滝沢市の令和4年の人口ピラミッド（5歳階級別）

（単位：人）



第2節 人口の推移

滝沢市は、昭和50年ごろから高い伸び率で人口が増加してきました。平成12年に5万人を超えた以降は伸び率が鈍化したものの、人口の増加は続いています。

滝沢市の高齢化率は、岩手県の高齢化率34.33%より低く、県内33市町村中最も低い状況です。65歳以上の人口の推移を見ると、介護保険制度がはじまった平成12年時点では5,620人で高齢化率は11.01%でしたが、令和4年は14,766人で、高齢化率は26.62%と2倍以上増加しています。また、後期高齢者数も増加しています。

滝沢市の階層別に見た人口の推移

(単位：人)

年	総人口	内 訳								高齢化率	65歳以上人口に対する 前期・後期の比率	
		年齢 不詳	0～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上			計		前期高齢者	後期高齢者
						前期高齢者	後期高齢者					
						(65～74歳)	(75～84歳)	(85歳以上)			(65～74歳)	(75歳以上)
平成21年	53,944	27	8,140	18,263	18,692	4,980	2,746	1,096	8,822	16.35%	56.45%	43.55%
平成24年	54,633	455	8,104	17,104	19,009	5,618	3,076	1,267	9,961	18.23%	56.40%	43.60%
平成27年	55,288	455	8,041	16,357	18,600	6,834	3,437	1,564	11,835	21.41%	57.74%	42.26%
平成30年	55,507	323	7,689	15,591	18,578	7,563	4,018	1,745	13,326	24.01%	56.75%	43.25%
令和4年	55,467	325	7,410	14,372	18,594	7,940	4,680	2,146	14,766	26.62%	53.77%	46.23%

資料：岩手県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

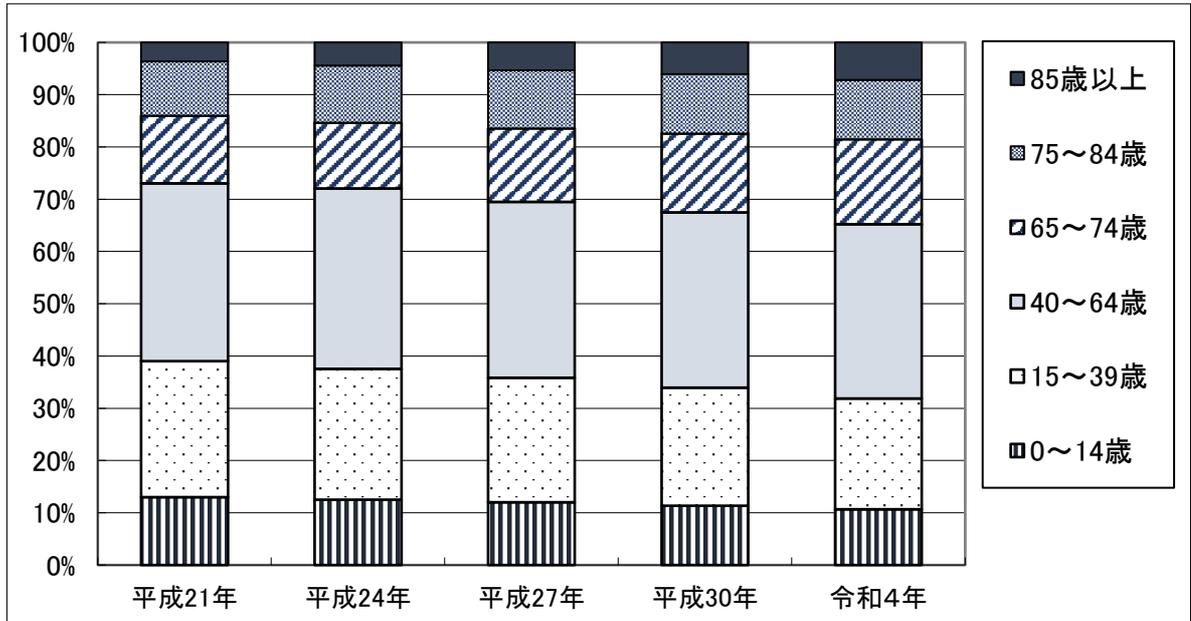
【参考】岩手県の階層別に見た人口の推移

(単位：人)

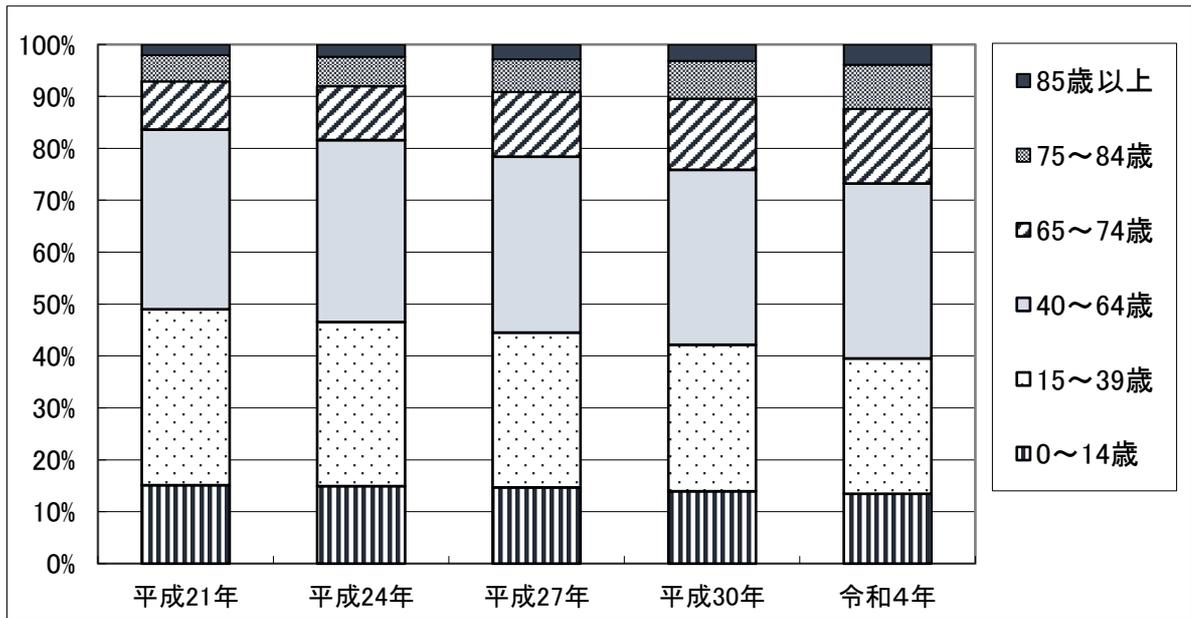
年	総人口	内 訳								高齢化率	65歳以上人口に対する 前期・後期の比率	
		年齢 不詳	0～14歳	15～39歳	40～64歳	65歳以上			計		前期高齢者	後期高齢者
						前期高齢者	後期高齢者					
						(65～74歳)	(75～84歳)	(85歳以上)			(65～74歳)	(75歳以上)
平成21年	1,340,852	4,253	173,968	347,668	454,288	173,637	138,155	48,883	360,675	26.90%	48.14%	51.86%
平成24年	1,303,351	5,065	162,319	325,544	447,972	163,193	141,529	57,729	362,451	27.81%	45.02%	54.98%
平成27年	1,272,891	5,065	152,356	301,895	426,992	178,315	140,486	67,782	386,583	30.37%	46.13%	53.87%
平成30年	1,240,522	7,143	140,134	278,707	413,342	186,483	139,727	74,986	401,196	32.34%	46.48%	53.52%
令和4年	1,180,512	14,912	124,558	247,178	388,617	189,562	132,309	83,376	405,247	34.33%	46.78%	53.22%

資料：岩手県人口移動報告年報（各年10月1日現在）

滝沢市の階層別に見た人口の年齢割合グラフ



【参考】岩手県の階層別に見た人口の年齢割合グラフ



第3節 自然動態の推移

出生と死亡の差異から求める自然動態を見ると、本市の人口は平成27年まで微増しておりましたが、平成30年以降自然増加数がマイナスとなっています。岩手県全体では明らかな人口減少傾向にあり、本市も自然動態において人口減少の局面となっています。

合計特殊出生率（※）を見ますと、概ね全国平均と同様な傾向となっています。平成30年には1.36となり全国平均を下回っていますが、令和2年は0.11ポイント全国平均を上回っています。出生数自体は平成21年以降、減少傾向です。

※合計特殊出生率：15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、その年次の年齢別出生率において1人の女性が一生の間に産むとした時の子どもの数を表します。

滝沢市の自然動態の推移

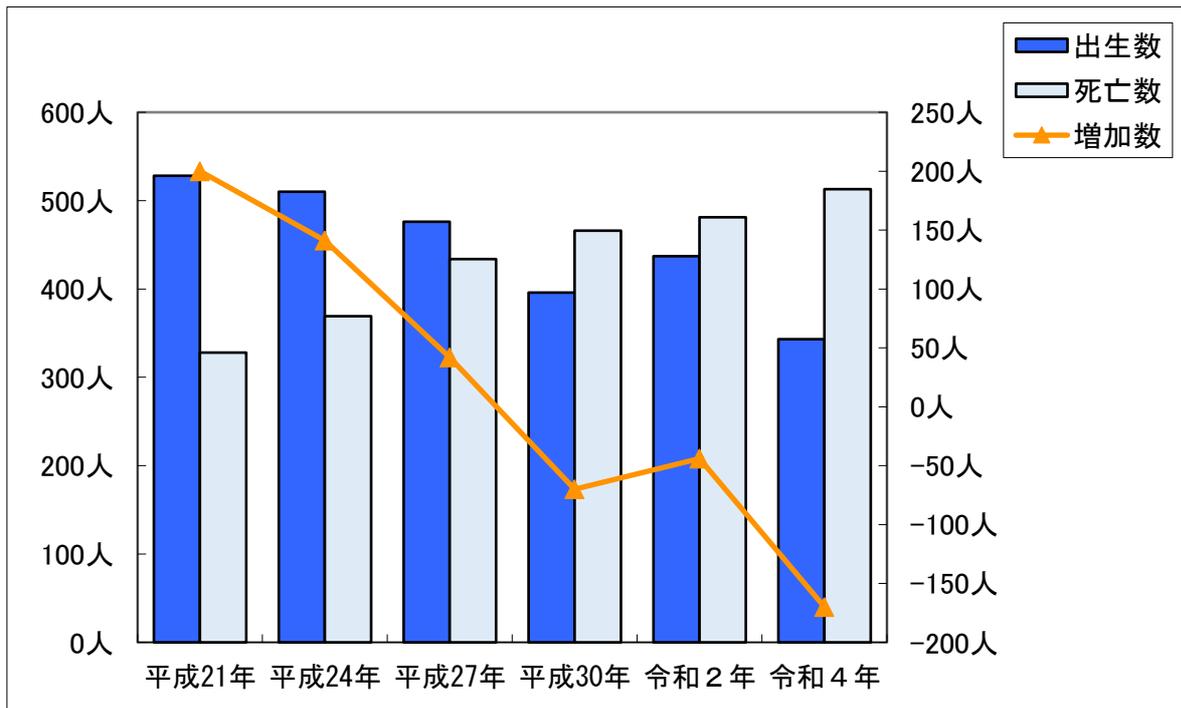
(単位：人)

区分	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和2年	令和4年	
滝沢市	出生数	528	510	476	396	343	
	死亡数	328	369	434	466	513	
	増加数	200	141	42	△ 70	△ 170	
	合計特殊出生率	1.36	1.52	1.45	1.36	1.44	-
岩手県	出生数	10,020	9,246	8,938	7,719	6,764	6,011
	死亡数	15,418	16,329	16,537	17,384	17,239	18,443
	増加数	△ 5,398	△ 7,083	△ 7,599	△ 9,665	△ 10,475	△ 12,432
	合計特殊出生率	1.37	1.44	1.49	1.40	1.32	-
全国	合計特殊出生率	1.37	1.41	1.45	1.42	1.33	-

資料:岩手県人口移動報告年報(各年10月1日現在(前年10月から当年9月までの集計数))

合計特殊出生率は、県人口動態統計データ(令和2年まで)

滝沢市の自然動態グラフ



第4節 社会動態の推移

転入、転出等による社会動態を見ますと、最近では本市の転出数は約2,300人から2,400人程度で推移していますが、転入が減少傾向となっており、令和4年には社会動態の伸びがマイナスとなりました。

岩手県全体でも明らかな人口減少傾向にあり、今後は横ばいで推移し、大きな増加は望めないと考えられます。

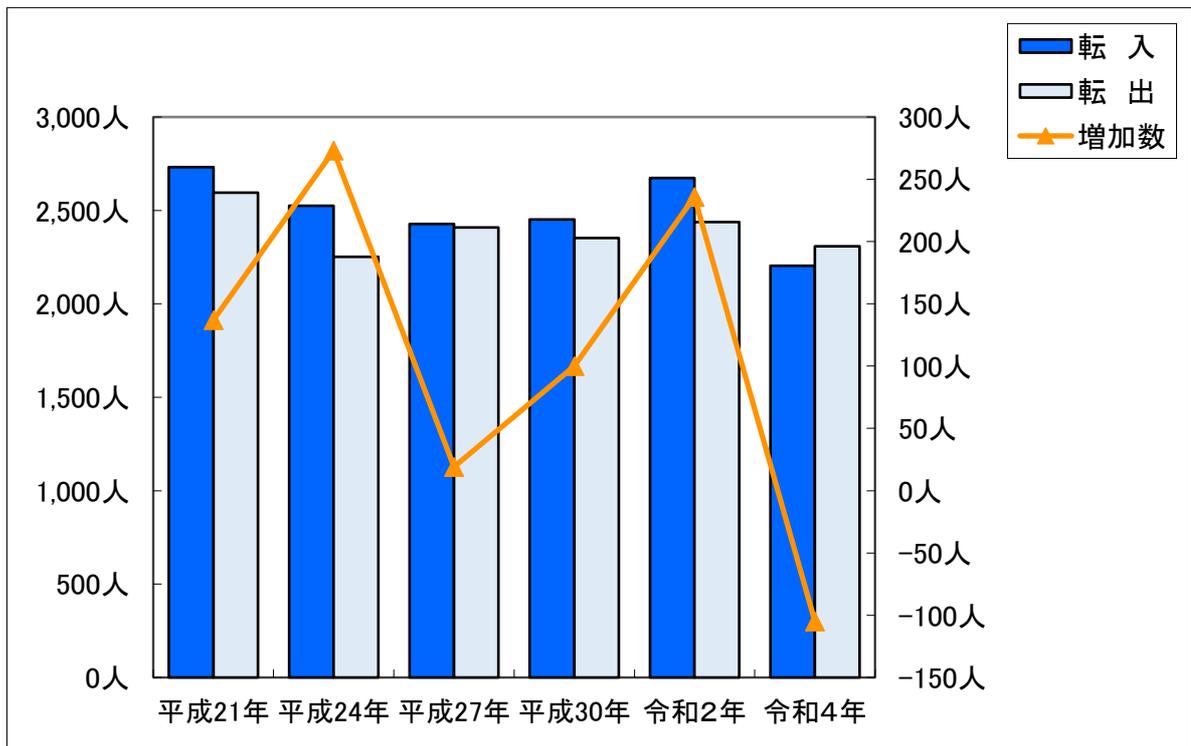
滝沢市の社会動態の推移

(単位：人)

区分	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和2年	令和4年	
滝沢市	転入	2,732	2,525	2,428	2,452	2,674	2,203
	転出	2,595	2,252	2,409	2,352	2,438	2,308
	増加数	137	273	19	100	236	△ 105
岩手県	転入	41,231	40,862	38,406	36,473	35,319	35,249
	転出	47,369	43,184	42,300	41,093	39,073	38,582
	増加数	△ 6,138	△ 2,322	△ 3,894	△ 4,620	△ 3,754	△ 3,333

資料:岩手県人口移動報告年報(各年10月1日現在(前年10月から当年9月までの集計数))

滝沢市の社会動態グラフ



第5節 高齢者世帯の状況

国勢調査結果より高齢者世帯についてみると、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しており、全世帯に占める割合も増えています。平成27年の調査では、高齢者単身世帯と高齢夫婦世帯を合わせると、全世帯のうち16.0%を占めます。

このことから、支援が必要な高齢者が増加していることが伺えます。

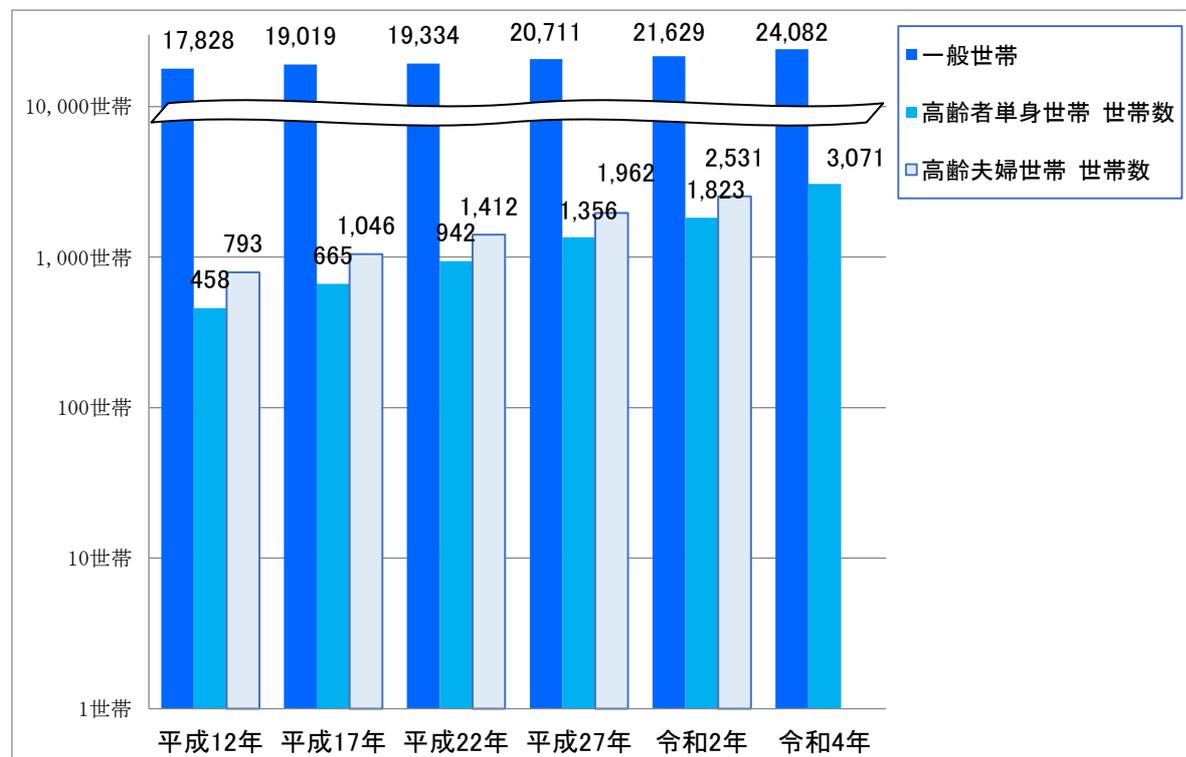
滝沢市の高齢者世帯の推移

(単位：人)

年度	一般世帯	高齢者単身世帯		高齢夫婦世帯	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比
平成12年	17,828	458	2.6%	793	4.4%
平成17年	19,019	665	3.5%	1,046	5.5%
平成22年	19,334	942	4.9%	1,412	7.3%
平成27年	20,711	1,356	6.5%	1,962	9.5%
令和2年	21,629	1,823	8.4%	2,531	11.7%
令和4年	24,082	3,071	12.8%	—	—

資料：平成12年から令和2年までについては国勢調査、令和4年については地域包括支援センター調べ（令和4年9月末現在）

滝沢市の高齢者世帯の推移グラフ



第3章 介護保険サービスの現状

第1節 介護保険サービスの現状

1 要介護認定者数の推移

介護保険制度創設の平成12年度以降、高齢者の増加に伴い要介護認定者も増加の傾向となっています。令和3年度から令和5年度までの要介護認定者数は、推計値を下回りましたが、介護度別の構成割合では、「要支援」「要介護1」「要介護2」の伸び率が大きく、介護予防の必要性が高まっています。

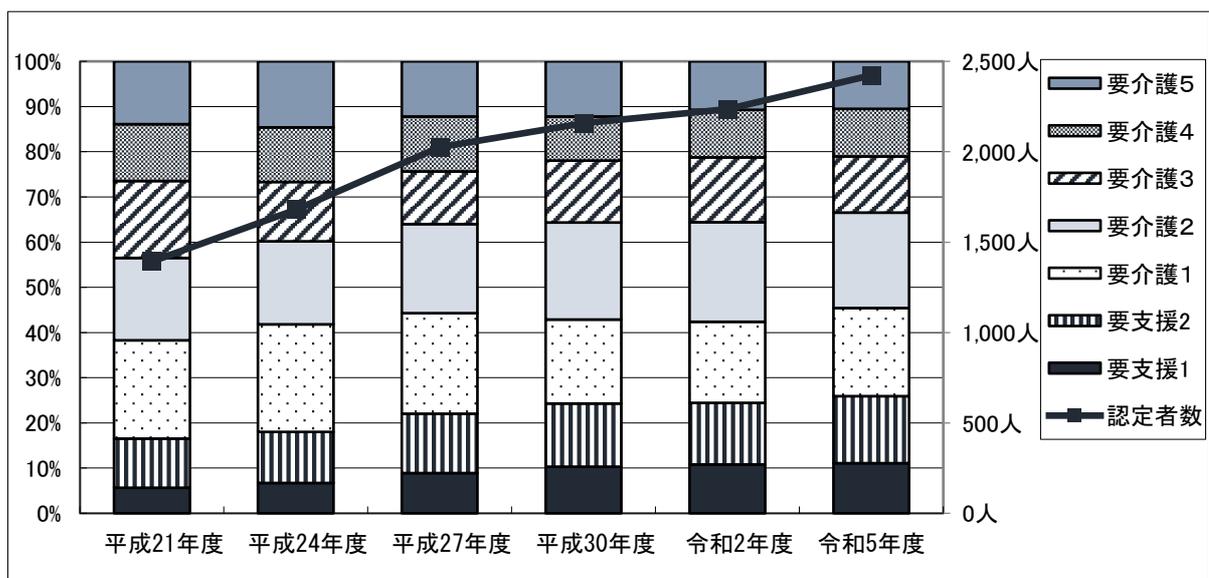
要介護認定者数の推移

(単位：人)

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和5年度 構成割合
要支援1	79	113	181	223	242	262	284	268	11.06%
要支援2	151	190	265	301	305	311	306	360	14.86%
要支援	230	303	446	524	547	573	590	628	25.92%
要介護1	303	399	451	401	400	430	456	472	19.48%
要介護2	254	309	399	463	494	484	503	512	21.13%
要介護1~2	557	708	850	864	894	914	959	984	40.61%
要介護3	237	221	237	296	320	302	273	301	12.42%
要介護4	175	202	246	211	235	263	255	255	10.52%
要介護5	194	246	247	263	240	248	236	255	10.52%
要介護3~5	606	669	730	770	795	813	764	811	33.47%
認定者数	1,393	1,680	2,026	2,158	2,236	2,300	2,313	2,423	100.00%

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）

要介護認定者に占める各介護度割合のグラフ



【参考】介護認定を受けた場合の身体状況など

介護度	身体状況	利用できるサービス等
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としていない	介護予防事業
要支援1	基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、介護予防のための支援や改善が必要	介護予防サービス
要支援2	要支援1の状態より基本的な日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要	
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要	介護サービス
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要	
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介助が必要	
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難	
要介護5	生活全般にわたって介助が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能	

2 要介護認定者の自立度等の状況

令和4年4月から令和5年3月までに滝沢・雫石介護認定審査会で審査をした方（滝沢市分）の介護度別の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」及び「認知症高齢者の日常生活自立度」の状況は次の表のとおりです。

要介護度は、「要介護1」「要介護2」「要支援2」の順に人数が多くなっています。障害高齢者の日常生活自立度は、「A1」が最も多く34.2%、次に「J2」が16.4%となっています。認知症高齢者の日常生活自立度は、「自立」と「I（ほぼ自立）」の方が38.6%であり、認定を受けた方のうち、半数以上の61.4%の人が認知症状を有することがわかります。

障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）からみた状況

（単位：人）

	人数	自立	J		A			B		C			
			J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2			
非該当	5	0	3	0	3	2	2	0	0	0	0	0	0
要支援1	194	0	107	25	82	84	78	6	3	3	0	0	0
要支援2	225	1	92	19	73	127	104	23	5	5	0	0	0
要介護1	390	1	113	12	101	260	214	46	16	13	3	0	0
要介護2	307	0	16	2	14	249	142	107	41	33	8	1	1
要介護3	195	0	3	0	3	95	35	60	93	24	69	4	3
要介護4	174	0	0	0	0	19	0	19	111	10	101	44	23
要介護5	197	0	0	0	0	7	2	5	48	2	46	142	13
計	1,687	2	334	58	276	843	577	266	317	90	227	191	40
割合(%)	100	0.12	19.8	3.4	16.4	50.0	34.2	15.8	18.8	5.3	13.5	11.3	2.4

資料：高齢者支援課調べ

認知症高齢者の日常生活自立度からみた状況

（単位：人）

	人数	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M
非該当	5	1	4	0	0	0	0	0	0
要支援1	194	67	101	24	2	0	0	0	0
要支援2	225	51	144	27	3	0	0	0	0
要介護1	390	22	78	195	89	3	0	0	3
要介護2	307	19	71	97	97	21	1	0	1
要介護3	195	9	33	40	43	47	19	1	3
要介護4	174	12	27	40	38	35	15	7	0
要介護5	197	3	10	17	23	49	18	75	2
計	1,687	184	468	440	295	155	53	83	9
割合(%)	100.0%	10.9%	27.7%	26.1%	17.5%	9.2%	3.1%	4.9%	0.5%

資料：高齢者支援課調べ

【参考】障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の判定基準

生活自立	ランクJ	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する 1.交通機関等を利用して外出する 2.隣近所へなら外出する
準寝たきり	ランクA	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1.介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2.外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
	ランクB	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ 1.車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて生活する 2.介助により車椅子に移乗する
寝たきり	ランクC	日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1.自力で寝返りをうつ 2.自力では寝返りもうてない

資料：要介護認定 認定調査員テキスト 2009 改訂版（平成 30 年 4 月）厚生労働省

【参考】認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
IIa	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：要介護認定 認定調査員テキスト2009改訂版(平成30年4月)厚生労働省

3 介護度別サービスの利用状況

利用者の総数は、居宅サービス、施設サービスともに平成21年度と令和4年度を比較すると約1.6倍となっています。令和3年度まで利用者数は一貫して増加傾向でしたが、新型コロナウイルスの感染者数が国内で爆発的に増加した令和4年度は、サービスの利用回数を減らす等の利用控えが見られ、特に「要介護1」から「要介護3」の居宅サービス利用者数が大きく減少しています。

また、介護度別では、介護度が軽度の方は施設サービスを利用できない制約もあることから、居宅サービスの利用は「要介護2」以下の方が多く、施設サービスの利用は「要介護3」以上の方が多い状況です。「要介護2」と「要介護3」が在宅生活の継続と施設利用の境目と考えられ、高齢者の在宅生活継続の為に「要介護2」以下の軽度者の重度化予防の取り組みが重要です。

今後、高齢化による認定者数の自然増加に加えて、新型コロナウイルスの流行に伴う外出控え等の影響による心身状態の低下が懸念され、居宅サービス、施設サービスともに利用者数は再び増加していくと考えられます。

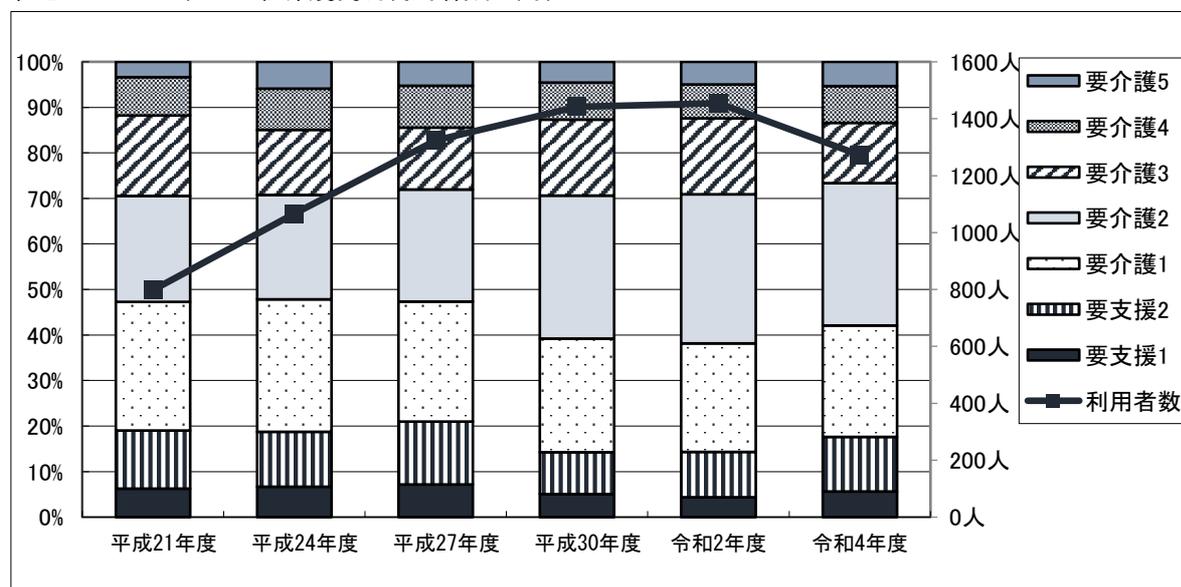
居宅サービス利用者（月平均）

（単位：人）

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度 構成割合
要支援1	50	71	95	73	64	73	72	5.66%
要支援2	102	129	183	133	144	139	152	11.95%
要支援	152	200	278	206	208	212	224	17.61%
要介護1	225	310	349	359	348	378	311	24.45%
要介護2	186	244	326	454	475	473	398	31.29%
要介護1~2	411	554	675	813	823	851	709	55.74%
要介護3	141	153	180	240	243	217	169	13.29%
要介護4	67	96	121	117	108	118	102	8.02%
要介護5	27	63	70	66	72	78	68	5.35%
要介護3~5	235	312	371	423	424	413	339	26.65%
利用者数	798	1,066	1,324	1,442	1,455	1,476	1,272	100.00%

資料：介護保険事業状況報告

居宅サービスに占める各介護度別利用者数の割合



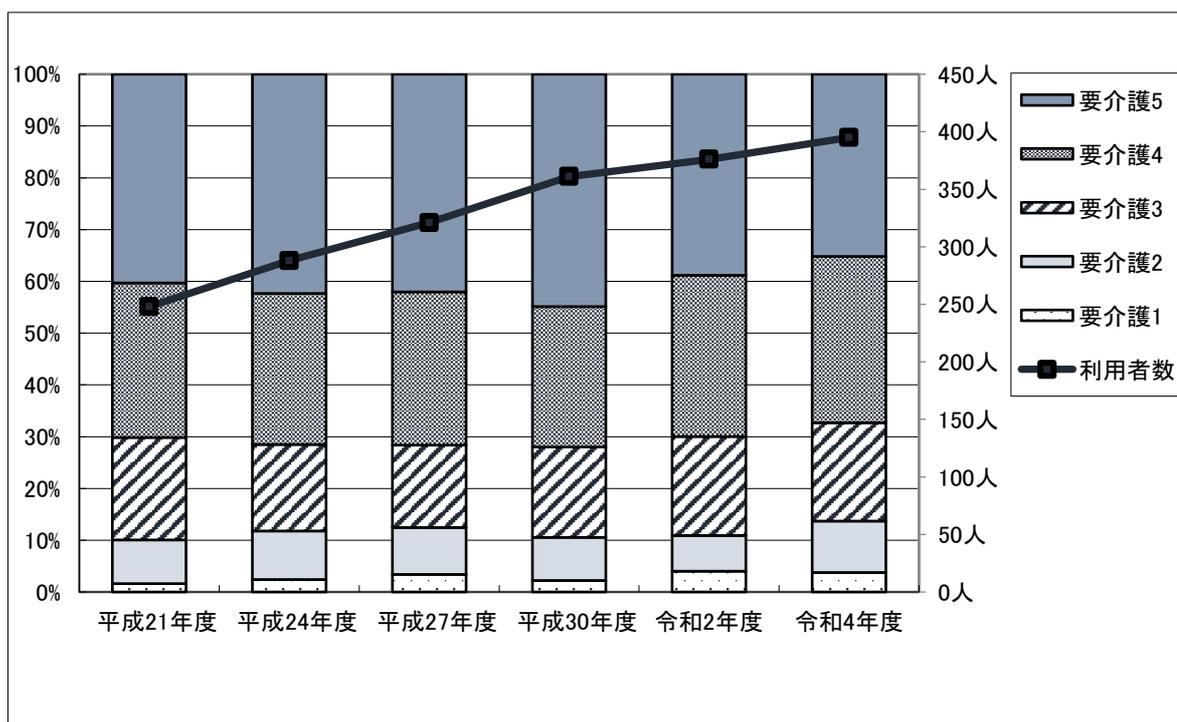
施設サービス利用者（月平均）

（単位：人）

	平成 21年度	平成 24年度	平成 27年度	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和4年度 構成割合
要支援1	-	-	-	-	-	-	-	-
要支援2	-	-	-	-	-	-	-	-
要支援	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護1	4	7	11	8	15	13	15	3.80%
要介護2	21	27	29	30	26	27	39	9.87%
要介護1~2	25	34	40	38	41	40	54	13.67%
要介護3	49	48	51	63	72	76	75	18.99%
要介護4	74	84	95	98	117	134	127	32.15%
要介護5	100	122	135	162	146	145	139	35.19%
要介護3~5	223	254	281	323	335	355	341	86.33%
利用者数	248	288	321	361	376	395	395	100.00%

資料：介護保険事業状況報告

施設サービスに占める各介護度別利用者数の割合



4 第8期のサービス利用状況

(1) サービス利用量

介護サービスでは、居宅サービスは「訪問看護」「居宅療養管理指導」、地域密着サービスは「地域密着型通所介護」、施設サービスは「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」の実績値が計画値を上回りました。介護予防サービスでは、全体的に計画値を上回りました。

「(介護予防)認知症対応型通所介護」は、市内1事業所が令和4年度に廃止となりました。現在、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「(介護予防)認知症対応型通所介護」は市内に事業所がありませんが、住所地特例(※)対象者が転出後の住所地(他市町)にある事業所を利用しているため、実績があります。

※介護保険施設等に直接転出する場合には、転出前の住所地の市町村が引き続き保険者となる特例。

①介護サービス

サービス名		計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		実績			
ア.居宅サービス					
訪問介護	人/月	計画	263	277	293
		実績	267	282	293
	計画比(%)		102%	102%	100%
訪問入浴介護	人/月	計画	23	25	26
		実績	21	20	24
	計画比(%)		91%	80%	92%
訪問看護	人/月	計画	150	160	170
		実績	159	181	209
	計画比(%)		106%	113%	123%
訪問リハビリテーション	人/月	計画	109	117	125
		実績	95	89	79
	計画比(%)		87%	76%	63%
居宅療養管理指導	人/月	計画	124	130	137
		実績	122	143	169
	計画比(%)		98%	110%	123%
通所介護	人/月	計画	507	547	584
		実績	499	485	469
	計画比(%)		98%	89%	80%
通所リハビリテーション	人/月	計画	180	187	196
		実績	167	179	175
	計画比(%)		93%	96%	89%
短期入所生活介護	人/月	計画	119	125	131
		実績	117	90	95
	計画比(%)		98%	72%	73%
短期入所療養介護	人/月	計画	27	29	30
		実績	27	29	25
	計画比(%)		100%	100%	83%
福祉用具貸与	人/月	計画	578	606	629
		実績	593	604	612
	計画比(%)		103%	100%	97%

サービス名			計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
			実績			
特定福祉用具購入	人/月	計画	9	9	9	
		実績	8	9	9	
	計画比(%)	89%	100%	100%		
住宅改修	人/月	計画	12	12	12	
		実績	5	5	12	
	計画比(%)	42%	42%	100%		
特定施設入居者生活介護	人/月	計画	30	32	32	
		実績	30	34	32	
	計画比(%)	100%	106%	100%		
イ. 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	人/月	計画	0	0	0	
		実績	0	3	13	
	計画比(%)	皆増	皆増	皆増		
地域密着型通所介護	人/月	計画	100	103	110	
		実績	105	103	115	
	計画比(%)	105%	100%	105%		
認知症対応型通所介護	人/月	計画	2	2	2	
		実績	0	1	3	
	計画比(%)	0%	50%	150%		
小規模多機能型居宅介護	人/月	計画	38	41	43	
		実績	33	29	31	
	計画比(%)	87%	71%	72%		
認知症対応型共同生活介 護	人/月	計画	65	69	71	
		実績	59	59	58	
	計画比(%)	91%	86%	82%		
ウ. 介護保険施設サービス						
介護老人福祉施設	人/月	計画	185	185	185	
		実績	191	194	196	
	計画比(%)	103%	105%	106%		
介護老人保健施設	人/月	計画	161	161	161	
		実績	194	196	212	
	計画比(%)	120%	122%	132%		
介護医療院	人/月	計画	63	63	63	
		実績	6	4	4	
	計画比(%)	10%	6%	6%		
介護療養型医療施設	人/月	計画	7	7	7	
		実績	7	4	1	
	計画比(%)	100%	57%	14%		
エ. 居宅介護支援						
居宅介護支援	人/月	計画	998	1,046	1,093	
		実績	1,001	983	969	
	計画比(%)	100%	94%	89%		

②介護予防サービス ※「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は平成29年度から地域支援事業へ移行。

サービス名		計画	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		実績			
ア. 介護予防サービス					
介護予防訪問看護	人/月	計画	19	20	20
		実績	18	21	25
	計画比(%)		95%	105%	125%
介護予防訪問リハビリテーション	人/月	計画	33	34	35
		実績	29	29	35
	計画比(%)		88%	85%	100%
介護予防居宅療養管理指導	人/月	計画	1	1	1
		実績	2	3	7
	計画比(%)		200%	300%	700%
介護予防通所リハビリテーション	人/月	計画	59	62	65
		実績	82	86	86
	計画比(%)		139%	139%	132%
介護予防短期入所生活介護	人/月	計画	2	2	2
		実績	3	5	17
	計画比(%)		150%	250%	850%
介護予防福祉用具貸与	人/月	計画	126	131	136
		実績	108	121	141
	計画比(%)		86%	92%	104%
特定介護予防福祉用具購入	人/月	計画	3	3	3
		実績	3	3	5
	計画比(%)		100%	100%	167%
介護予防住宅改修	人/月	計画	2	2	2
		実績	3	2	4
	計画比(%)		150%	100%	200%
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	計画	1	1	1
		実績	4	5	3
	計画比(%)		400%	500%	300%
イ. 地域密着型介護予防サービス					
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	計画	9	9	10
		実績	6	7	9
	計画比(%)		67%	78%	90%
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	計画	0	0	0
		実績	1	0	0
	計画比(%)		皆増	0%	0%
ウ. 介護予防支援					
介護予防支援	人/月	計画	202	215	228
		実績	198	215	238
	計画比(%)		98%	100%	104%

(2) 介護給付費の状況

介護給付費(※)については、「居宅サービス(介護)」及び「地域密着型サービス」は計画値を下回り、「居宅サービス(介護予防)」及び「施設サービス」は計画値を上回る見込みとなりましたが、その他給付費を含めると、ほぼ計画どおり推移する見込みとなっています。

※介護サービス利用料のうち、利用者の自己負担分(1～3割)を除いた費用。

(単位：千円)

	サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	合計 (見込み)
			計画値	1,632,304	1,725,081	1,839,900
居宅サービス 費(介護)		実績値	1,601,622	1,602,915	1,671,577	4,876,114
		計画比	98.12%	92.92%	90.85%	93.82%
		計画値	63,994	66,974	69,677	200,645
居宅サービス 費(介護予防)		実績値	75,204	78,839	96,456	250,499
		計画比	117.52%	117.72%	138.43%	124.85%
		計画値	414,403	436,392	460,081	1,310,876
地域密着型 サービス費		実績値	374,910	365,137	414,150	1,154,197
		計画比	90.47%	83.67%	90.02%	88.05%
		計画値	1,369,193	1,419,612	1,369,953	4,158,758
施設サービス 費		実績値	1,380,439	1,379,458	1,458,904	4,218,801
		計画比	100.82%	97.17%	106.49%	101.44%
		計画値	105,213	99,206	102,839	307,258
特定入所者介 護サービス費		実績値	110,880	92,924	97,128	300,932
		計画比	105.39%	93.67%	94.45%	97.94%
		計画値	86,572	89,472	92,746	268,790
高額介護サー ビス費等		実績値	98,233	100,045	111,382	309,660
		計画比	113.47%	111.82%	120.09%	115.21%
		計画値	3,409	3,549	3,679	10,637
審査支払 手数料		実績値	3,597	3,406	3,591	10,594
		計画比	105.51%	95.97%	97.61%	99.60%
		計画値	3,675,088	3,840,286	3,938,875	11,454,249
合計		実績値	3,644,885	3,622,724	3,853,187	11,120,796
		計画比	99.18%	94.33%	97.82%	97.09%

- ・「居宅サービス費」とは、介護保険サービスを在宅で利用する際の費用です。
- ・「地域密着型サービス費」とは、原則として本市に住所のある方が利用できるサービスの費用です。
- ・「施設サービス費」とは、介護保険施設に入所して受けるサービスの費用です。
- ・「特定施設入居者サービス費」とは、介護保険施設に入所した非課税世帯の方の食費と居住費について一定額の軽減をする費用です。
- ・「高額介護サービス費」とは、介護保険の利用者負担額等が一定の額を超えた場合に後から払い戻しをするものです(上記の統計上は高額介護サービス費に高額医療合算介護サービス費を含んでいます)。
- ・「審査支払手数料」とは、介護事業所に支払う介護報酬の審査を受託している国民健康保険団体連合会に支払う手数料です。

第2節 地域支援事業の状況

(1)事業実施状況				令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス事業	訪問型サービス		63人/月	67人/月	89人/月	
		通所型サービス		215人/月	214人/月	298人/月	
		介護予防ケアマネジメント (介護予防支援含む)		延べ4,602件	延べ4,680件	延べ4,760件	
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防教室		154回	215回	230回
			フレイル予防講座		8回	10回	4回
			いきいき百歳体操自主グループ		15か所	17か所	13か所
			運動機能向上教室		実27人	実21人	実21人
			地域リハビリテーションミーティング		3回	3回	3回
			介護予防ボランティア養成・育成		2回	2回	2回
	地域介護予防活動支援事業	いきいきサロン		31か所 延べ17,469人	31か所 延べ28,227人	27か所 延べ28,300人	
睦大学 (①教養講座 ②趣味の教室)		①延 63人 ②実 697人	①延 0人 ②実 607人	①延 286人 ②実 602人			
包括的支援事業	包括的支援事業	地域包括支援センター		2か所	2か所	2か所	
		地域包括支援センターブランチ委託		2か所	2か所	2か所	
		総合相談支援事業	包括支援センター相談件数	延べ3,439件	延べ3,372件	延べ3,816件	
			ブランチ実態把握件数	延べ847件	延べ853件	延べ860件	
		高齢者虐待防止対策の推進		実施	実施	実施	
	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域ネットワーク会議		年7回	年8回	年8回	
		介護支援専門員個別支援		109件	90件	100件	
		介護支援専門員情報交換会		2回	2回	3回	
	任意事業	家族介護支援事業	家族介護者教室	3回	3回	5回	
			家族介護用品支給	12人	15人	10人	
成年後見制度利用支援事業 (① 成年後見相談件数 ② 申立人数)		① 92件 ② 3人	① 87件 ② 1人	① 90件 ② 2人			
介護サービス相談員派遣事業 (① 相談員数 ② 派遣先)		① 2人 ② 19か所	① 2人 ② 17か所	① 2人 ② 23か所			

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
包括的支援事業(社会保障充実分)	在宅医療・介護連携推進事業	相談窓口の設置	1か所	1か所	1か所
		在宅医療・介護相談件数	215件	207件	240件
		医療・介護関係者研修	4回	4回	5回
		普及啓発(地域懇談会)	1回	1回	1回
		在宅医療・介護連携会議	1回	1回	1回
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター配置	第1層1人 第2層2人	第1層1人 第2層2人	第1層1人 第2層2人
		協議体開催	第1層2回 第2層7回	第1層2回 第2層6回	第1層2回 第2層6回
	認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員配置	2人	2人	2人
		認知症サポーター養成講座	16回316人	19回392人	20回390人
		認知症サポーターステップアップ講座	16人	14人	6人
		認知症初期集中支援事業	4ケース	3ケース	4ケース
		認知症カフェ開催協力	3か所	3か所	3か所
		認知症ケアパスの更新・普及	実施	実施	実施
		盛岡広域シルバーケアSOSネットワーク登録者	15人	9人	15人
		認知症行方不明者模擬訓練	実施	実施	実施
		チームオレンジ活動への参加(登録者数)	19人	24人	26人
		当事者の社会参加支援の機会	1事業	2事業	2事業
	地域ケア会議推進事業	地域ケア個別会議	16回	16回	14回
		地域課題の抽出(地域ケア推進会議)	1回	1回	1回

(2) 地域支援事業費の状況

地域支援事業費については、「介護予防・日常生活支援総合事業費」及び「包括的支援事業（社会保障充実分）」は計画値を下回り、「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費」は計画値を上回る見込みとなっています。全体的には計画値を下回って推移する見込みとなっておりますが、第7期と比較して事業費は増加しています。

(単位：千円)

	サービス区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	合計 (見込み)
			計画値	実績値	計画比	計画値
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	計画値	129,546	134,083	139,347	402,976
		実績値	108,782	107,943	116,816	333,541
		計画比	83.97%	80.50%	83.83%	82.77%
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	計画値	76,449	76,449	76,449	229,347
		実績値	81,728	78,993	82,066	242,787
		計画比	106.91%	103.33%	107.35%	105.86%
	包括的支援事業(社会保障充実分)	計画値	13,932	13,932	13,932	41,796
		実績値	8,074	7,972	8,995	25,041
		計画比	57.95%	57.22%	64.56%	59.91%
	合計	計画値	219,927	224,464	229,728	674,119
		実績値	198,584	194,908	207,877	601,369
		計画比	90.30%	86.83%	90.49%	89.21%

第4章 計画の基本理念

第1節 第8期計画の評価・課題

1 第8期介護保険事業計画の評価・課題

第8期の計画期間中は、高齢者数はほぼ計画値どおり増加し、要介護認定者数については計画値をやや下回る見込みとなり、事業費は介護給付費・地域支援事業費全体で計画比96.65%の見込みとなっています。

2 第8期高齢者保健福祉計画の評価・課題

第8期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進にむけて、施策の体系を「自分らしいけんこう・生きがいづくり」「支えあいのちいきづくり」「超高齢社会を支えるしくみづくり」の三段階とし、7施策を設定して、うち2施策を重点に取り組んできました。

○ 介護予防の推進と生きがいづくり【重点】

新型コロナウイルス感染症の影響により活動の中止や縮小をした期間もあり、事業の実施回数や参加者数の減少はありましたが、住民主体の通いの場への支援や介護予防を担うボランティアの養成・育成、フレイル（※）について学ぶ機会を提供することによる介護予防の推進、高齢者の趣味や生涯学習の情報提供に取り組みました。

また、感染症対策を講じた上で新たにフレイル予防講座等を開催したこと、介護予防事業実施のために オンライン環境を整備したことが主な実績です。

ニーズ調査では、歩行や口腔機能などフレイルに関連する指標の悪化がみられたため、今後、フレイル予防へのさらなる取り組み強化を目指し、保健事業と介護予防の一体的実施における関係機関との連携強化、主体的な生きがいづくり等の課題について、さらに取り組んでいく必要があります。

※フレイル：日本老年学会が2014年に提唱した概念で、加齢により心身の機能が衰え、健康な状態と要介護状態の間にある状態のこと。早めに対策を行うことで健康な状態に戻ることが可能です。

○ 認知症地域支援の充実【重点】

認知症の早期発見と備えのための相談体制の充実、認知症になっても安心できるまちづくりに向けたチームオレンジ等ネットワークの整備を目標に取り組みました。

特に、認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座を継続的に実施し、地域活動に意欲や関心のある方が増え、市民による活動「チームオレンジたきざわ」の発足につながったことは大きな実績です。

計画した事業は順調に実施できましたが、令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では認知症に関する相談窓口を知っている割合は24.4%と低い結果であり、認知症と共生する地域社会実現に向けて、今後更に相談体制の周知の強化と、認知症の正しい理解や早期対応の推進に取り組んでいく必要があります。

施策項目ごとの評価

※ A:おおむね順調に推移している B:一定程度進展している C:少しは進展している D:進展していない

施策	項目	目標	達成状況※	評価から見えた課題等	地域ケア会議等で挙げられた課題(抜粋)
超高齢社会を支える「しくみ」づくり	1	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムを支える体制の強化 	A	<ul style="list-style-type: none"> センターの機能強化 地域包括ケアの推進 介護離職の防止 	<ul style="list-style-type: none"> 独居、高齢者世帯の増加 経済的困窮 老々介護、認認介護 安否確認 家族関係(非協力的、不仲、精神疾患等) 地域からの孤立、関係の希薄化 介護離職
	2	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の尊厳保持及び権利擁護の推進 	A	<ul style="list-style-type: none"> 専門機関や専門職の充実、体制強化 	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援、財産管理 高齢者虐待 セルフ・ネグレクト 血縁関係にない同居人の介護(身元引受等)
	3	<ul style="list-style-type: none"> 認知症地域支援の充実 【重点】 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の早期発見と備えのための相談体制の充実 認知症になっても安心できるまちづくりに向けたチームオレンジ等ネットワークの整備 	B	<ul style="list-style-type: none"> 正しい理解と早期対応 認知症との共生、社会参加

施策	項目	目標	達成状況 ※	評価から見えた課題等	地域ケア会議等で挙げられた課題(抜粋)
超高齢社会を支える「しくみづくり」	4	在宅生活を支える医療と介護の連携	B	<ul style="list-style-type: none"> ・連携体制の強化 ・情報共有手段の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール関連問題 ・感染症対策 ・看取り支援、ACP ・訪問歯科診療 ・在宅療養の連携強化 ・生活習慣病
	5	高齢者の住まいと環境整備	A	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅困難者への施設等の情報収集・情報提供の継続 ・需要を見据えた在宅生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の改善(ゴミ屋敷等) ・安定した住まいの確保
支え合いの「ちいきづくり」	6	生活支援の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・他分野との連携 ・生活支援サービスを発展させるための環境づくりや支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り ・介護力不足(高齢、障害等) ・インフォーマル支援 ・支えあい活動の創出
自分らしい「けんこう・生きがいづくり」	7	介護予防の推進と生きがいづくり 【重点】	B	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な生きがいづくり ・フレイル、オーラルフレイルの早期予防 ・保健事業と介護予防の一体的実施における関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加、就労や活動への参加 ・閉じこもり、フレイル ・口腔アセスメント、嚥下・口腔ケア ・自立の阻害 ・リハビリテーションと栄養管理 ・栄養アセスメント

第2節 第9期計画の理念

第9期計画は、「第2次滝沢市総合計画 前期基本計画」の福祉部門計画でめざす、

誰もが自分らしい暮らしと生きがいをもてるまち の実現に向け、

- ・自分らしく暮らせる長寿社会の実現
- ・高齢者が地域で暮らし続けられるための支援の推進

に取り組めます。

第3節 第9期計画の推進・評価方法

1 計画の推進体制

○滝沢市高齢者保健福祉協議会

高齢者保健福祉計画における各種施策の実施状況や介護保険事業計画の運用状況を継続的に点検・評価していただきます。

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進状況
- ・介護保険サービスの提供状況（質と量）についての評価
- ・地域支援事業の提供状況（質と量）についての評価
- ・保健福祉サービスの提供状況（質と量）についての評価
- ・利用者、住民の意向等から見た評価（目標・事業・計画自体）
- ・関係機関における連携・調整等についての評価

○滝沢市いきいきライフを語る会

住民ニーズの聴取や住民ニーズの反映がなされているか検討する場として、また、計画目標達成状況や計画自体の改善について継続して広く意見を求めるために設置し、提言を頂きます。

○滝沢市高齢者保健福祉部会

庁内で目的を共有する関係各課による横断的な組織体制として設置し、計画の効率的推進を図ります。

2 計画の評価方法

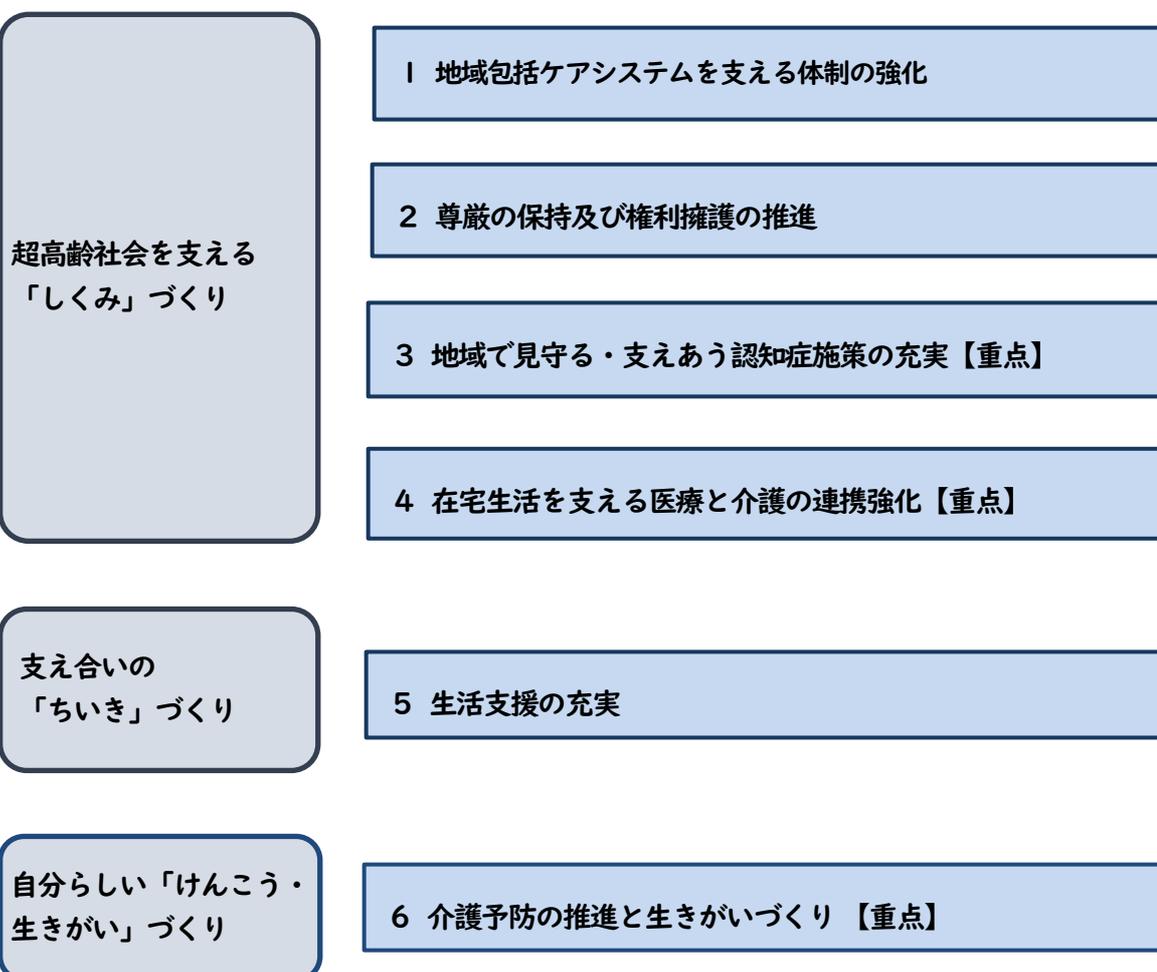
年度ごとに推進目標や見込量に対する実績について検証・再評価を行い、本計画における各種施策が円滑かつ適正に運営されるよう努めます。

第5章 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

第1節 第9期計画の施策の展開

1 施策の体系

第9期計画では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えます。今後は、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、また、生きがいのある自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域共生社会の実現において、引き続き以下のことに取り組みます。



2 重点施策

重点施策は次の3項目としました。

○地域で見守る・支えあう認知症施策の充実 →38ページ

「認知症施策推進大綱」の中間評価及び、令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(39ページ)を踏まえ、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域社会で希望をもって暮らしていける「認知症になってもやさしいまち」の実現に向けて、関係機関と連携し体制を整えます。

認知症に関する正しい知識や認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生と予防の啓発を重点的に行い、地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員とともに認知症施策を推進していきます。

○在宅生活を支える医療と介護の連携強化 →40ページ

医療と介護双方のニーズを有する高齢者が増加する中、複雑化する課題にも対応できるよう「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築のための連携・相談体制の強化」に取り組み、重度の要介護状態等となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けられる地域を目指します。

また、岩手県の保健医療計画に基づき、医療と介護が主に共通する「日常の療養支援」、「入退院支援」、「急変時の対応」、「看取り」の4つの場面においてめざすべき姿を設定し各事業を実施しながら、関係部署及び関係機関との連携強化を図ります。

○介護予防の推進と生きがいづくり →44ページ

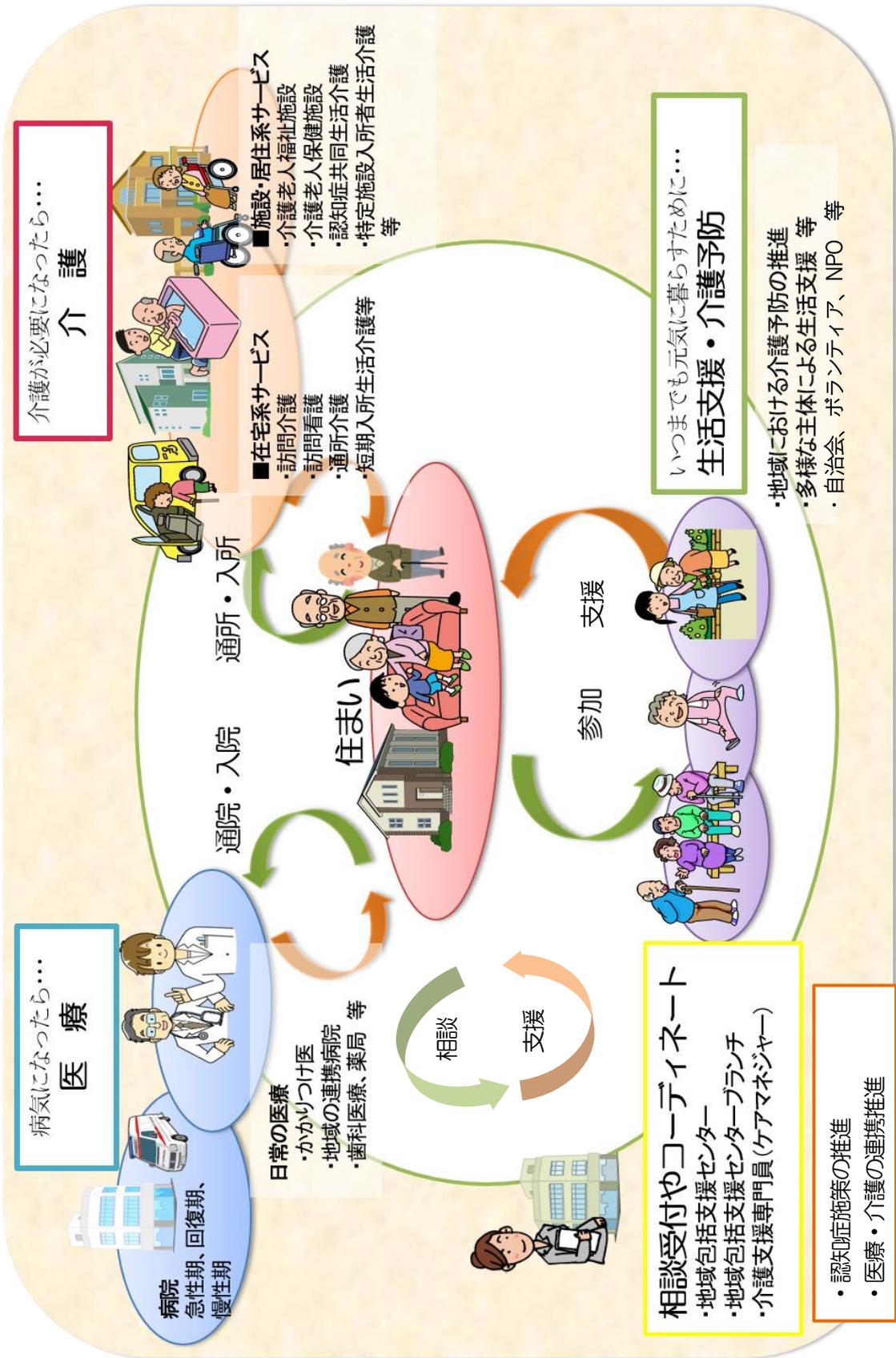
住民主体の通いの場への支援や、フレイルについて学ぶ機会を提供することによる介護予防の推進を目指します。そのために、通いの場の新規立ち上げの支援や、介護予防ボランティアの養成、フレイル・オーラルフレイル予防のための各種教室等の事業を引き続き実施するとともに、保健事業と介護予防の一体的な実施体制の構築を図ります。また、心身機能の改善のみならず、日常生活の活動性を高め、家庭での役割を持つことや社会参加を促し、一人ひとりの生きがいや自己実現の取り組みを支援して生活の質の向上を目指します。

3 市民ニーズの内容

計画策定組織や各種会議、地域懇談会等でいただいたニーズの一部をご紹介します。これらのニーズは、施策の体系ごとに整理し、今後の方向性に活かしました。

- 相談対応を充実してほしい。相談に乗りやすい雰囲気を心がけてほしい。
- 地域包括支援センターの周知に力を入れることが必要。
- 介護保険サービスの中での重度化防止にも力を入れてほしい。
- 単独世帯や夫婦のみの世帯では、認知症に気づきにくい。気づきやすい仕組みがほしい。
- （認知機能が低下しても）どんどん外に出て、人と話をする。それが一番大切。
- チームオレンジや担い手ほっこの会は今後も取組を続けてほしい。
- 医療サービスが必要な時に入ってほしい。受診できない方への支援も必要。
- 繋がりや居場所が欲しい。地域とのつながりが大切。
- 自分も高齢者になってきたので、とにかく元気でいたい。
- 介護予防には生きがいづくりが大切。

滝沢市の地域包括ケアシステムのイメージ



第2節 地域共生社会の実現のための施策ごとの評価及び今後の方向性

6つの施策ごとに施策目標、現状と課題、今後の方向性、対応事業を示しています。

なお、本節中の「ニーズ調査」とは「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を、「実態調査」とは「在宅介護実態調査」を指します。また、参考指標の数値は、特段の記載がない場合、当該アンケート調査の結果を掲載しております。

1 地域包括ケアシステムを支える体制の強化

地域包括ケアシステムを深化させるにあたっては、中核的な機能を担う地域包括支援センターの機能強化が必要です。地域に共通する課題や今後求められる役割を見極めながら、施策形成を図る必要があります。

施策目標	○地域包括支援センターの機能強化と地域包括ケアの推進 ○地域共生社会の実現に向けた、相談体制の推進と連携
-------------	---

【現状と課題】

滝沢市は、地域包括支援センターを開設した平成18年度から令和2年度まで、直営型センター1か所で運営してきました。令和3年度からは、担当圏域を北部・中部・南部の3つの圏域に分け、北部圏域に委託型センターを新たに設置し、直営型センターと連携を取りながら業務を行っています。これにより、総合相談件数の増加や、3職種（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）一人あたりの高齢者数の減少につながり、より細やかな高齢者の支援体制の構築につながりました。

地域の共通する課題としては、「老々介護」「家族介護力不足」「地域からの孤立」「経済的困窮」等があげられています。高齢者人口の増加が続く中、総合相談や虐待対応、成年後見業務等の増加を踏まえ、専門職員の安定的な確保とセンターの機能強化が今後も求められます。将来的には、市内3圏域全てに委託型センターを設置し、市は基幹型センターとして、各センターとの連携や後方支援を行う体制整備が必要です。

また、経済情勢の変化や個人の価値観の多様化などにより、家族機能の低下や地縁・血縁・社縁による助け合い機能も低下する中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための地域共生社会実現に向け、関係部署と連携し包括的相談支援を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- 現在稼働中の北部圏域に続き、南部圏域への委託型地域包括支援センターの新設により、地域により身近な相談支援体制を充実させます。
- 市地域包括支援センターは、直営で運営する中部圏域の機能強化を図り、北部・南部圏域の委託型地域包括支援センターの後方支援を行い連携し、基幹型センターとして市全体の総合調整及び高齢者支援体制の強化を図ります。
- 市の地域課題について、関係団体や地域とともに検討し、政策形成を進めていきます。
- 介護離職等の課題については、総合的な相談支援や家族介護者支援の体制を充実させていきます。
- 重層的支援体制整備事業や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施など、担当部署を横断して連携しながら支援の充実を図ります。

【参考指標】

項目			令和2年度	令和4年度
3 職種(主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士)1人あたりの高齢者数 資料:地域包括支援センター調べ	市		1,875人	1,526人
	全国平均		—	—
今後も働きながら介護を 続けていけると思う人の 割合	問題なく続けていける	市	21.3%	19.6%
		全国平均	—	20.6%
	何とか続けていける	市	42.0%	49.2%
		全国平均	—	50.3%

【主な対応事業】

- ・地域包括支援センター運営事業
- ・総合相談支援・権利擁護事業
- ・地域ケア会議推進事業
- ・包括的・継続的ケアマネジメント事業(地域ネットワーク会議、介護支援専門員の後方支援)
- ・家族介護支援事業
- ・重層的支援体制整備事業
- ・保健事業と介護予防の一体的実施事業

2 尊厳の保持及び権利擁護の推進

高齢者の尊厳を守り、判断能力が低下したり、身寄りがなくとも自分らしく暮らせるように、また、離れたご家族も安心できるような支援の構築を図ります。

施策目標	○高齢者が虐待や権利侵害を受けることなく、尊厳をもって生活できる環境整備と支援
	○判断能力が低下したり身寄りがいない方も、自分らしく暮らし続けるための支援の継続

【現状と課題】

独居や高齢者世帯の増加に加え、近年の地域住民の付き合いや家族関係の希薄化、ICTの発展や多様なサービスの出現に伴って、複雑な相談や権利擁護が必要な場面も増えてきています。

特に養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者による高齢者虐待の相談はいずれも増加傾向にあり、緊急性を見極めながら高齢者の心身の安全と権利を擁護するための対応を行うとともに、対応力向上と研修会の実施、対応改善に向けた助言等を行いました。また、家庭訪問や個別相談、見守り協定などにより早期発見、早期対応できる体制を継続しています。介護サービス事業者に対しては、利用者の権利擁護、サービスの質の向上に役立てるよう、利用者の疑問や不安等を受け、事業者へ橋渡しを行う介護サービス相談員を派遣しました。

さらに、民生委員や社会福祉協議会、警察等関係機関と日常的に連携・情報共有を行うほか、協定事業者を含めたケース検討の会議を設けるなど、困難な事例の解決に向けた体制作りを努めました。

成年後見制度については、令和2年度から設置している「盛岡広域成年後見センター」と協力して、相談、申立て支援及び市民後見人の養成を行いました。

緊急通報装置貸与の実数は減少していますが、必要な方のために事業を継続して実施しています。

認知症等判断能力の低下と身寄りのない方の身元引受人に関する事等、成年後見・権利擁護に関する相談も複雑で高度なものになってきています。制度利用に係る相談・支援の強化とともに制度を支える後見人の確保も非常に重要であるため、市民後見人の育成と安心して活動できる体制を整え、後見人活動の支援を同時に行う専門機関や専門職の役割がより重要となっています。

自らの生き方を選択できる権利もある一方、養護関係にない者からの虐待や、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」の事案もあるため、これらの見極めと早期介入などの対応が必要となっています。

【施策の方向性】

○高齢者虐待やセルフ・ネグレクト等の支援が難しい事案でも、高齢者の権利が擁護されるよう、社会福祉協議会や介護サービス事業者等関係機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上、人材育成のための研修や支援を実施していきます。

○一人暮らしや家族形態が変化しても、自分や家族が安心して生活を送れるよう、関係機関と協力しながら、安否確認手段としての事業及び周知に係る広報を引き続き実施していきます。

○判断能力が低下したり意思決定に不安がある方も安心できる未来を選択できるように、盛岡広域成年後見センターや専門職と連携し、成年後見制度の周知・啓発をはじめ、きめ細やかな相談対応と利用に係る申立て支援を引き続き実施していきます。

【参考指標】

項目	令和2年度	令和4年度
地域の見守りに関する協定締結件数	9件	9件
虐待・権利擁護相談件数	150件	194件
成年後見制度利用支援事業利用実人数 ※ 市長申立て、報酬助成、市長申立てにかかる 調査実施件数を含む	3人	2人

資料:地域包括支援センター調べ

【主な対応事業】

- ・ 総合相談支援・権利擁護事業
- ・ 地域ケア会議推進事業（支援困難事例検討）
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 介護サービス相談員派遣事業
- ・ 緊急通報体制整備事業

3 地域で見守る・支え合う認知症施策の充実 【重点】

認知症になっても本人の意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮することができ、尊厳を守りながら住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。本人や家族が認知症に気づき、早期に受診や相談ができる体制の整備及び周知、認知症に適切に対応するため、認知症ケアパスを普及啓発しながら本人・家族への支援を実施する体制を構築していきます。

施策目標	○認知症の予防と早期発見、早期対応の推進のための相談・連携協力体制の強化 ○認知症になってもやさしいまちづくりに向けた見守り・支え合うネットワークの充実と体制の整備
-------------	---

【現状と課題】

認知症に関する正しい理解を地域で広めていくために、認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を継続的に実施し、広く住民に認知症を知っていただくためのイベントや事業をアルツハイマー月間に併せて開催しました。また、地域活動に関心・意欲をもち更なる知識や対応力を身につけた人たちが構成する「チームオレンジたきざわ」を令和3年度に発足し、認知症カフェの開催や当事者・介護者に寄り添った事業を行うなど活動範囲を広げています。その他市内2カ所の認知症カフェの後方支援やスローショッピングの運営協力等、地域で支えるまちづくりを進めています。

認知症の早期発見・早期対応として「初期集中支援事業」を認知症専門医と地域包括支援センター職員がチームを組み実施し、医療や介護サービスが必要な方への集中的な介入により、スムーズな支援やつなぎを行っています。また、岩手西北医師会との共催により、知識を深める研修会や事例検討を行い更なる資質向上と多職種連携の構築に努めました。

重点として、認知症になっても安心できるまちづくりの体制整備を進めるためチームオレンジ等事業を強化してまいりましたが、アンケートの結果では相談窓口を知っている割合が低く、介護者が認知症状態への対応に不安を感じる割合も高い状況です。引き続き、相談窓口の周知の更なる徹底と、認知症に関する正しい理解と早期受診等の普及啓発、介護者等が気軽に相談できる体制整備の促進をしていくことが重要です。

また、認知症サポーターの活動機会は徐々に増えておりますが、認知症当事者と一緒に活動できるような事業を増やしていくとともに、当事者自身が希望する社会参加活動に対応できるような支援・仕組みづくりも検討する必要があります。今後に向けては、引き続き当事者やその家族の視点を大切に認知症カフェや座談会等活動の輪を広げていくことや、認知症サポーター、チームオレンジたきざわ、市内企業等を含めた地域の皆で認知症当事者やその家族を見守り、支援できる体制づくりを目指します。

【施策の方向性】

- 身近な病気である認知症の相談窓口周知の更なる徹底と正しい理解、認知症に気づきやすい仕組みづくりと、早期受診の普及啓発及び家族や介護者が気軽に相談できる体制を整えます。
- チームオレンジたきざわの活動支援を引き続き行い、当事者や家族が希望する活動、参加しやすい活動と一緒に行動の確保と、気軽に相談や話をする場の提供など、「認知症であることを公表しても良いと思える滝沢市」の実現を目指します。
- 認知症サポーター養成講座やステップアップ講座修了者から、チームオレンジとして一緒に活動を行うボランティアの発掘と、今後主体的な活動に結び付けられるよう支援します。
- 企業を含めた地域全体で当事者やその家族を見守り、支援できるようなネットワークづくりや、支援者と支援を求める人のマッチングのシステムづくりを進めていきます。

○認知症の人が住み慣れた地域社会で暮らしていける「認知症になってもやさしいまち」の実現に向けて、関係機関と連携し体制を整えます。

【参考指標】

項目		令和2年度	令和4年度
認知症に関する相談窓口を知っている割合	市	28.3%	24.4%
	全国平均	—	27.9%
介護者が不安に感じる介護「認知症への対応」の割合	市	24.9%	28.9%
	全国平均	—	28.6%
認知症の症状がある、または家族に認知症の症状がある人がいる割合	市	9.5%	8.8%
	全国平均	—	9.8%

【主な対応事業】

・認知症総合支援事業

(認知症地域支援推進員配置、認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座、認知症初期集中支援事業、いきいきドライブCafé、認知症カフェ開催協力、チームオレンジ活動支援 等)

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法(通称「認知症基本法」)」が令和6年1月に施行されました

目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人も含めた国民全体で共生社会を作ること、認知症の人も認知症でない人も、お互いに支えあいながら生きていく環境が作られ、活力ある国づくりを進める

基本的施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

国や地方公共団体は、認知症の人の参画する機会の確保など7つの基本理念にのっとり施策を策定・実施すること、国民は認知症に関する正しい知識や理解を深めるなどのやるべきことが明記されています。

4 在宅生活を支える医療と介護の連携強化 【重点】

疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供できるよう連携体制の強化を図ります。

施策目標	〇切れ目のない在宅医療と介護の提供体制構築のための連携・相談体制の強化
-------------	--

【現状と課題】

主な事業としては、地域包括支援センター内に相談窓口を設置し、関係機関の連携支援や研修会の開催、市民への普及啓発を行いました。また、市内の医療・介護の情報をまとめた「おたすけマップ」の更新に加え、新たに医療機関在宅支援担当一覧の作成を行い、以前作成した関係者間の連携を支援する情報共有ツールも含め、関係機関へ普及を行いました。顔の見える関係作りとしては、令和3年度より、在宅医療介護連携会議を開催し、医療と介護が連携しやすい体制作りを進めています。また、地域課題として挙げられていた“看取りの支援”と“口腔ケア”については、医療、介護関係者を対象にアンケート調査や研修会を行い、課題解決に努めました。

体調急変等緊急時の情報共有の手段として、救急医療情報キット設置の普及にも継続的に取り組んでおりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の対策として、家庭訪問時間の短縮などがあり、設置について十分な説明を行うことができず、普及が進んでいない状況にあります。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、現在治療中又は後遺症のある病気はないと回答した方は16.1%で前回調査時と横ばい（前回15.7%）でした。また、在宅介護実態調査では、服薬について不安を感じている介護者の割合が前回より増加しており、病気を抱えながら本人も介護者も安心して在宅生活を送るためには、医療と介護が円滑に連携できる体制整備は、必要不可欠であり、複雑化する事例にも対応できるよう、相談と連携の体制の更なる強化が必要です。

また、救急医療情報キットの設置については、今後も独居や高齢者のみの世帯が増加することが見込まれることから、より多くの市民に知ってもらえるよう普及の強化と活用支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- 医療・介護連携に関する相談支援については、市役所に相談窓口があることの周知を続け、医師会等の関係団体、病院等との連携を図りながら、複雑化する事例にも対応できるようにしていきます。
- 医療・介護関係者との連携強化のため、相談先や情報をまとめた資料や、関係者間の連携を支援する情報共有ツールを適宜改善し、積極的に活用されるよう普及に努めます。また、連携推進を目的とした会議や研修会を継続実施します。
- 精神疾患に起因する地域課題解決に向けては、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」構築において協議し、医療・介護関係者と連携を進めます。
- 地域住民への普及啓発に関しては、在宅医療や介護について理解することや、人生の最終段階における医療・ケアについて、本人が家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス（ACP）の理解に繋がるよう、地域懇話会の継続開催及び普及啓発ツールの作成に取り組みます。また、広報やイベントなど、機会を捉えて広く周知していきます。
- 救急医療情報キットについて、高齢者に限らず幅広く周知を行い、普及率の増加と活用推進に努めます。

○岩手県作成の保健医療計画との整合性を確保するためにも、4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）においてめざすべき姿を設定したうえで、関係部署及び関係機関との連携を図ります。

【参考指標】

項目			令和2年度	令和4年度
主な介護者が不安に感じる介護の内容の割合	服薬	市	11.9%	15.4%
		全国平均	—	8.6%
	医療面の対応	市	6.8%	6.1%
		全国平均	—	4.3%
かかりつけ医を持っている人の割合 (60歳以上) 資料:たきざわ健康プラン21 アンケート			83.4% (H28 調査)	82.8%
かかりつけ歯科医を持っている人の割合 (60歳以上) 資料:たきざわ健康プラン21 アンケート			78.3% (H28 調査)	77.8%

【主な対応事業】

- ・在宅医療・介護連携推進事業
(在宅医療介護連携コーディネーター配置、在宅医療介護連携会議、医療・介護関係者研修会、普及啓発等)
- ・救急医療情報キット配付事業

5 生活支援の充実

介護予防や日常生活に必要なサービス(買い物、ゴミ出し、掃除など)について、様々な主体による多様な支えあい活動の体制整備とともに、地域の人材が支援を必要とする高齢者の支え手となっていく地域づくりを目指します。

施策目標	○地域課題の解決に向けた支えあい活動の充実化と連携強化 ○安心して暮らすことのできる住まいと、日常生活を支援する環境の整備
-------------	--

【現状と課題】

日常生活での支援を必要とする高齢者が年々増加し、生活支援のニーズの拡大が見込まれる中、令和3年度から第2層協議体を全地区で開催し、地域課題の把握や解決に向けた検討を進め、活動につなげました。

地域の支えあい活動に意欲のある市民に対し令和3年度より「地域の担い手養成講座」を開催し、修了後も地域課題解決に向けたワークショップで協議を重ねました。令和5年度には修了生による住民ボランティアグループ「担い手ほっこりの会」が結成され、目指す地域像の実現に向けて生活支援に関する活動を開始しました。市では住民ボランティアグループの活動の後方支援を行いながら、地域の支え合いを実現するための仕組みづくりに取り組んでいます。また、市民・関係者向けに高齢者の暮らしに役立つ地域資源の情報を一覧にまとめた「高齢者を支える地域資源ガイド」を作成しました。

屋内の移乗・移動について介護者が不安に感じている割合が増加しています。介護保険による住宅改修費の支給のほかに、滝沢市高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業を実施し、介護が必要な高齢者等に対し、自宅の段差解消や手すりの設置、浴槽・トイレ等を改修する場合の経費について助成し、自立した在宅生活を継続できるよう支援しています。在宅生活の環境をよりよくするための支援としては、介護用品(紙おむつ等)の支給や日常生活用具(老人用電話等)の給付事業を実施し、必要な方が利用できるよう介護支援専門員等へ事業説明を行っています。

課題としては、地域の支えあい活動に参加する機会が減少傾向にあり、食事の準備や外出の付き添い・送迎等の介護に対して不安を感じている介護者の割合が増加傾向にあることが挙げられます。様々なニーズに柔軟に対応できるよう住民やNPO、民間企業など多様な主体による生活支援サービスを支援していく必要性が高まっていると考えられます。

障がい者福祉、児童福祉など他分野とも連携・共有を図りながら、生活支援サービス整備における環境づくりや支援を行っていく必要があります。

また、高齢になっても住み慣れた地域の中で自立した生活を継続するためには、高齢者の利用に配慮した暮らしやすい住まいの確保が望まれます。住環境を整える為の様々な制度や利用可能な施設等に関する情報収集・情報提供を継続し、相談支援を行っていくことが必要です。

【施策の方向性】

- 第2層生活支援コーディネーターが1名増員になるため、これまで以上に細やかに担当圏域の生活支援に関するニーズの把握や資源開発に取り組むほか、コーディネーター間の連携を強化します。
- 第1層協議体、第2層協議体を引き続き開催し、地域の課題の検討・共有・支えあい活動の創出に取り組みます。
- 生活支援に関する様々なニーズに対応できるよう、住民やNPO、民間企業など多様な主体による生活支援サービスの充実化や活動支援に取り組みます。

- さまざまな支えあい活動について関係者へ普及啓発するほか、生活支援コーディネーターによるマッチングを行います。
- 障がい福祉や児童福祉等他分野との連携を図りながら、生活支援活動やサービスが地域全体に広がるよう支援します。
- 市内高齢者の自立支援として、介護予防・生活支援サービスを継続的に提供していきます。
- 持家や賃貸住宅での生活については、高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業などを活用し、整った環境で自立した生活ができるよう支援します。

【参考指標】

			令和2年度	令和4年度
地域の支えあい活動に参加する機会(月1回以上活動に参加する割合)	ボランティアグループ	市	7.0%	6.5%
		全国平均	—	7.8%
	老人クラブ	市	4.0%	2.8%
		全国平均	—	3.9%
	町内会・自治会	市	6.5%	6.6%
		全国平均	—	6.9%
	介護予防の通いの場	市	11.5%	11.5%
		全国平均	—	7.3%
主な介護者が不安に感じる介護について(割合)	食事の準備	市	18.7%	18.8%
		全国平均	—	12.3%
	外出の付き添い・送迎等	市	37.9%	38.5%
		全国平均	—	21.9%

【主な対応事業】

- ・生活支援体制整備事業
(生活支援コーディネーター配置、第1層協議体、第2層協議体、担い手養成・育成 等)
- ・高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進補助事業
- ・家族介護支援事業
- ・高齢者日常生活用具給付事業
- ・老人保護措置委託事業



↑令和5年5月から月に2回開催している「居場所ほっこり」の様子。



↑滝沢市民が利用できる行政や民間などのさまざまな生活支援サービスに関する情報をまとめた「高齢者を支える地域資源ガイド」(市ホームページに掲載)

6 介護予防の推進と生きがいづくり 【重点】

各種介護予防事業では、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が主体的・継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域における自立支援に資する取組みを推進し、年齢や心身の状況等によらず分け隔てなく生きがいや役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

施策目標	○住民主体の通いの場への支援や、フレイルについて学ぶ機会を提供することによる介護予防の推進
-------------	---

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症流行の影響によりいきいきサロンや睦大学等通いの場は一時活動中止・縮小となり、参加人数や回数は減少しました。行動制限のあるなかではありましたが、感染症対策やオンライン環境の整備、家庭訪問によるフレイル予防の啓発、家庭でできる運動の普及、フレイル予防講座の新規開催など状況にあわせた介護予防事業を実施しました。また、住民が主体的・継続的に介護予防に取り組めるよう地域のリハビリテーション専門職と連携し、いきいき百歳体操サポーターの育成と自主グループの活動支援を行い、自主グループの増加につながりました。

要介護状態の手前の状態であるフレイルに関連し、栄養面では、BMI（体格指数）21.5未満のやせの割合が減少していますが、運動面では、15分位続けて歩くことができる人の割合が減少しています。また、口腔機能に関しては固いものが食べにくいと感じている割合が増加しています。新型コロナウイルス感染症の影響により外出頻度や人との交流が減少し、フレイル、オーラルフレイルが進行したことが推測されるため、今後も高齢者が安全に地域のサロンや趣味等の活動に参加できるよう環境を整える必要があります。また、効果的なフレイル予防のために保健事業と介護予防の専門職が連携しながら事業を進めていく必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活するために、介護予防に必要な情報の発信や、生きがいづくりの場、主体的に介護予防に取り組めるような働きかけは、介護保険料の抑制や介護の担い手不足解消にもつながり、今後ますます重要になると考えられます。

【施策の方向性】

- 高齢者の閉じこもり予防やコミュニティづくりのための通いの場の継続実施や新規立ち上げを引き続き支援します。また、身近な地域での交流や見守りが活性化されるよう、世代を超えた活動・役割づくりを推進します。
- リハビリテーション専門職等が関与した介護予防ボランティアの養成、育成や通いの場への支援を引き続き行います。
- 高齢者がフレイル・オーラルフレイル予防に取り組み、健康で自分らしく生活できるよう、介護予防に関する各種教室を市が開催します。
- 保健事業と介護予防の一体的な実施体制を構築し、担当課と連携することで、健診結果等の分析から導き出された健康課題に沿った介護予防に取り組みます。
- 高齢者の生きがいづくりに結びつく取組として、長寿者への祝状交付のほか、睦大学の運営、高齢者が自主的に活動する老人クラブの活動を支援します。

【参考指標】

項目		令和2年度	令和4年度
要介護認定を受けていない方の割合	市	84.4%	84.2%
	全国平均	—	—
介護予防のための通いの場に月 1 回以上参加する割合	市	11.5%	11.5%
	全国平均	—	7.3%
BMI21.5 未満のやせの割合	市	26.7%	26.0%
	全国平均	—	—
15 分位続けて歩いている割合	市	92.8%	90.5%
	全国平均	—	87.1%
半年前に比べて固いものが食べにくくなった割合	市	27.8%	34.7%
	全国平均	—	32.2%

【主な対応事業】

- ・介護予防普及啓発事業（運動機能向上教室、介護予防教室、地域リハビリテーション事業 等）
- ・地域介護予防活動支援事業（いきいきサロン、睦大学）
- ・介護予防支援事業
- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・老人クラブ活動促進補助事業
- ・長寿祝い事業
- ・保健事業と介護予防の一体的な実施事業



↑いきいきサロンの様子



↑いきいき百歳体操の様子

第6章 介護保険サービス量等の見込み

第1節 被保険者数の推計

本市における人口推計は、令和6年において総人口55,089人、うち高齢者は15,075人、高齢化率（総人口に占める第1号被保険者の割合）は27.4%、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年には総人口49,339人、うち高齢者が17,050人、高齢化率は34.6%になると見込んでいます。高齢化は進行していき、第1号被保険者数における75歳以上被保険者の割合も高くなっていくものと考えられます。

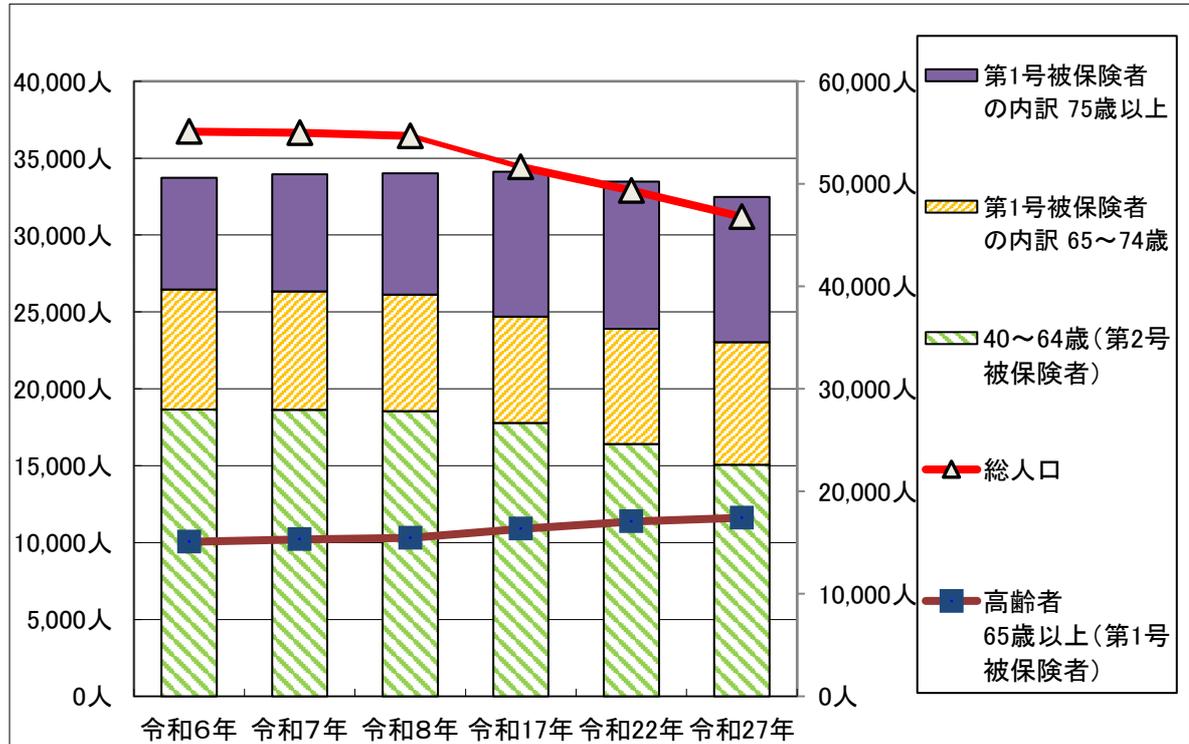
被保険者数の推計

(単位:人)

年	総人口	40～64歳 (第2号被 保険者)	高齢者 65歳以上 (第1号被 保険者)	第1号被保険者の内訳		総人口に占 める第1号 被保険者の 割合
				65～74歳	75歳以上	
令和6年	55,089	18,654	15,075	7,807	7,268	27.4%
令和7年	54,966	18,642	15,310	7,686	7,624	27.9%
令和8年	54,682	18,558	15,454	7,571	7,883	28.3%
令和17年	51,656	17,782	16,336	6,905	9,431	31.6%
令和22年	49,339	16,417	17,050	7,495	9,555	34.6%
令和27年	46,776	15,059	17,419	7,984	9,435	37.2%

資料：国から提供された地域包括ケア「見える化」システムのデータを利用

被保険者数の推計に占める年齢別人数



第2節 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、高齢化による自然増加に加えて、各種感染症に伴う外出控え等の影響により、心身状態の低下による新規申請数の増加が予想されることから、引き続き増加していくと考えられます。

要介護認定者数の推計

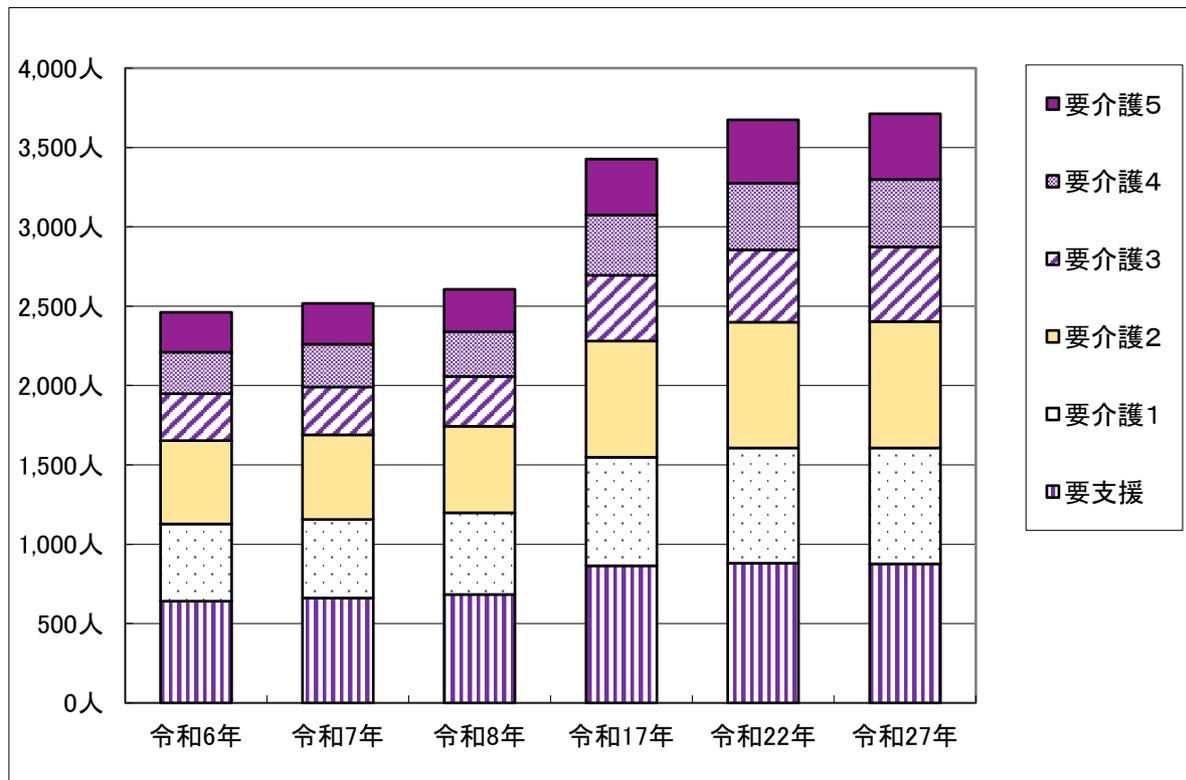
(単位：人)

介護度	令和6年	令和7年	令和8年	令和17年	令和22年	令和27年
要支援	642	661	683	865	880	876
要介護1	485	496	515	684	727	731
要介護2	525	532	546	731	792	796
要介護3	297	302	313	414	457	471
要介護4	261	269	281	381	418	424
要介護5	251	258	268	352	401	415
計	2,461	2,518	2,606	3,427	3,675	3,713
認定率※(%)	16.3%	16.4%	16.9%	21.0%	22.4%	21.3%

資料：国から提供された地域包括ケア「見える化」システムのデータを利用

※認定率：第1号被保険者数全体に占める要介護認定者の割合

認定者数の推計に占める介護度別人数



第3節 介護保険サービス利用量等の推計

1 介護サービス

高齢者数、介護認定者数の増加に伴い、介護サービス利用量も比例して増加が見込まれており、その傾向は今後も続いていくと考えられます。

(1) 介護サービス

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①居宅サービス				
訪問介護	人/月	291	300	316
訪問入浴介護	人/月	23	24	26
訪問看護	人/月	205	213	224
訪問リハビリテーション	人/月	78	80	85
居宅療養管理指導	人/月	151	158	167
通所介護	人/月	469	483	504
通所リハビリテーション	人/月	175	180	187
短期入所生活介護	人/月	87	92	96
短期入所療養介護	人/月	25	26	27
福祉用具貸与	人/月	607	624	654
特定福祉用具購入費	人/月	9	9	9
住宅改修費	人/月	4	4	4
特定施設入居者生活介護	人/月	33	33	35
②地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	14	14	14
地域密着型通所介護	人/月	115	119	124
認知症対応型通所介護	人/月	13	13	13
小規模多機能型居宅介護	人/月	48	48	48
認知症対応型共同生活介護	人/月	57	59	61
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	19	19	19
③介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	人/月	216	216	216
介護老人保健施設	人/月	145	145	145
介護医療院	人/月	60	60	60
④居宅介護支援	人/月	967	993	1,038

資料：国から提供された地域包括ケア「見える化」システムのデータを利用

(2) 介護予防サービス

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護予防サービス				
介護予防訪問看護	人/月	25	26	27
介護予防訪問リハビリテーション	人/月	35	37	38
介護予防居宅療養管理指導	人/月	6	6	6
介護予防通所リハビリテーション	人/月	88	90	93
介護予防短期入所生活介護	人/月	5	5	5
介護予防福祉用具貸与	人/月	143	147	152
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	5	5	5
介護予防住宅改修	人/月	4	4	4
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	3	3	3
②地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	人/月	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	25	25	25
③介護予防支援	人/月	242	248	257

資料：国から提供された地域包括ケア「見える化」システムのデータを利用

※「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は平成29年度から地域支援事業へ移行。

(3) サービス基盤の現状と整備の考え方

○サービス基盤の現状（市内）

令和5年10月1日現在

訪問介護	16事業所	特定施設入居者生活介護	1施設(利用定員30)
訪問入浴介護	1事業所	地域密着型通所介護	6事業所
訪問看護	9事業所	小規模多機能型居宅介護	2施設(宿泊定員18)
通所介護	16事業所	認知症対応型共同生活介護	4施設(定員63)
通所リハビリテーション	5事業所	介護老人福祉施設	3施設(定員195)
短期入所生活介護	3事業所	介護老人保健施設	3施設(定員295)
短期入所療養介護	3事業所	居宅介護支援	17事業所
福祉用具貸与	3事業所	介護予防支援	2事業所
特定福祉用具販売	3事業所		

※医療機関による居宅療養管理指導等のみなし指定は除く。介護予防・総合事業は省略。

【参考】介護保険外のサービス（※住まいに関するもの）

軽費老人ホーム(一般)	1施設(利用定員20)
有料老人ホーム	16施設(定員336)
サービス付き高齢者向け住宅	9施設(部屋数178)

○サービス基盤整備の考え方

第9期計画期間内に市内等に新たに整備が必要と見込まれる量は下記のとおりです。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の早期入所必要者の待機状況を改善するとともに、在宅生活の継続を支援するためサービス基盤の整備が必要です。

<p>介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※</p>	<p>増床（概ね20床程度）</p> <p>「生活の場」と「手厚い介護サービス」を提供する施設であり、要介護3以上の方が利用できます。特別養護老人ホーム早期入所必要者の待機状況を改善するため、介護老人福祉施設の整備が必要であると考えられます。</p>
<p>介護医療院</p>	<p>介護老人保健施設からの転換（1施設）</p> <p>急速に増えていくと予測される医療ニーズのある要介護高齢者の生活を、医療と介護で支える施設であることから、介護医療院の整備が必要であると考えられます。</p>
<p>(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護</p>	<p>増加（1事業所）</p> <p>通いを中心に、訪問や宿泊を組み合わせたサービスであり、在宅生活の継続を支援できることから、小規模多機能型居宅介護の整備が必要であると考えられます。</p>
<p>看護小規模多機能型居宅介護</p>	<p>新設（1事業所）</p> <p>小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数サービスも提供する複合型サービスであり、在宅での柔軟なサービス利用を支援できることから、看護小規模多機能型居宅介護の整備が必要であると考えられます。</p>
<p>(介護予防) 認知症対応型 通所介護</p>	<p>新設（1事業所）</p> <p>認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護であり、在宅生活の継続を支援できることから、（介護予防）認知症対応型通所介護の整備が必要であると考えられます。</p>
<p>定期巡回・随時対応型訪問 介護看護</p>	<p>新設（1事業所）</p> <p>訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて24時間随時対応を行うサービスであり、在宅生活の継続を支援できることから、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備が必要であると考えられます。</p>

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、施設が所在する市町村以外にお住まいの方も入所申し込みができる為、他市町の施設の整備による待機状況の改善も見込んでいます。

2 地域支援事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	68人/月	69人/月	70人/月	
		通所型サービス	215人/月	216人/月	217人/月	
		介護予防ケアマネジメント (介護予防支援含む)	415件/月	430件/月	445件/月	
	一般介護予防事業	介護予防普及啓発事業	介護予防教室	実550人	実560人	実570人
			いきいき百歳体操自主グループ	13か所	14か所	15か所
			運動機能向上教室	実32人	実32人	実32人
			地域リハビリテーションミーティング	実施	実施	実施
			介護予防ボランティア養成・育成	2回	2回	2回
			保健事業と介護予防の一体的実施 (集団指導)	実施	実施	実施
	地域介護予防活動支援事業	いきいきサロン	27か所 延28,500人	27か所 延28,700人	27か所 延28,900人	
睦大学 (①教養講座 ②趣味の教室)		① 延300人 ② 実600人	① 延300人 ② 実600人	① 延300人 ② 実600人		

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
包括的支援事業	地域包括支援センター	3か所	3か所	3か所		
	地域包括支援センターブランチ委託	1か所	1か所	1か所		
	三職種一人当たりの高齢者数	1,385人	1,409人	1,425人		
	総合相談支援事業	包括支援センター相談件数 (市内の地域包括、ブランチ合計)	延4,700件	延4,750件	延4,800件	
		保健事業と介護予防の一体的実施 (ハイリスク者支援)	実施	実施	実施	
	高齢者虐待、権利擁護相談 (総合相談件数再掲)		延200件	延200件	延210件	
	企業との見守り協定締結件数		9件	10件	11件	
	包括的・継続的ケアマネジメント事業	地域ネットワーク会議	年8回	年8回	年8回	
		介護支援専門員個別支援	100件	100件	100件	
		介護支援専門員情報交換会	4回	4回	4回	
	任意事業	家族介護支援事業	家族介護者教室	6回	6回	6回
			家族介護用品支給	12人	12人	12人
		成年後見制度利用支援事業	利用人数	5人	5人	5人
			相談件数	90件	90件	95件
	介護サービス相談員派遣事業 (①介護相談員数 ②派遣先)		①2人 ②22か所	①2人 ②23か所	①2人 ②24か所	

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
包括的支援事業(社会保障充実分)	在宅医療・介護連携推進事業	相談窓口の設置	1か所	1か所	1か所
		在宅医療・介護相談件数	250件	250件	250件
		医療・介護関係者研修	3回	3回	3回
		普及啓発(地域懇談会)	2回	2回	2回
		在宅医療・介護連携会議	1回	1回	1回
		滝沢市版 ACP ツールの作成	検討	作成	普及
	生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター配置	第1層2人 第2層3人	第1層2人 第2層3人	第1層2人 第2層3人
		協議体開催	第1層3回 第2層6回	第1層3回 第2層6回	第1層3回 第2層6回
		支えあい活動充実化に向けた支援	支援方法の検討	試行	支援開始
		「高齢者を支える地域資源ガイド」の内容	更新	更新	更新
		生活支援に関する住民ボランティアグループ活動の支援	ステップアップ研修の実施	ボランティア養成講座、研修会の開催	ステップアップ研修の開催
	認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員配置	3人	3人	3人
		認知症サポーター養成講座	20回400人	20回400人	22回430人
		認知症サポーターステップアップ講座	15人	15人	15人
		認知症初期集中支援事業(介入件数)	3ケース	4ケース	4ケース
		認知症カフェ開催協力	3か所	3か所	3か所
		認知症ケアパスの更新・普及	更新・配布	配布	配布
		盛岡広域シルバーケアSOSネットワーク新規登録者	15人	15人	15人
		認知症行方不明者模擬訓練	実施	実施	実施
		チームオレンジたきざわメンバー登録者数	25人	26人	27人
		当事者の社会参加の機会	あり	あり	あり

		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
包括的支援事業(社会保障充実分)	認知症総合支援事業	認知症に関する相談窓口 ① 地域包括支援センター ② ブランチ ③ まちかど相談室	①3か所 ②1か所 ③4か所	①3か所 ②1か所 ③4か所	①3か所 ②1か所 ③4か所	
		普及啓発活動 ① アルツハイマー月間ライトアップ ② 普及啓発事業	①23日間・ 10事業所 ②開催	①23日間・ 10事業所 ②開催	①23日間・ 10事業所 ②開催	
		多職種連携研修会	3回	3回	3回	
		もの忘れ健診の実施・フォロー	実施検討	実施検討	実施	
		いきいきドライブ Café	実施	実施	実施	
	地域ケア会議推進事業	地域ケア推進会議		1回	1回	1回
		地域ケア個別会議	I (自立支援の検討)	6回	6回	6回
			II (研修会)	6回	6回	6回
			III (支援困難事例検討)	随時	随時	随時
	地域課題の抽出(地域ケア推進会議)		1回	1回	1回	

3 その他の高齢者福祉事業

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
救急医療情報キット 配付事業	配付件数	210件	220件	230件
	75歳以上普及率	43%	44%	45%
緊急通報体制整備事業		実施	実施	実施
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業		実施	実施	実施
日常生活用具給付事業		実施	実施	実施
老人クラブ活動促進補助事業		実施	実施	実施
老人保護措置委託事業		実施	実施	実施

第7章 介護保険給付等の見込み

第1節 介護保険給付等の見込み

介護給付費については、令和3年度から令和5年度までの利用実績をベースに、国から提供された地域包括ケア「見える化システム」を用いて推計しています。(制度の見直しによる影響額も反映されています。)

地域支援事業費については、これまでの実績から必要な費用を算定しています。

(単位:千円)

区分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	
介護給付費	居宅サービス(介護サービス給付費)	1,649,831	1,708,831	1,796,532	5,155,194	
	居宅サービス(介護予防サービス費)	90,399	92,820	95,591	278,810	
	地域密着型サービス	672,062	682,699	693,954	2,048,715	
	施設サービス(介護サービス給付費)	1,442,951	1,444,776	1,444,776	4,332,503	
	その他給付費	特定入所者介護サービス	120,317	123,259	127,567	371,143
		高額介護サービス等	106,020	108,656	112,417	327,093
		審査支払手数料	3,453	3,547	3,659	10,659
小計		4,085,033	4,164,588	4,274,496	12,524,117	
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	115,837	119,235	122,587	357,659	
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	90,249	90,249	90,249	270,747	
	包括的支援事業(社会保障充実分)	28,431	28,669	28,669	85,769	
	小計	234,517	238,153	241,505	714,175	
合計		4,319,550	4,402,741	4,516,001	13,238,292	

第2節 第1号被保険者の保険料

1 保険料算定の基本的な考え方

高齢者人口（特に後期高齢者人口）の増加により、要介護認定者数が増加するため、介護給付費が増加すると見込まれることから、これに対応した介護保険料の設定が必要です。

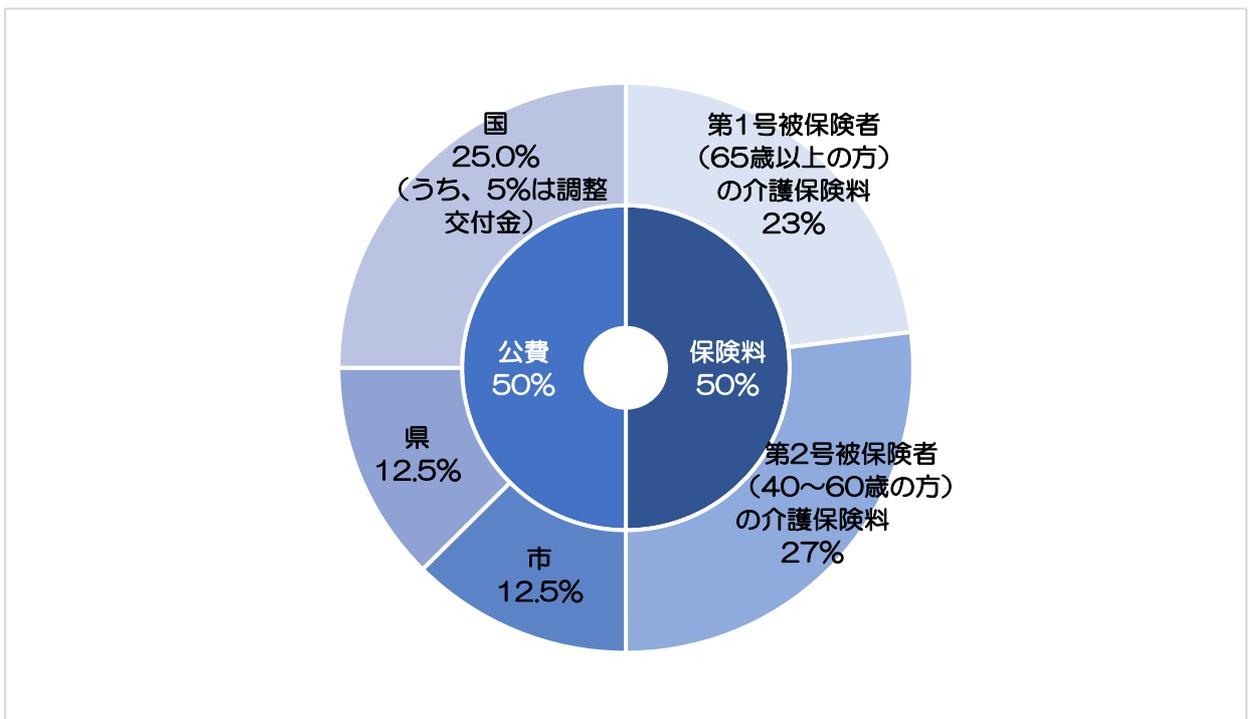
第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料は、第9期介護保険事業計画期間の3年間（令和6年度から令和8年度まで）の介護保険サービス利用量の見込みから事業費用を算定し、また、地域支援事業費の推計を行い、設定します。サービス利用量、事業費用及び保険料の算出にあたっては、令和3年度から令和5年度までの利用実績をベースに、国から提供された地域包括ケア「見える化」システムを用いて推計しています。

2 介護保険事業の費用負担割合

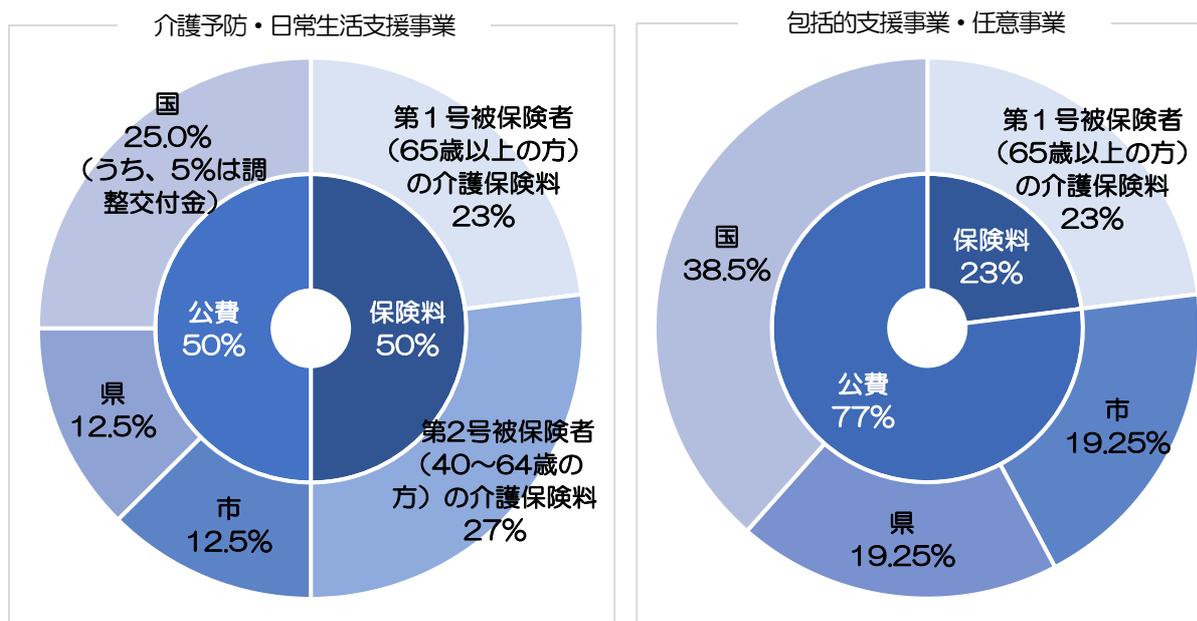
介護サービスの費用は、介護給付費の50%を国・県・市で負担する公費、残りの50%を40歳以上の被保険者の保険料で賄っています（50%の内訳は、65歳以上の第1号被保険者保険料23%、40歳以上64歳以下の第2号被保険者保険料27%です）。

地域支援事業費（介護予防や総合相談、介護家族への支援などを行う費用）のうち介護予防・日常生活支援事業の負担割合は介護給付費と同じですが、包括的支援事業・任意事業は、公費と第1号被保険者で負担します。

介護給付費の標準負担率



地域支援事業費の負担割合



3 第1号被保険者の保険料算定

第2号被保険者保険料は、国で一括して徴収管理されますが、第1号被保険者保険料は各市町村で介護給付費や被保険者数を勘案して定めます。

今回は、第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)の保険料を定めるものです。

(1) 算定方法

第1号被保険者保険料基準月額を、次により算定します。

- ① 給付費見込額と地域支援事業費見込額の23% (第1号被保険者負担率) に、国の調整交付金相当額(5%)を加え、調整交付金見込額を減じ、介護給付費準備基金取崩額を減じます。
- ② ①を予定収納率で割り、保険料の賦課総額を算出します。
- ③ ②を所得段階別補正後の被保険者数で割り、さらに12ヶ月で割り、基準月額を算出します。

算出された第1号被保険者保険料基準月額に対し、所得額や課税・非課税状況により段階別の介護保険料を定めています。

$$\begin{array}{ccccccc}
 \boxed{\begin{array}{c} \text{標準給付費+地域支援事業費} \\ \text{3年間の見込額} \end{array}} & \times & \boxed{\begin{array}{c} \text{第1号被保険者負担分} \\ \text{(23\%)} \end{array}} & + & \boxed{\begin{array}{c} \text{調整交付金相当額} \\ \text{と見込額の差額} \end{array}} & - & \boxed{\begin{array}{c} \text{介護給付費準備基金} \\ \text{取崩額} \end{array}} \\
 \div & & \boxed{\begin{array}{c} \text{予定保険料収納率} \end{array}} & \div & \boxed{\begin{array}{c} \text{所得段階別補正後} \\ \text{被保険者数} \end{array}} & \div & \boxed{\begin{array}{c} \text{12ヶ月} \end{array}} & = & \boxed{\begin{array}{c} \text{第1号被保険者保険} \\ \text{料基準額 (月額)} \end{array}}
 \end{array}$$

●調整交付金見込額

介護給付費の5%を標準として国から交付されます。滝沢市は75歳以上の高齢化率が全国平均よりも低い等の理由から、令和3年度以降は0円となっており、第9期においても0円の見込です。その不足額については、介護保険料で賄うことになります。

●介護給付費準備基金

市町村は、介護給付費が見込みを下回るなどの場合、生じた剰余金を準備基金として積み立てています。

4 保険料段階設定と第1号被保険者の保険料

被保険者の負担能力には差があるため、介護保険料は一律ではなく、住民税の課税状況や収入・所得により段階的に振り分けを行った上で保険料を定めています。第9期計画においては、国の示す標準的な所得段階が9段階から13段階に変更されたことに合わせ、従来の9段階から細分化し、13段階としました。

基準月額、自然増による介護給付費の増加、介護報酬の引き上げ、調整交付金不足額の補てんのため、第8期より増額となりますが、介護保険介護給付費準備基金の取り崩しを行い、大幅な増額とならないようにしています。

基準月額：6,300円

段階	対象者		保険料率	年額(円)
第1段階	生活保護受給者		0.455	34,398
	世帯全員が市町村 住民税非課税	老齢福祉年金受給者	(0.285)	(21,546)
		「公的年金等収入額+合計所得金額」が80万円以下		
第2段階		「公的年金等収入額+合計所得金額」が80万円超120万円以下	0.685 (0.485)	51,786 (36,666)
第3段階		「公的年金等収入額+合計所得金額」が120万円超	0.69 (0.685)	52,164 (51,786)
第4段階	本人が市町村民 税非課税(世帯に 課税者がいる)	「公的年金等収入額+合計所得金額」が80万円以下	0.9	68,040
第5段階		「公的年金等収入額+合計所得金額」が80万円超	1	75,600
第6段階	本人が市町村民 税課税	「合計所得金額」が120万円未満	1.2	90,720
第7段階		「合計所得金額」が120万円以上210万円未満	1.3	98,280
第8段階		「合計所得金額」が210万円以上320万円未満	1.5	113,400
第9段階		「合計所得金額」が320万円以上420万円未満	1.7	128,520
第10段階		「合計所得金額」が420万円以上520万円未満	1.9	143,640
第11段階		「合計所得金額」が520万円以上620万円未満	2.1	158,760
第12段階		「合計所得金額」が620万円以上720万円未満	2.3	173,880
第13段階		「合計所得金額」が720万円以上	2.4	181,440

※合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除して保険料段階を判定します。

※()は、1号被保険者間での所得再分配機能による低所得者保険料軽減適用後。

※網掛け部分は、第8期から変更あり。

(1) 低所得者層の保険料軽減措置

第1段階から第3段階の対象者に対し、低所得者への保険料軽減措置を適用し、国(1/2)、県(1/4)及び市(1/4)の公費により差額を負担します。

(上段:保険料額、下段:保険料率)

	軽減前	軽減後	軽減内容
第1段階	34,398円	21,546円	△12,852円
	0.455	0.285	△0.17
第2段階	51,786円	36,666円	△15,120円
	0.685	0.485	△0.2
第3段階	52,164円	51,786円	△378円
	0.69	0.685	△0.005

(2) 介護保険料のこれまでの基準月額推移

区分	滝沢市	岩手県平均	全国平均
第1期(平成12~14年度)	月2,835円	月2,868円	月2,911円
第2期(平成15~17年度)	月2,835円	月3,018円	月3,293円
第3期(平成18~20年度)	月4,125円	月3,686円	月4,090円
第4期(平成21~23年度)	月4,300円	月3,990円	月4,160円
第5期(平成24~26年度)	月4,760円	月4,851円	月4,972円
第6期(平成27~29年度)	月5,765円	月5,575円	月5,514円
第7期(平成30~令和2年度)	月6,030円	月5,955円	月5,869円
第8期(令和3~令和5年度)	月6,030円	月6,033円	月6,014円

(3) 所得段階別の1人当たりの介護保険料の年額

所得段階	第8期	第9期
第1段階	36,180円 (21,708円)	34,398円 (21,546円)
第2段階	54,270円 (36,180円)	51,786円 (36,666円)
第3段階	54,270円 (50,652円)	52,164円 (51,786円)
第4段階	65,124円	68,040円
第5段階(基準)	72,360円	75,600円
第6段階	86,832円	90,720円
第7段階	94,068円	98,280円
第8段階	108,540円	113,400円
第9段階	123,012円	128,520円
第10段階	—	143,640円
第11段階	—	158,760円
第12段階	—	173,880円
第13段階	—	181,440円

※所得段階別の保険料は計画期間中(3年間)同額となります。

※()は、1号被保険者間での所得再分配機能による低所得者保険料軽減適用後。

第3節 適正な介護サービスの確保のための取り組み

1 介護給付適正化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、介護保険のサービスを適切に利用できる環境づくりが重要です。介護給付を必要とする高齢者を適正に認定し、介護サービス提供事業者が利用者の必要とするサービスを過不足なく適切に提供できるよう、また、費用の効率化により介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう、介護給付適正化に取り組みます。

(1) 要介護認定の適正化

居宅介護支援事業所等に委託した認定調査も含めて、すべての調査票の点検を実施し、適正な調査が行われているか確認します。

内容	第8期実績			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査票の点検	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) ケアプランの点検

国の給付適正化事業の見直しにより「ケアプランの点検」に「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」が統合されました。ケアプランの点検について、国民健康保険団体連合会からの給付実績帳票を活用し、費用対効果が期待される帳票に重点化して実施します。

第8期	第9期
ケアプランの点検	ケアプランの点検
住宅改修等の点検	
福祉用具購入・貸与調査	

内容	第8期			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県主催のセミナー等	参加	参加	参加	参加	参加	参加
ケアプラン点検	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅改修の点検実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%
福祉用具購入の点検実施	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との突合は、医療保険の受給者情報等と介護保険の受給者台帳情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性等の点検を行うものです。縦覧点検は、介護給付費の月次審査で確認できない複数月にわたり算定しているサービス内容等の点検を行うものです。岩手県国民健康保険団体連合会へ委託し、費用対効果が期待される帳票に重点化して実施します。

内容	第8期			第9期目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療情報との突合(委託)	100%	100%	100%	100%	100%	100%
縦覧点検の実施(委託)	100%	100%	100%	100%	100%	100%

2 人材の確保と業務の効率化

○人材の確保

国・県・関係団体と連携し、介護関連職種への就業や介護従事者に対する研修・補助等に関する情報を提供します。また、介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。

○業務の効率化

ICT・介護ロボット等の導入事業の周知や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の業務の効率化・生産性向上を図ります。

○資質の向上

多職種を交えた事例検討を通して専門職員の人材育成を図るとともに、市に指定権限のある事業者に対し働きやすい職場づくりを含めた事業運営について適切な指導を行い、サービスの質の向上に向けた取り組みを推進します。

3 事業所の体制整備

○「介護サービス情報の公表」制度への対応

利用者が介護保険事業所等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報が公表されている「介護サービス情報公表システム」(厚生労働省が運営)を利用者へ周知するとともに、事業所等が必要な報告をするよう岩手県に協力します。

○高齢者虐待防止対策

事業所等において利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、指針の整備や研修の定期的な実施等について、運営指導等の際に管理者等へ適切な指導を行います。

○災害・感染症に対する備え

事業所等において災害や感染症が発生した場合に適切に対応できるよう、業務継続計画(BCP)の策定や研修・訓練の実施等について、運営指導等の際に管理者等へ必要な助言を行います。

資料編

《 資料編の目次 》

- 1 本計画策定経過 資-1
- 2 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例 資-3
- 3 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例施行規則 資-4
- 4 滝沢市いきいきライフを語る会設置要綱 資-6
- 5 滝沢市高齢者保健福祉部会設置要領 資-7
- 6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 集計結果 資-8
- 7 在宅介護実態調査 集計結果 資-14
- 8 在宅生活改善調査 集計結果 資-17

Ⅰ 本計画策定経過

年 月 日	内 容
令和 4年10月11日	政策調整報告会議
令和 4年10月26日	滝沢市高齢者保健福祉部会
令和 4年11月 9日	令和4年度第1回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 4年11月30日	令和4年度滝沢市いきいきライフを語る会
令和 4年12月 ～令和 5年 2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、施設整備意向調査の実施
令和 5年 2月 1日	令和4年度第2回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 5年 5月 9日	政策調整報告会議
令和 5年 6月	在宅生活改善調査の実施
令和 5年 7月26日	令和5年度第1回滝沢市高齢者保健福祉部会
令和 5年 8月 1日	庁議
令和 5年 8月 1日	令和5年度第1回滝沢市いきいきライフを語る会
令和 5年 8月 7日 ～ 8月10日	市内3か所で地域懇談会を開催
令和 5年 8月 8日	滝沢市議会全員協議会にて説明
令和 5年 8月 9日	令和5年度第1回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 5年10月30日	令和5年度第2回滝沢市高齢者保健福祉部会
令和 5年11月 13日	令和5年度第2回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 5年11月 20日	計画策定にかかる県ヒアリング
令和 5年11月28日	庁議
令和 5年11月29日	令和5年度第2回滝沢市いきいきライフを語る会
令和 5年11月30日	滝沢市議会全員協議会にて説明
令和 5年12月 ～令和 6年 1月	計画案についての意見募集（パブリックコメント）

年 月 日	内 容
令和 6年 1月19日	令和5年度第3回滝沢市高齢者保健福祉部会
令和 6年 1月29日	令和5年度第3回滝沢市いきいきライフを語る会
令和 6年 1月30日	庁議
令和 6年 1月31日	令和5年度第3回滝沢市高齢者保健福祉協議会
令和 6年 2月16日	滝沢市議会全員協議会にて説明
令和 6年 3月19日	滝沢市議会定例会3月会議にて計画策定に伴う関係条例の改正について審議

2 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例

(設置)

第1条 市の高齢者の保健福祉に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として滝沢市高齢者保健福祉協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の進行管理並びに評価に関すること。
- (3) その他市長が高齢者の保健福祉に関する事業の運営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 介護保険サービス提供事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係福祉団体の代表者

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、協議会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

3 滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滝沢市高齢者保健福祉協議会設置条例(平成17年滝沢村条例第12号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、滝沢市高齢者保健福祉協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 条例第2条第3号の市長が高齢者の保健福祉に関する事業の運営上必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第2項の規定に基づき設置する地域包括支援センター(以下「センター」という。)の運営に関する次に掲げる事項

ア センターの設置等に関すること。

イ センターの運営の評価に関すること。

ウ 地域における包括的な支援体制の形成に関すること。

エ その他センターの公正、中立性の確保、円滑及び適正な運営の確保に必要な事項に関すること。

(2) 介護保険法第8条第14項の地域密着型サービスの運営に関する次に掲げる事項

ア 地域密着型サービス事業所の新規指定(市の区域の外にある事業所で、所在地の市町村長の同意を得ている場合の指定を除く。)に関すること。

イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し、市独自の基準を定めること。

ウ 地域密着型サービスの質の確保を図るための評価に関すること。

エ その他地域密着型サービスの適正な運営の確保に必要な事項に関すること。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は、介護保険事業計画主管課において処理するものとする。

(委員)

第4条 条例第3条第1項の委員は、次に掲げる者を当該人員の範囲内で委嘱するものとする。

(1) 住民 3人

(2) 介護保険サービス提供事業者 3人

(3) 学識経験者 5人

(4) 関係福祉団体の代表者 3人

2 前項第1号の委員となることができるときは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 40歳以上の者で、引き続き1年以上市内に住所を有しているもの

(2) 公務員でない者

(除斥)

第5条 委員は、原則として第2条第2号に規定する事項のうち次に掲げる案件については、議決に加わることができないものとする。

(1) 委員が属する法人に係る案件

(2) 委員の親族(親族であった者を含む。)に係る案件

(3) その他委員に直接利害関係が存する案件

(付議事項等の通知)

第6条 条例第5条第1項の規定により会長が協議会を招集しようとする場合は、会議の開催日等、場所

及び付議すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(関係職員の説明等)

第7条 協議会は、関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、協議会の会議の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

4 滝沢市いきいきライフを語る会設置要綱

(設置)

第1条 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びに推進にあたり、広く意見を求めるため、滝沢市いきいきライフを語る会(以下「語る会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 語る会は、次に掲げる事項について意見提案等を行う。

- (1) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関する事。
- (2) 滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の推進に関する事。
- (3) その他市長が高齢者の保健福祉に関する事業の運営上必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 語る会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護経験者
- (2) ボランティア等として高齢者保健福祉活動に携わった経験のある者
- (3) 高齢者保健福祉関係団体からの推薦のあった者

2 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 語る会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、語る会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 語る会は、市長が招集する。

(庶務)

第6条 語る会の庶務は、健康福祉部地域包括支援センターにおいて処理する。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、語る会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

5 滝沢市高齢者保健福祉部会設置要領

(設置)

第1条 滝沢市長部局行政組織規則(平成26年滝沢市規則第11号)第29条の規定に基づき、滝沢市高齢者保健福祉部会(以下「部会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険の推進に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、健康福祉部長をもって充てる。

3 部会員は、次に掲げる課の長をもって充てる。

- (1) 防災防犯課
- (2) 地域福祉課
- (3) 生活福祉課
- (4) 高齢者支援課
- (5) 地域包括支援センター
- (6) 健康推進課
- (7) 保険年金課
- (8) 企画政策課
- (9) 財務課
- (10) 教育委員会事務局生涯学習スポーツ課

(会議)

第4条 部会長は、必要に応じて部会を招集し、その議長になる。

2 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、部会長が部会員のうちからあらかじめ指定した者が、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 部会長は、必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

6 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 集計結果

調査の目的

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定する。
(対象者：介護認定を受けていない65歳以上の方、要支援認定を受けている65歳以上の方)

回答状況について

調査の実施時期	令和4年12月
調査票発送総数	1,000人
回答数	640人
回収率	64.0%

性別	男	293人	45.8%
	女	347人	54.2%
		640人	100.0%

区分	認定なし	613人	95.8%
	要支援1	13人	2.0%
	要支援2	12人	1.9%
	事業対象者	2人	0.3%
			640人

年齢	65～69歳	176人	27.5%
	70～74歳	196人	30.6%
	75～79歳	114人	17.8%
	80～84歳	87人	13.6%
	85～89歳	46人	7.2%
	90～94歳	18人	2.8%
	95～99歳	2人	0.3%
	100歳～	1人	0.2%
		640人	100.0%

※各質問項目に対する「未回答」は割合に含まれていません。

問1 あなたのご家族や生活状況について

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
(1) 家族構成をお教えてください			
1. 1人暮らし	11.3%	12.6%	15.2%
2. 夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)	40.1%	38.2%	36.1%
3. 夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)	6.3%	6.2%	5.6%
4. 息子・娘との2世帯	22.9%	25.0%	26.9%
5. その他	18.9%	18.0%	15.2%
(2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか			
1. 介護・介助は必要ない	85.0%	88.0%	87.5%
2. 何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない	9.1%	7.1%	6.7%
3. 現在、何らかの介護を受けている	4.8%	3.4%	3.9%
(3) 現在の暮らしの状況を経済的にみてどう感じていますか			
1. 大変苦しい	10.2%	6.7%	11.6%
2. やや苦しい	24.7%	26.6%	29.1%
3. ふつう	59.2%	59.6%	54.5%
4. ややゆとりがある	5.1%	5.3%	2.8%
5. 大変ゆとりがある	0.4%	0.3%	0.6%

問2 からだを動かすことについて

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか			
1. できるし、している	69.3%	68.1%	66.3%
2. できるけどしていない	17.8%	19.4%	17.8%
3. できない	11.4%	10.8%	13.8%

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか			
1. できるし、している	82.4%	82.8%	79.5%
2. できるけどしていない	9.2%	9.4%	8.1%
3. できない	7.7%	6.6%	10.5%
(3) 15分位続けて歩いていますか			
1. できるし、している	75.2%	74.3%	71.7%
2. できるけどしていない	18.7%	18.5%	18.8%
3. できない	5.9%	6.4%	8.0%
(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか			
1. 何度もある	8.1%	9.0%	11.1%
2. 1度ある	20.2%	21.1%	21.1%
3. ない	71.5%	68.5%	66.9%
(5) 転倒に対する不安は大きいですか			
1. とても不安である	9.8%	11.2%	15.6%
2. やや不安である	32.5%	29.9%	34.4%
3. あまり不安でない	30.3%	33.1%	30.2%
4. 不安でない	26.6%	23.5%	19.1%
(6) 週に1回以上は外出していますか			
1. ほとんど外出していない	5.0%	5.0%	6.3%
2. 週1回	12.3%	15.2%	17.5%
3. 週2～4回	46.1%	42.8%	45.5%
4. 週5回以上	36.0%	35.0%	30.6%
(7) 昨年と比べて外出の回数が減っていますか			
1. とても減っている	2.5%	5.0%	3.6%
2. 減っている	19.0%	28.7%	27.5%
3. あまり減っていない	34.0%	27.1%	33.9%
4. 減っていない	43.9%	37.5%	34.5%

問3 食べることについて

(1) 身長・体重 (省略)

(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか

1. はい	29.8%	27.8%	34.7%
2. いいえ	69.1%	69.4%	64.5%

(3) 歯の数と入れ歯の利用状況を教えてください (成人の歯の本数は、親知らずを含めて32本)

1. 自分の歯は20本以上、かつ入れ歯を利用	15.2%	15.0%	12.3%
2. 自分の歯は20本以上、入れ歯の利用なし	27.4%	29.5%	34.1%
3. 自分の歯は19本以下、かつ入れ歯を利用	45.2%	43.6%	40.6%
4. 自分の歯は19本以下、入れ歯の利用なし	10.2%	9.1%	11.4%

(4) どなたかと食事をとる機会がありますか

1. 毎日ある	59.1%	58.6%	60.2%
2. 週に何度かある	8.3%	7.6%	6.7%
3. 月に何度かある	13.1%	11.7%	11.3%
4. 年に何度かある	11.8%	11.3%	11.1%
5. ほとんどない	6.7%	10.2%	9.8%

問4 毎日の生活について

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
(1) 物忘れが多いと感じますか			
1. はい	46.8%	48.0%	48.0%
2. いいえ	51.5%	50.8%	50.9%
(2) バスや電車を使って1人で外出していますか（自家用車でも可）			
1. できるし、している	83.7%	81.1%	77.5%
2. できるけどしていない	10.7%	12.9%	15.6%
3. できない	4.7%	5.3%	5.9%
(3) 自分で食品・日用品の買物をしていますか			
1. できるし、している	85.0%	87.3%	84.8%
2. できるけどしていない	11.6%	9.4%	10.8%
3. できない	2.5%	2.7%	3.8%
(4) 自分で食事の用意をしていますか			
1. できるし、している	68.9%	72.9%	71.7%
2. できるけどしていない	22.9%	21.4%	21.9%
3. できない	7.4%	5.0%	5.8%
(5) 自分で請求書の支払いをしていますか			
1. できるし、している	80.6%	83.1%	83.0%
2. できるけどしていない	15.6%	13.0%	12.8%
3. できない	3.0%	3.1%	3.8%
(6) 自分で預貯金の出し入れをしていますか			
1. できるし、している	82.1%	83.6%	85.6%
2. できるけどしていない	12.5%	12.6%	9.5%
3. できない	4.7%	3.4%	4.4%

問5 地域での活動について

(1) 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

① ボランティアのグループ

1. 週4回以上	1.4%	1.3%	0.8%
2. 週2～3回	0.8%	0.8%	0.3%
3. 週1回	1.4%	1.4%	2.3%
4. 月1～3回	3.7%	3.5%	3.1%
5. 年に数回	5.2%	5.7%	4.8%
6. 参加していない	65.0%	68.4%	67.8%

② スポーツ関係のグループやクラブ

1. 週4回以上	4.0%	3.2%	2.5%
2. 週2～3回	7.7%	3.8%	6.3%
3. 週1回	5.0%	3.1%	5.0%
4. 月1～3回	3.9%	2.4%	2.3%
5. 年に数回	2.8%	2.0%	1.7%
6. 参加していない	58.3%	67.7%	64.7%

③ 趣味関係のグループ

1. 週4回以上	1.2%	1.1%	1.3%
2. 週2～3回	4.1%	2.1%	2.8%
3. 週1回	4.1%	3.4%	2.3%
4. 月1～3回	9.9%	7.1%	6.9%
5. 年に数回	5.5%	4.3%	4.1%
6. 参加していない	57.9%	64.6%	64.1%

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
④学習・教養サークル			
1. 週4回以上	0.4%	0.4%	0.2%
2. 週2～3回	1.4%	0.6%	0.3%
3. 週1回	1.0%	0.7%	0.8%
4. 月1～3回	3.4%	2.4%	2.2%
5. 年に数回	3.2%	2.4%	2.3%
6. 参加していない	66.0%	72.0%	70.9%
⑤介護予防のための通いの場（いきいきサロン、睦大学、百歳体操 等）			
1. 週4回以上	-	0.7%	0.6%
2. 週2～3回	-	2.2%	2.0%
3. 週1回	-	2.4%	3.6%
4. 月1～3回	-	6.2%	5.3%
5. 年に数回	-	2.4%	1.6%
6. 参加していない	-	70.2%	68.1%
⑥老人クラブ			
1. 週4回以上	-	0.4%	0.6%
2. 週2～3回	-	0.1%	0.2%
3. 週1回	-	0.4%	0.3%
4. 月1～3回	-	3.1%	1.7%
5. 年に数回	-	2.2%	2.7%
6. 参加していない	-	75.4%	73.9%
⑦町内会・自治会			
1. 週4回以上	-	0.7%	0.8%
2. 週2～3回	-	0.8%	1.1%
3. 週1回	-	0.8%	0.2%
4. 月1～3回	-	4.2%	4.5%
5. 年に数回	-	25.3%	21.1%
6. 参加していない	-	50.9%	52.7%
⑧収入ある仕事			
1. 週4回以上	-	14.4%	15.3%
2. 週2～3回	-	4.9%	4.1%
3. 週1回	-	1.0%	1.1%
4. 月1～3回	-	2.8%	1.3%
5. 年に数回	-	2.4%	3.9%
6. 参加していない	-	57.9%	56.3%

（2）地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

1. ぜひ参加したい	5.6%	5.6%	6.1%
2. 参加してもよい	50.6%	46.0%	44.2%
3. 参加したくない	39.9%	39.3%	40.5%

（3）地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか

1. ぜひ参加したい	2.9%	2.8%	1.6%
2. 参加してもよい	31.3%	27.7%	27.3%
3. 参加したくない	61.7%	62.4%	62.5%

問6 たすけあいについて（あなたとまわりの人の「たすけあい」）

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
(1) あなたの心配事や愚痴（ぐち）を聞いてくれる人（いくつでも）			
1. 配偶者	60.1%	56.8%	53.8%
2. 同居のこども	21.6%	24.1%	24.0%
3. 別居のこども	31.7%	34.8%	30.8%
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	33.2%	36.2%	36.3%
5. 近隣	11.3%	14.7%	10.6%
6. 友人	40.8%	39.8%	39.5%
7. その他	3.0%	2.4%	2.9%
8. そのような人はいない	4.7%	4.3%	5.6%
(2) 反対に、あなたが心配事や愚痴（ぐち）を聞いてあげる人（いくつでも）			
1. 配偶者	57.6%	56.7%	53.1%
2. 同居のこども	20.8%	22.0%	23.1%
3. 別居のこども	32.4%	34.2%	29.6%
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	36.9%	40.7%	37.2%
5. 近隣	15.2%	17.7%	12.5%
6. 友人	40.9%	40.4%	40.7%
7. その他	1.9%	1.6%	2.2%
8. そのような人はいない	6.1%	6.8%	6.2%
(3) あなたが病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる人（いくつでも）			
1. 配偶者	68.0%	64.8%	61.5%
2. 同居のこども	29.8%	31.3%	33.0%
3. 別居のこども	29.9%	34.2%	31.5%
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	18.7%	18.8%	17.8%
5. 近隣	2.5%	2.1%	2.7%
6. 友人	3.9%	4.5%	3.3%
7. その他	1.4%	2.3%	2.2%
8. そのような人はいない	6.2%	6.7%	6.5%
(4) 反対に、看病や世話をしてあげる人（いくつでも）			
1. 配偶者	68.2%	66.4%	62.0%
2. 同居のこども	24.7%	27.2%	26.2%
3. 別居のこども	27.1%	28.2%	24.1%
4. 兄弟姉妹・親戚・親・孫	30.2%	30.3%	26.6%
5. 近隣	3.4%	4.4%	3.2%
6. 友人	7.4%	6.8%	4.5%
7. その他	1.8%	1.3%	1.8%
8. そのような人はいない	10.1%	11.9%	16.7%

問7 健康について

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
(1) 現在のあなたの健康状態はいかがですか			
1. とてもよい	11.2%	13.3%	10.2%
2. まあよい	64.6%	63.5%	69.7%
3. あまりよくない	18.3%	18.6%	16.1%
4. よくない	2.6%	2.4%	2.7%
(2) あなたは、現在どの程度幸せですか（「とても幸せ」を10点）			
0. 0点（とても不幸）	1.0%	0.3%	0.8%
1. 1点	0.7%	0.4%	0.3%
2. 2点	0.6%	0.7%	0.8%
3. 3点	2.8%	1.7%	2.7%
4. 4点	3.6%	3.1%	4.4%
5. 5点	20.9%	21.3%	20.9%
6. 6点	7.6%	7.7%	9.1%
7. 7点	16.5%	15.2%	13.8%
8. 8点	19.3%	21.8%	20.6%
9. 9点	9.1%	9.0%	8.9%
10. 10点（とても幸せ）	14.2%	15.2%	14.7%
(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか			
1. はい	35.1%	37.6%	34.5%
2. いいえ	60.6%	59.7%	63.7%
(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか			
1. はい	21.3%	27.1%	23.3%
2. いいえ	74.7%	70.5%	74.8%
(5) タバコは吸っていますか			
1. ほぼ毎日吸っている	9.0%	11.6%	8.8%
2. 時々吸っている	1.1%	1.7%	0.8%
3. 吸っていたがやめた	27.0%	31.6%	30.6%
4. もともと吸っていない	60.5%	53.8%	58.8%
(6) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか（いくつでも）			
1. ない	15.7%	15.7%	16.1%
2. 高血圧	40.2%	46.0%	47.7%
3. 脳卒中（脳出血、脳梗塞等）	4.7%	3.0%	3.4%
4. 心臓病	11.0%	8.5%	9.9%
5. 糖尿病	12.4%	14.4%	14.2%
6. 高脂血症（脂質異常）	11.0%	12.0%	17.8%
7. 呼吸器の病気（肺炎、気管支炎等）	4.0%	6.4%	5.5%
8. 胃腸・肝臓・胆のうの病気	6.9%	8.6%	7.9%
9. 腎臓・前立腺の病気	8.7%	7.6%	9.5%
10. 筋骨格の病気（骨粗しょう症、関節症等）	14.3%	15.7%	15.6%
11. 外傷（転倒、骨折等）	3.7%	2.9%	2.7%
12. がん	4.1%	4.2%	5.9%
13. 血液・免疫の病気	1.2%	1.7%	1.7%
14. うつ病	1.0%	1.7%	1.3%
15. 認知症（アルツハイマー病等）	1.0%	0.5%	1.0%
16. パーキンソン病	1.1%	0.3%	0.5%
17. 目の病気	23.6%	19.4%	19.8%
18. 耳の病気	5.9%	6.2%	7.2%
19. その他	9.9%	11.2%	11.7%

問8 認知症にかかる相談窓口の把握について

(1) 認知症の症状がある又は、家族に認知症の症状がある人がいますか			
1. はい	-	9.5%	8.8%
2. いいえ	-	83.8%	86.9%
(2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか			
1. はい	-	28.3%	24.4%
2. いいえ	-	65.3%	70.7%

7 在宅介護実態調査 集計結果

調査の目的

「要介護者の在宅生活の継続」と「介護者の就労継続」の2つの視点に基づき、介護保険サービスの利用実態との関係等を分析することで、高齢者の在宅生活の継続や家族等介護者の就労継続等に資する取り組みを検討する。

(対象者：在宅で生活をしている、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方)

回答状況について

調査の実施時期	令和4年12月
調査票発送総数	1,000人
回答数	544人
回収率	54.4%

※各質問項目に対する「未回答」は割合に含まれていません。

集計結果について

A (基本調査項目)	(第7期)	(第8期)	(第9期)
問1 家族構成をお教えてください			
1. 単身世帯	18.6%	24.4%	25.9%
2. 夫婦のみ世帯	25.9%	28.6%	25.0%
3. その他	53.8%	44.6%	46.5%
問2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか (同居していない子どもや親族等からの介護を含む)			
1. ない	32.4%	36.8%	30.6%
2. 家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない	6.9%	10.0%	7.9%
3. 週に1～2日ある	11.6%	13.2%	8.5%
4. 週に3～4日ある	6.4%	5.1%	3.9%
5. ほぼ毎日ある	39.7%	31.5%	45.9%
(1の回答は問5を回答し終了。2～5は問3～5を回答しBへ)			
問3 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください			
1. 20歳未満	0.0%	0.5%	0.0%
2. 20代	1.0%	0.3%	0.0%
3. 30代	0.3%	0.5%	1.3%
4. 40代	5.9%	5.4%	4.0%
5. 50代	16.3%	18.2%	23.3%
6. 60代	30.9%	29.0%	24.9%
7. 70代	22.6%	23.9%	22.8%
8. 80歳以上	18.8%	18.0%	19.9%
9. わからない	0.7%	0.5%	0.5%

問4 ご家族やご親族の中で、ご本人（認定調査対象者）の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか（現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません。自営業や農林水産業の仕事を辞めた方を含みます）（複数選択可）

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
1. 主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）	7.3%	7.3%	11.2%
2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）	2.4%	0.8%	1.3%
3. 主な介護者が転職した	1.7%	1.4%	2.9%
4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した	0.3%	0.5%	0.3%
5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない	63.9%	71.6%	61.7%
6. わからない	6.9%	2.7%	6.1%

問5 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について（「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設（有料老人ホーム等）、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します）

1. 入所・入居は検討していない	63.1%	58.5%	61.6%
2. 入所・入居を検討している	18.7%	19.8%	22.2%
3. すでに入所・入居申し込みをしている	12.5%	13.6%	11.0%

B（主な介護者もしくは本人が回答）

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について（「パートタイム」とは、1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方が該当します。いわゆるアルバイト、嘱託、契約社員等の方を含みます。自営業、フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」「パートタイム」のいずれかを選択してください）

1. フルタイムで働いている	26.6%	27.7%	23.6%
2. パートタイムで働いている	13.1%	12.1%	17.8%
3. 働いていない	52.8%	48.1%	51.5%
4. 主な介護者に確認しないとわからない	0.3%	1.1%	0.8%

（1・2の回答はB問2～4を回答。3・4の回答は問4を回答）

問2 B問1で「1」「2」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等をしていますか（複数選択可）

1. 特に行っていない	34.5%	39.7%	37.4%
2. 介護のために「労働時間を調整（残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等）」しながら働いている	24.5%	16.9%	29.1%
3. 介護のために「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら働いている	10.8%	13.8%	15.1%
4. 介護のために「在宅勤務」を利用しながら働いている	3.6%	3.2%	3.4%
5. 介護のために2～4以外の調整をしながら働いている	10.1%	6.9%	11.7%
6. 主な介護者に確認しないとわからない	3.6%	0.0%	0.0%

問3 B問1で「1」「2」と回答した方にお伺いします。主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか（複数選択可）

1. 問題なく続けていける	11.4%	21.3%	19.6%
2. 問題はあるが何とか続けていける	45.0%	42.0%	49.2%
3. 続けていくのはやや難しい	8.6%	9.0%	8.9%
4. 続けていくのはかなり難しい	10.0%	2.0%	4.5%
5. 主な介護者に確認しないとわからない	4.3%	0.5%	2.2%

問4 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について（現状で行っているか否かは問いません）（3つまで選択可）

	(第7期)	(第8期)	(第9期)
〔身体介護〕			
1. 日中の排泄	15.6%	11.9%	17.8%
2. 夜間の排泄	19.7%	17.3%	22.5%
3. 食事の介助（食べる時）	10.0%	7.6%	6.9%
4. 入浴・洗身	29.1%	28.7%	27.1%
5. 身だしなみ（洗顔・歯磨き等）	8.7%	5.4%	6.1%
6. 衣服の着脱	11.1%	7.0%	5.8%
7. 屋内の移乗・移動	17.0%	8.7%	11.9%
8. 外出の付き添い・送迎等	45.7%	37.9%	38.5%
9. 服薬	17.0%	11.9%	15.4%
10. 認知症状への対応	28.0%	24.9%	28.9%
11. 医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）	8.0%	6.8%	6.1%
〔生活援助〕			
12. 食事の準備（調理等）	27.3%	18.7%	18.8%
13. その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）	30.8%	17.9%	21.5%
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き	30.4%	13.0%	17.2%
〔その他〕			
15. その他	9.0%	3.5%	4.8%
16. 不安を感じていることは特にない	11.1%	3.3%	3.7%
17. 主な介護者に確認しないとわからない	5.2%	0.0%	0.3%

在宅生活改善調査 集計結果

2023/07/04

岩手県滝沢市

発送事業所数：16件

回収事業所数：15件

回収率：93.8%

【在宅生活改善調査】

調査の目的

- ・在宅生活改善調査では、「過去1年間」の、①自宅等から居場所を変更した利用者の行先別人数や②自宅等において死亡した利用者の人数、また、現在自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の、①人数や②生活の維持が難しくなっている理由、③生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握します。
- ・そして、調査の結果や、調査結果に基づいた関係者間での議論を通じ、住み慣れた地域での生活の継続性を高めるために必要な支援やサービス、連携のあり方を検討し、介護保険事業計画に反映していくことを目的としています。

調査の概要

- ・アンケートは、居宅介護支援事業所のケアマネジャーの方にご回答いただきます。各ケアマネジャーは担当する利用者について、上記の「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」を抽出し、その概要を回答します。
- ・それぞれのケアマネジャーが判断する、「その方の生活改善に必要な支援・サービス」が「地域に不足する支援・サービス」である、という考え方が基礎にあります。
- ・本調査の集計では、「特養待機者」「その他施設等の待機者」「在宅サービス待機者」という言葉を使用していますが、これは特養のみでなく、その他のサービスの待機者についても同じように把握し、整備の必要性を検討するためのものです。

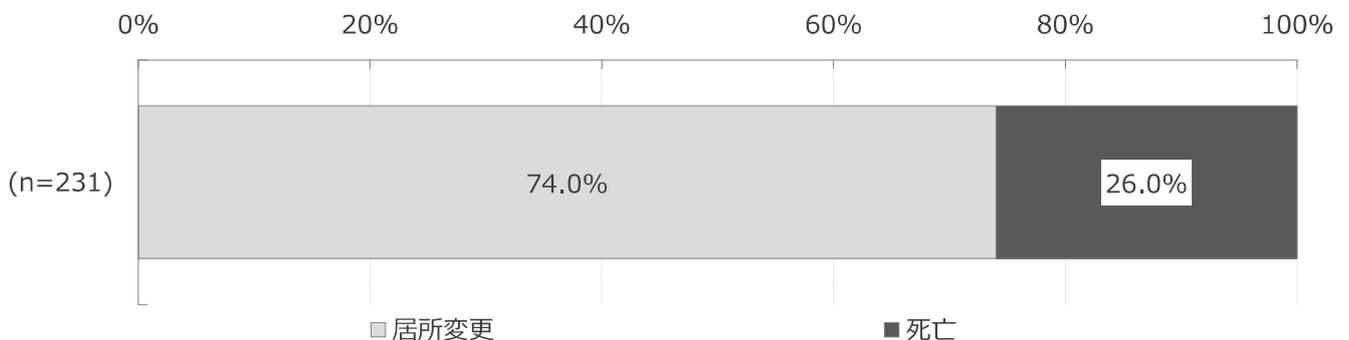
注目すべきポイント

- ・過去1年間で、自宅等から居所を変更した人（住み慣れた住まいで暮らすことができなくなった人）は、どの程度いるか？
- ・現在、生活の維持が難しくなっている人は、どのような人で、どの程度いるか？（継続的に調査し、その人数を減らすことはできないか）
- ・生活の維持が難しくなっている理由、生活改善に必要な支援・サービスは何か？（サービス提供体制の構築方針の検討）

過去1年間の実績

過去1年間の実績

過去1年間の居所変更と自宅等における死亡の割合



(注1) 「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。

(注2) 「粗推計」は、居所を変更した利用者数や自宅等で死亡した利用者数に、回収率の逆数を乗じて簡易的に算出しています。

		粗推計	回答実数
滝沢市全体で、過去1年間に 自宅等から居所を変更した利用者数	➡	182人	171人
滝沢市全体で、過去1年間に 自宅等で死亡した利用者数	➡	64人	60人

過去1年間の実績

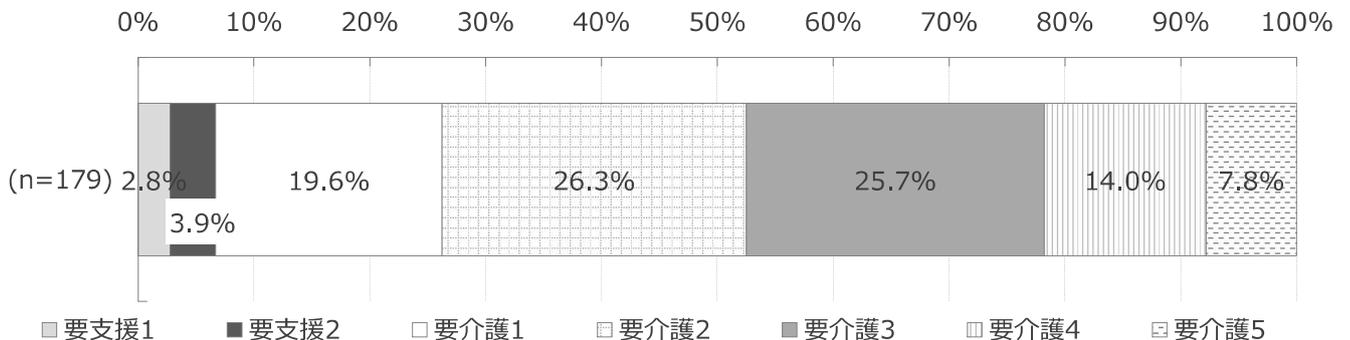
過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の行先別の人数

行先	市区町村内	市区町村外	合計
兄弟・子ども・親戚等の家	3人 1.8%	8人 4.7%	11人 6.4%
住宅型有料老人ホーム ※以降、「住宅型有料」とする。	13人 7.6%	12人 7.0%	25人 14.6%
軽費老人ホーム	5人 2.9%	2人 1.2%	7人 4.1%
サービス付き高齢者向け住宅 ※以降、「サ高住」とする。	7人 4.1%	6人 3.5%	13人 7.6%
グループホーム	8人 4.7%	0人 0.0%	8人 4.7%
特定施設	1人 0.6%	1人 0.6%	2人 1.2%
地域密着型特定施設	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
介護老人保健施設	40人 23.4%	21人 12.3%	61人 35.7%
療養型・介護医療院	1人 0.6%	2人 1.2%	3人 1.8%
特別養護老人ホーム ※以降、「特養」とする。	17人 9.9%	8人 4.7%	25人 14.6%
地域密着型特別養護老人ホーム	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
その他	6人 3.5%	5人 2.9%	11人 6.4%
行先を把握していない			5人 2.9%
合計	101人 59.1%	65人 38.0%	171人 100.0%

(注1) 「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。
 (注2) 表の上段の数値は、「回答実数」であり、回収率の逆数を乗じて簡易的に算出した「粗推計」されたものではありません。

過去1年間の実績

過去1年間に自宅等から居場所を変更した利用者の要介護度の内訳

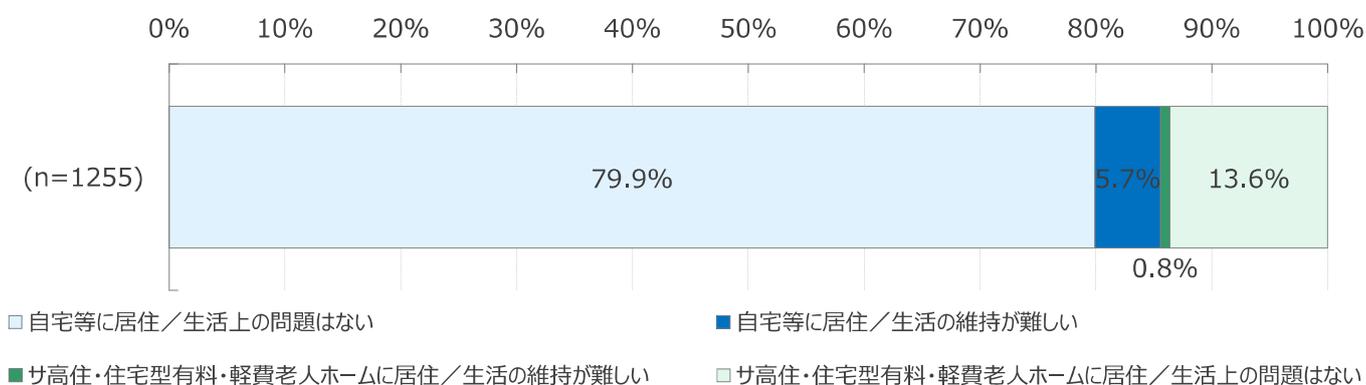


(注) 「自宅等」には、サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム・軽費老人ホームを含めていません。また、死亡した方は集計から除いています。

現在の利用者の状況

現在の利用者の状況

現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者



自宅・サ高住・住宅型有料・軽費老人ホームに居住する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合

滝沢市全体で、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数

(注)「粗推計」は、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者数に回収率の逆数を乗じて簡易的に算出しています。



合計
(要介護2以下)
(要介護3以上)

6.5%

粗推計

86人
53人
32人

回答実数

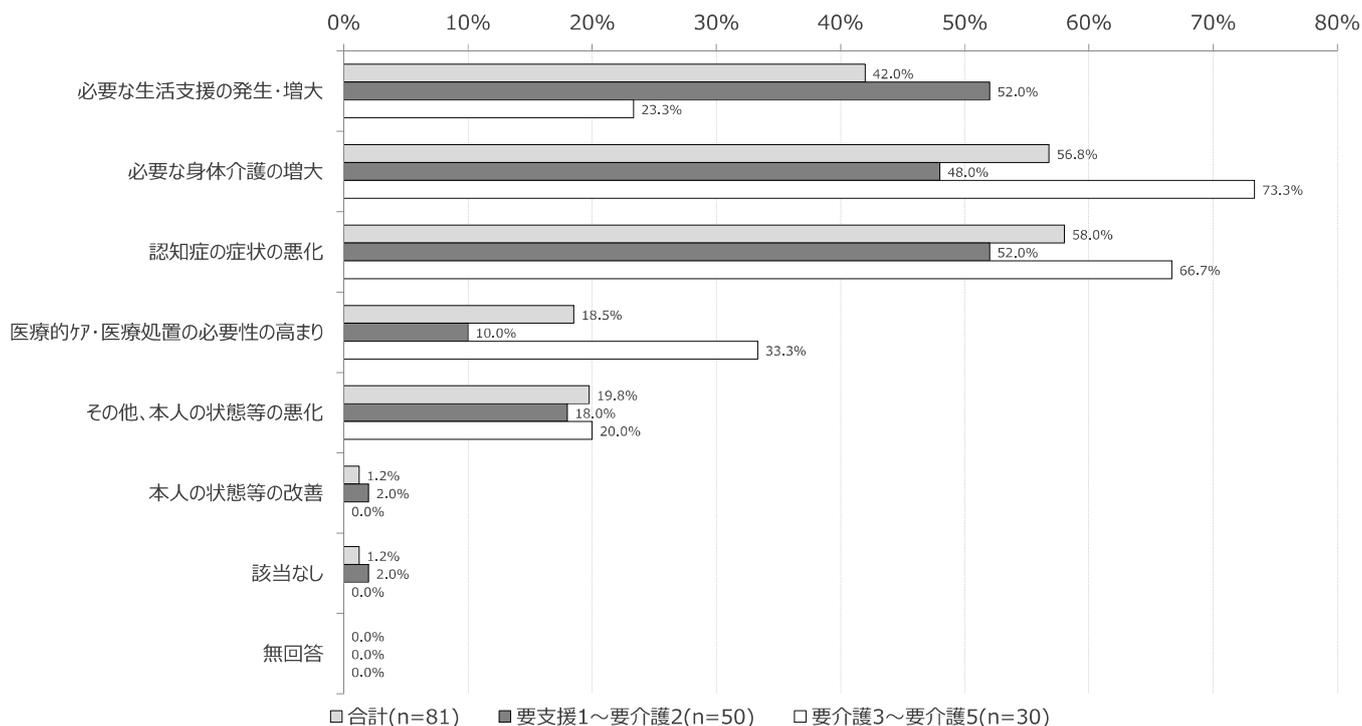
81人
50人
30人

現在、在宅での生活の維持が難しくなっている利用者の属性

順位 (上位10類型)	回答人数	粗推計	割合	世帯類型				居所			要介護度	
				独居	夫婦のみ世帯	単身の子ともとの同居	その他世帯	自宅等(持ち家)	自宅等(借家)	サ高住・住宅型有料・軽費	介2以下	介3以上
1	19人	20人	23.5%	★				★			★	
2	15人	16人	18.5%				★	★				★
3	8人	9人	9.9%	★						★	★	
4	7人	7人	8.6%		★			★			★	
5	6人	6人	7.4%				★	★			★	
5	6人	6人	7.4%			★		★				★
7	5人	5人	6.2%		★			★				★
7	5人	5人	6.2%	★					★		★	
9	3人	3人	3.7%			★		★			★	
10	2人	2人	2.5%	★					★			★
上記以外	5人	7人	6.2%									
合計	81人	86人	100.0%									

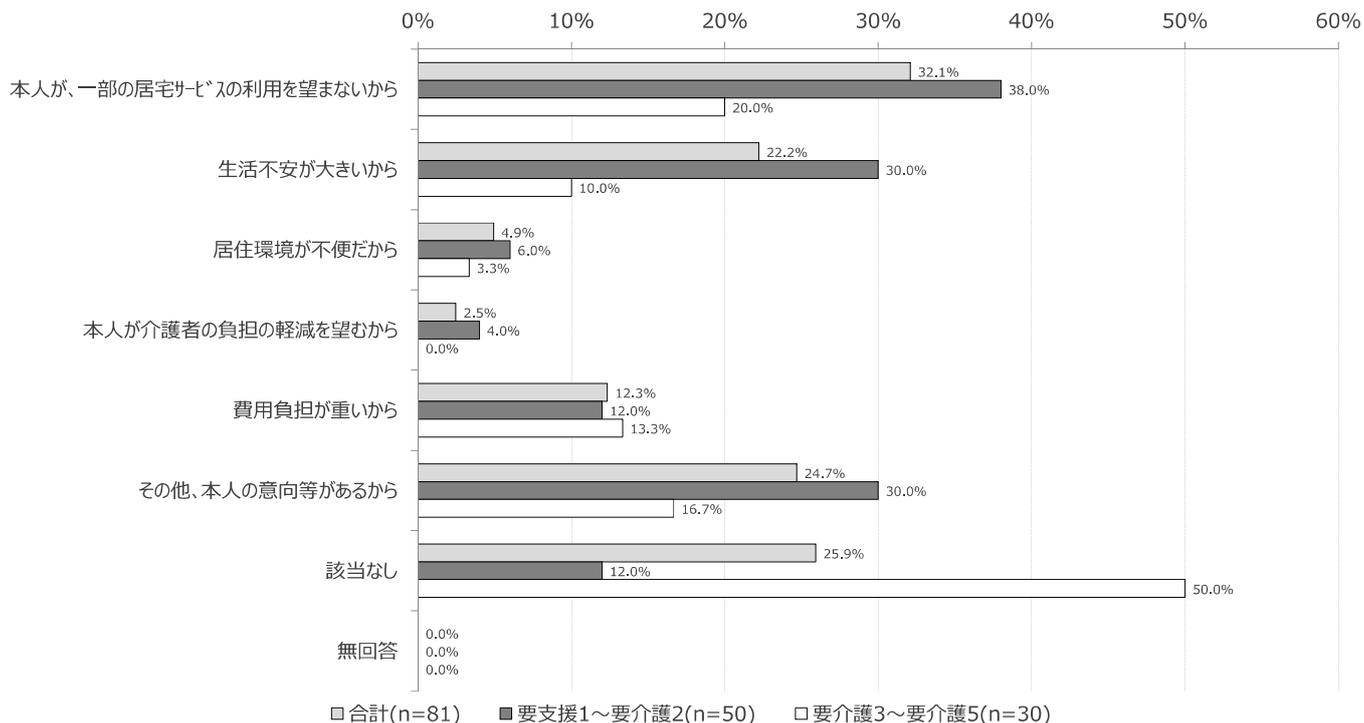
(注) 「粗推計」は、回答数に回収率の逆数を乗じて簡易的に算出しています。また、「上記以外」には、要介護度が「新規申請中」の方や属性が不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由 (本人の状態に属する理由、複数回答)



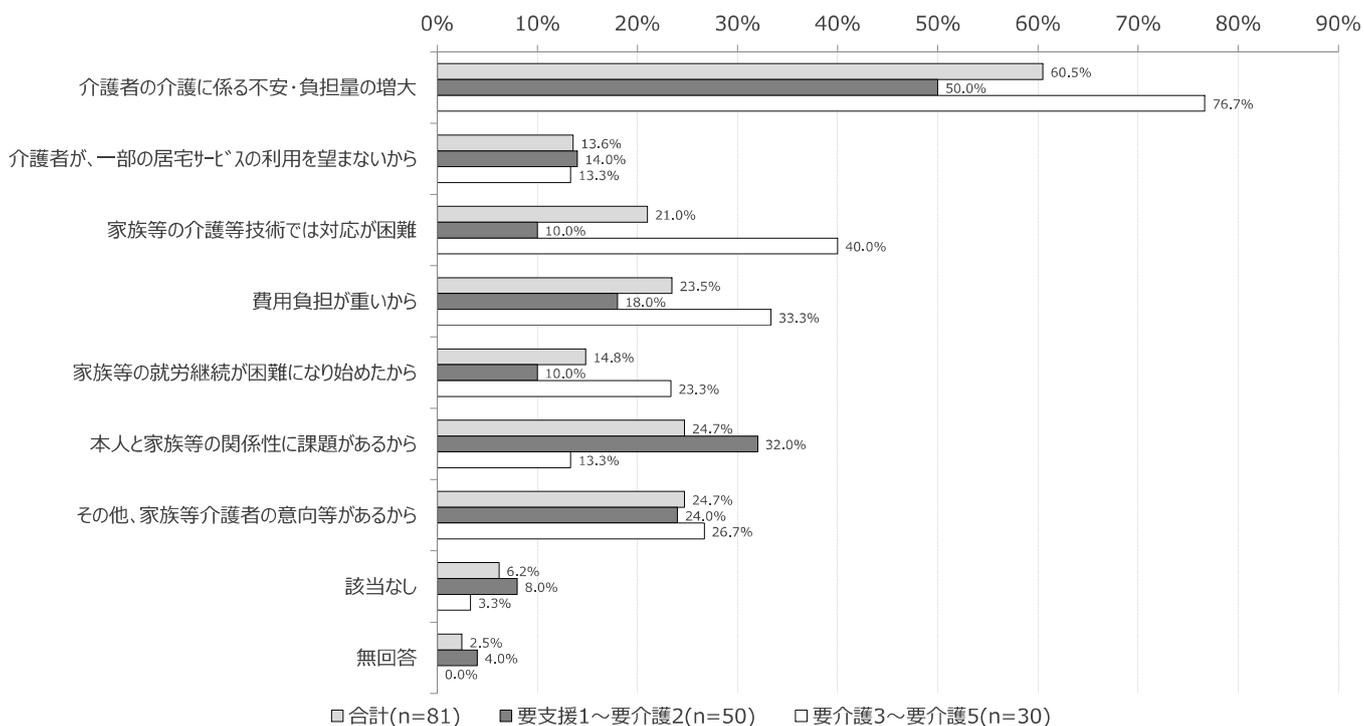
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由 (本人の意向に属する理由、複数回答)



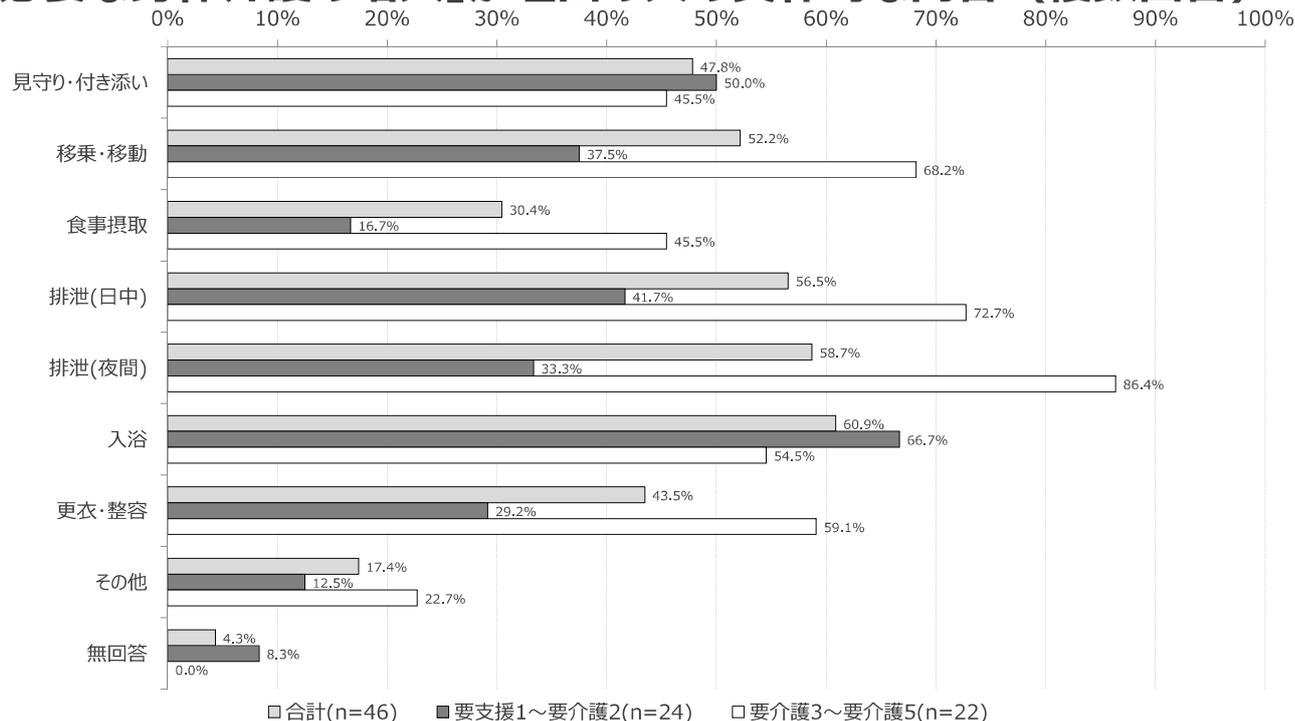
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

生活の維持が難しくなっている理由 (家族等介護者の意向・負担等に属する理由、複数回答)



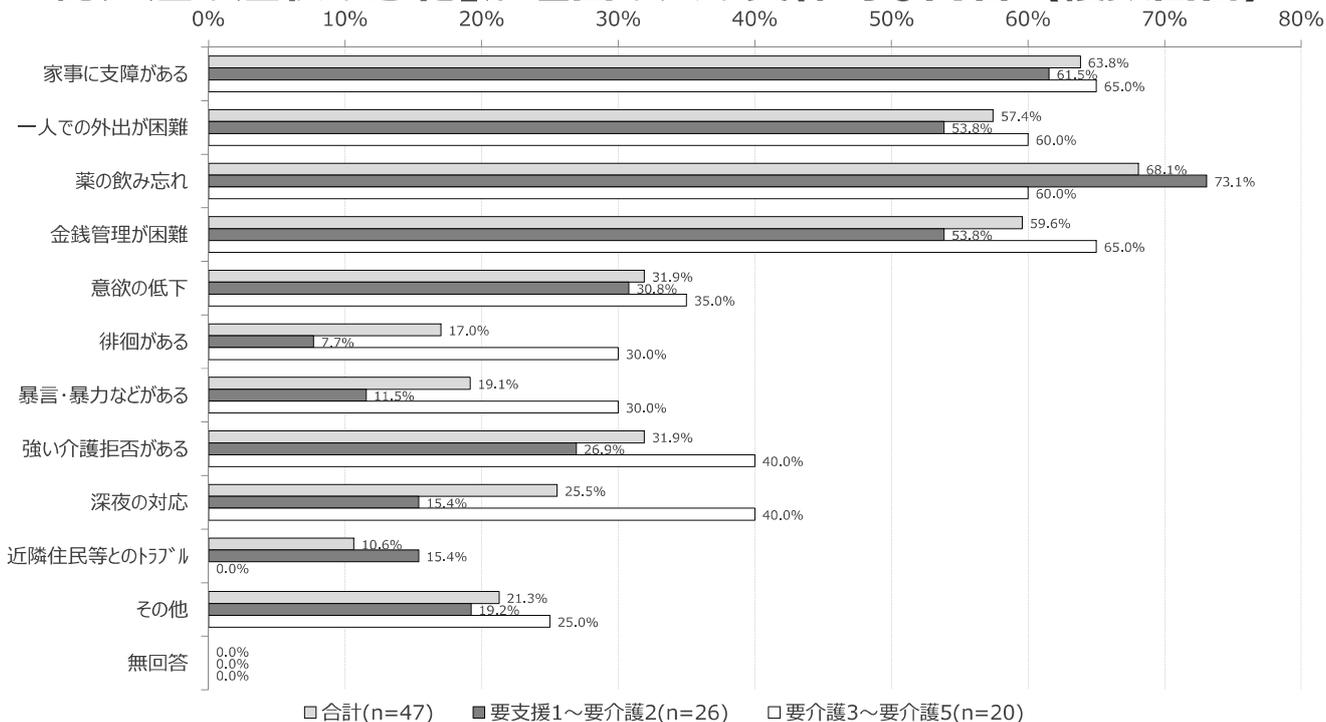
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「必要な身体介護の増大」が理由の人の具体的な内容（複数回答）



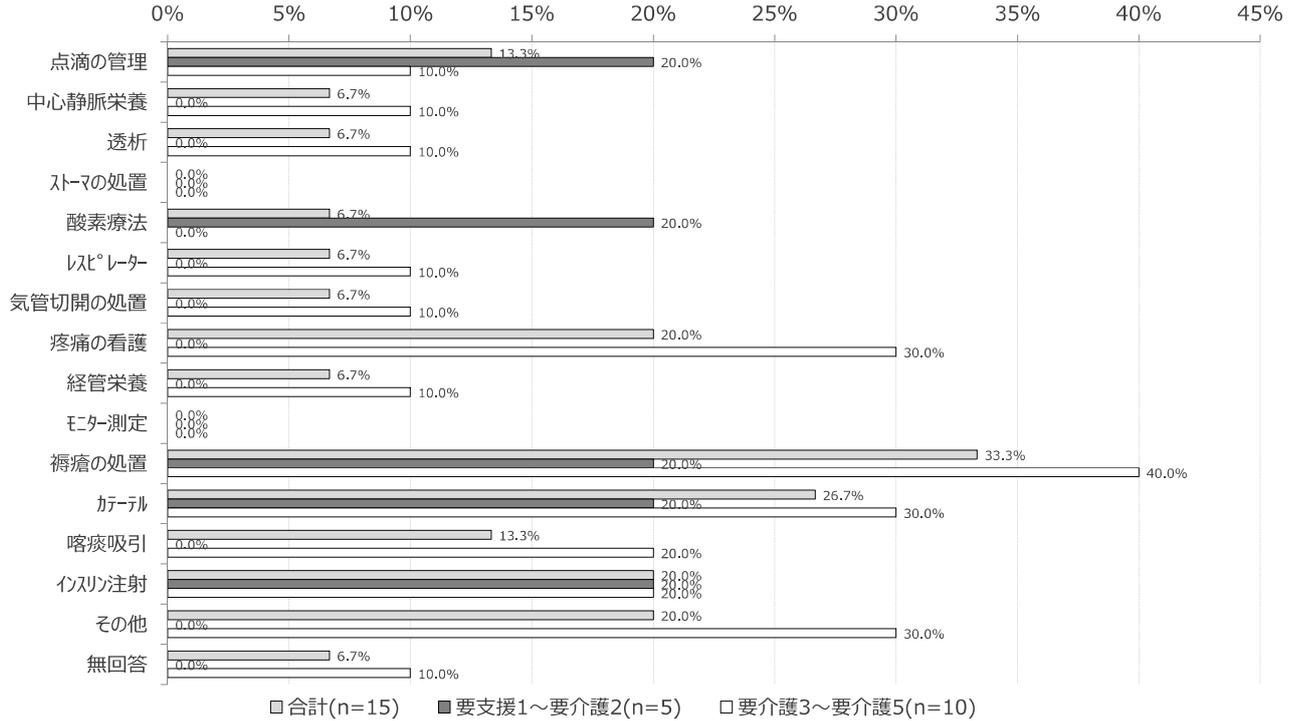
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「認知症の症状の悪化」が理由の人の具体的な内容（複数回答）



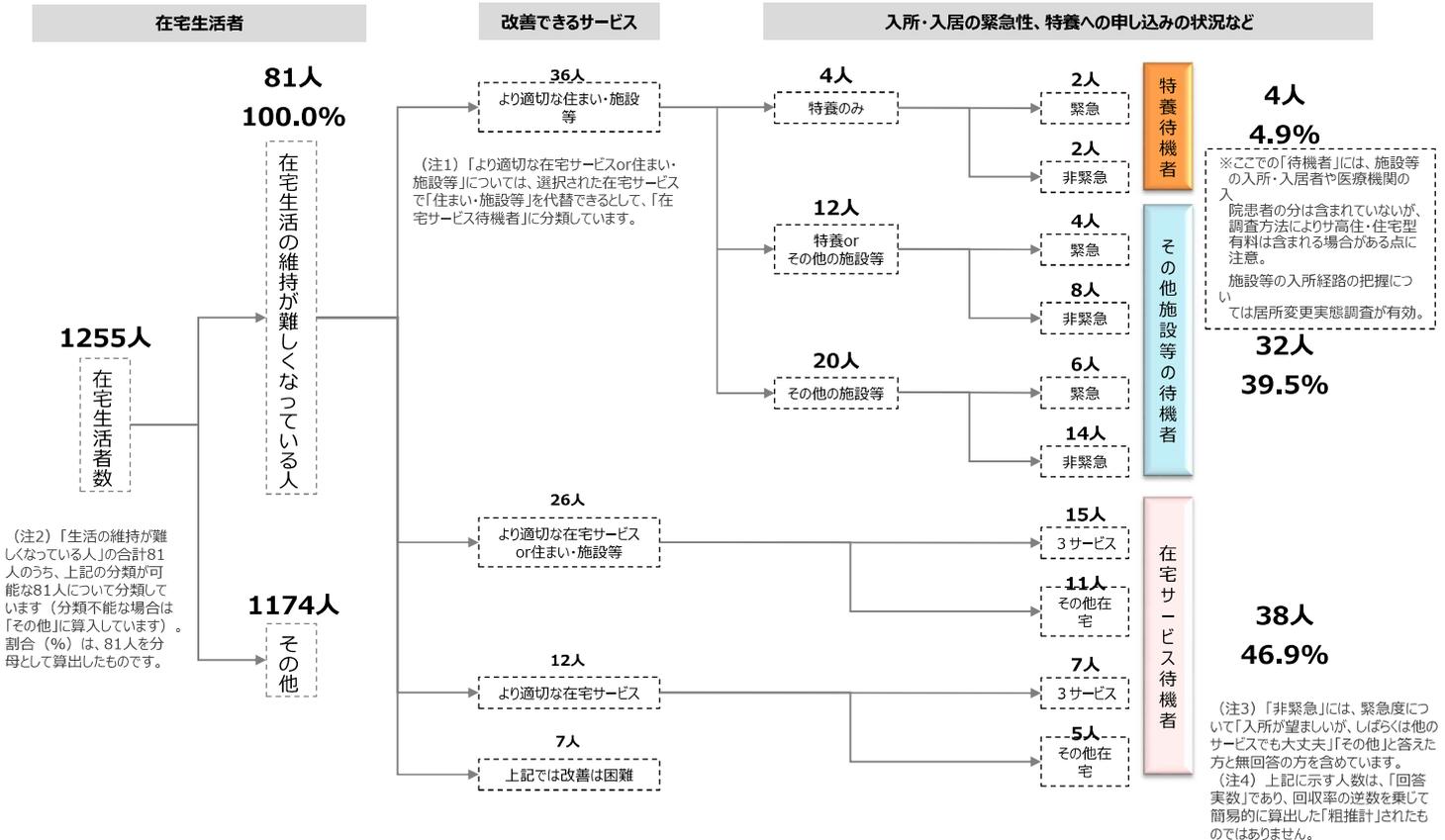
(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が理由の人の具体的な内容（複数回答）



(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更



「その他施設等の待機者」と「在宅サービス待機者」の生活の改善に必要なサービス（複数回答）

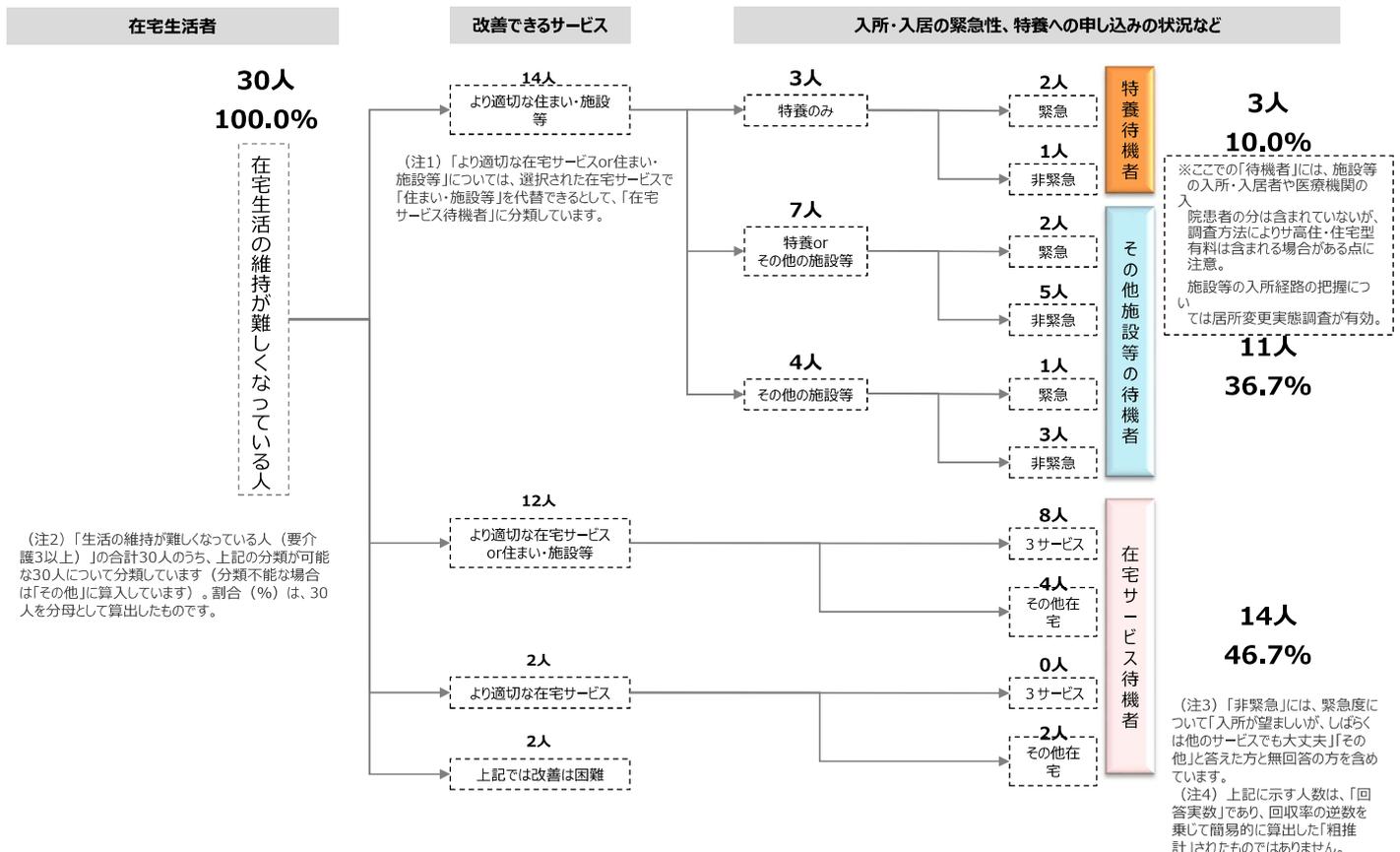
生活の改善に必要なサービス	その他施設等の待機者(32人)		在宅サービス待機者(38人)	
住まい・施設等	住宅型有料	11人 34.4%	住宅型有料	9人 23.7%
	サ高住	10人 31.3%	サ高住	4人 10.5%
	軽費老人ホーム	2人 6.3%	軽費老人ホーム	1人 2.6%
	グループホーム	15人 46.9%	グループホーム	7人 18.4%
	特定施設	5人 15.6%	特定施設	3人 7.9%
	介護老人保健施設	6人 18.8%	介護老人保健施設	6人 15.8%
	療養型・介護医療院	3人 9.4%	療養型・介護医療院	2人 5.3%
特別養護老人ホーム	12人 37.5%	特別養護老人ホーム	10人 26.3%	
在宅サービス	-	-	ショートステイ	13人 34.2%
	-	-	訪問介護、訪問入浴	11人 28.9%
	-	-	夜間対応型訪問介護	1人 2.6%
	-	-	訪問看護	5人 13.2%
	-	-	訪問リハ	2人 5.3%
	-	-	通所介護、通所リハ、認知症対応型通所	14人 36.8%
	-	-	定期巡回サービス	10人 26.3%
	-	-	小規模多機能	14人 36.8%
	-	-	看護小規模多機能	3人 7.9%

生活の改善に向けて、代替が可能

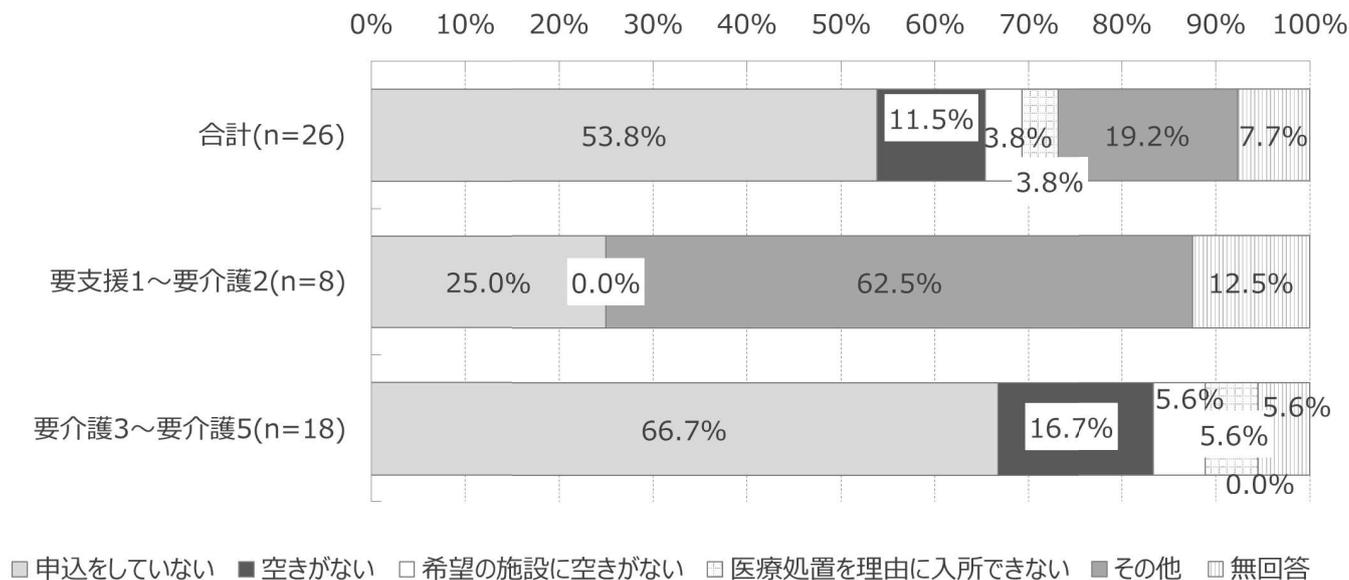
(注1) 割合は、それぞれ、その他施設等の待機者32人、在宅サービス待機者38人を分母として算出したものです。

(注2) 「在宅サービス待機者」について、生活改善に必要なサービスとして「住まい・施設等」と「在宅サービス」の両方を回答している場合は、代替が可能としています。

「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更（要介護3以上）

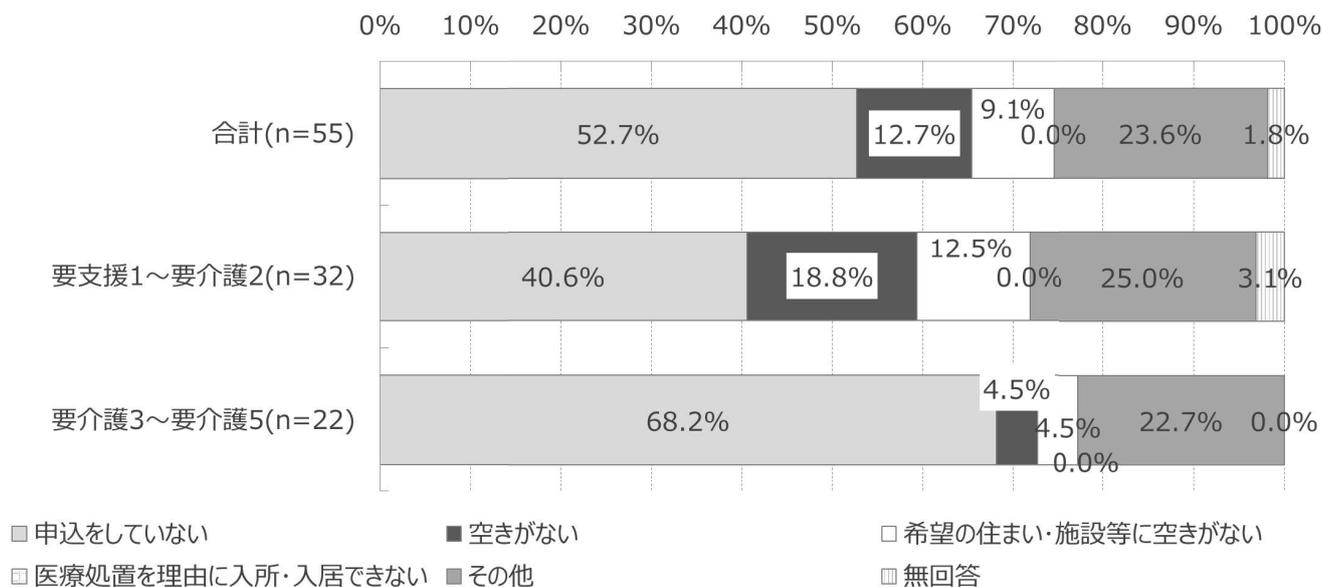


特養に入所できていない理由 (改善に必要なサービスで、特養を選択した人)



(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

特養以外の住まい・施設等に入所・入居できていない理由 (改善に必要なサービスで、特養以外の施設・住まい等を選択した人)



(注) 「合計」には、要介護度が「新規申請中」の方や不明な方を含めています。

滝沢市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）

- 発行日 令和6年3月
- 編集発行 岩手県滝沢市中鶴飼55
滝沢市健康福祉部
高齢者支援課

（電話：019-656-6521）

滝沢市地域包括支援センター

（電話：019-656-6523）